

第一百一回 参議院文教委員会會議録第十一号

昭和五十九年五月十日(木曜日)
午前十一時一分開会

委員の異動

五月九日

辞任

杉山 令肇君

補欠選任

小島 静馬君

五月十日

辞任

井上 裕君

補欠選任

村上 正邦君

出席者は左のとおり。

委員長

長谷川 信君

委員

大島 友治君

蔵内 修治君

小島 静馬君

山東 昭子君

世耕 政隆君

仲川 幸男君

林 健太郎君

村上 正邦君

柳川 覺治君

粕谷 照美君

中村 哲君

安永 英雄君

高木健太郎君

高桑 栄松君

小西 博行君

美濃部亮吉君

國務大臣

文部大臣

森 喜朗君

政府委員

文部大臣官房審議官

齊藤 尚夫君

兼内閣審議官

阿部 充夫君

文部省管理局長

鈴木 勲君

文化庁長官

加戸 守行君

文化庁次長

事務局側

常任委員会専門員

佐々木定典君

参考人

社団法人日本レコード協会会長

高宮 昇君

日本レコードレ

牛久保洋次君

ンタル商業組合

阿部 浩二君

理事長

岡山大学法学部

教授

本日の會議に付した案件

○昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○参考人の出席要求に関する件

○委員長(長谷川信君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。昨九日、杉山令肇君が委員を辞任され、その補欠として小島静馬君が選任されました。

○委員長(長谷川信君) 前回に引き続き、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合か

らの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を行います。質疑のある方は順次御発言願います。

○田沢智治君 今日、教育の荒廃が叫ばれる中で、国民の関心事は、いかに教育を充実してくれるか、この辺に心が集まっていると思います。教育は人なりということば昔から言われております。教職員関係者が後顧に憂いを残さず教育に専念し、有用な人材を多く育成してこそ高度文化国家日本が保障されるものであると私は信じております。その意味において、我が国、教育界の大多数を支えている私立学校に奉職しておる教職員関係者の福祉増進は国家の重要な施策の一つであるとは私は確信するものでございますが、文部大臣はいかがお考えでございますか。

○國務大臣(森喜朗君) 日本の教育は、私学のみならず国公立、それぞれの機能を果たしながら、日本の教育のために大きな貢献をいたしておることは先生の御指摘のとおりでございます。とりわけ、高等教育機関におきましては、大体八割近く私学に負っているということになるわけでございます。そういう意味で日本の教育は、今日の日本の繁栄の大きな基盤になっているわけでございまして、そういう意味で私学が果たしている役割は極めて大きい、私もそのような認識を持っております。

○田沢智治君 第二に、我が国の国公立間の年金制度が、それぞれ異なる条件のもとに運用されておる現状にかんがみ、行革の一環として年金制度の整理統合が進められておる状況であると思

います。今日どのような事態になつておるか、管理局長よりお聞かせいただきたいと存じます。

すけれども、整理をして申し上げますと、まず一つは、国家公務員の共済組合と公共企業体の共済組合の統合、それから地方公務員共済組合は非常に数多く分立をしておるわけでございますが、この大部分のものにつきまして、年金制度内での財政単位の一元化を図るというような、この二つの措置が、既に制度の改正等国会の御承認をいただきました。本年の四月一日から実施をされたというようなことになるかと存じます。その後、これからの年金改革につきましては、去る二月の二十四日の閣議におきまして、公的年金制度の長期的な安定と整合性ある発展を図る、こういう見地から、昭和五十九年度におきまして国民年金、厚生年金保険、それから船員保険、この三つの制度を通じて、基礎年金の導入を図るというような形での制度改正を行うということに相なりまして、これはすでに国会に提案され御審議をいただいているところでございます。それから、昭和六十年におきましては、共済年金につきましても基礎年金の導入を図る等の改革の趣旨に沿った制度改正を行うということで、この点につきましては現在、関係各所間で検討が進められているということでございます。これら二つの改革は、いずれも昭和六十一年度から実施をするという旨の閣議決定がなされておるというところが現在の状況でございます。以後、六十二年以降はさらに逐次こういった制度間の公平化と負担水準の適正化云々といったようなたぐいの改正を七十年代までかけて進めていこうと、こういうような仕組みになっているところでございます。

○田沢智治君 各種年金制度の一元化、基礎年金ということになりますか。六十年代からそういう方向にいくということが言われておるんですが、私学共済制度がどのように対応していくのか、それによってメリットとデメリットがあると思いま

すけれども、その辺のところの基本的な考え方があればお聞かせいただきたいと存じます。

○政府委員(阿部充夫君) 私学共済制度につきましては、公的年金制度全体の中の、しかも共済グループの中の一つということで、先ほど申し上げましたように昭和六十年度においてその改正を図りたいということで、現在、共済関係、グループ関係各所の中で検討が進められておるところでございますが、この制度自体につきましては、これも先生十分御案内のところでございますけれども、昭和二十七年に私立学校振興会法が制定されましたときに、特にその附帯決議といたしまして、私立学校教職員福利厚生対策につきまして、教育基本法第六条の趣旨に基づきまして、国立学校の教職員と均衡を保てるような別途の施策を考慮すべきであるという御指摘がございました。この附帯決議を受けて昭和二十八年に私立学校教職員共済組合法が制定されたわけでございまして、私学教職員に対しましては国立学校の教職員と同水準の福利厚生、年金まで含めまして制度が適用されるというようなことになったわけでございます。

このような経緯でもあり、教育基本法の精神を体しまして、国家公務員である学校教員とのパランスというのを十分考えながら、この共済年金制度の一元化については、その精神を体して対応してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○田沢智治君 私学共済年金の財政状況は健全であるということをよく聞かしてらうんですが、現在の収支状況と今後の見通しについて所見を伺いたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 私学共済組合の長期経理の財政状況でございますけれども、昭和五十八年度の決算がまだ出ておりませんので昭和五十七年度ベースで御報告をさせていただきますが、五十七年度の長期経理におきます収入は一千三百九十四億円でございまして、これはいわゆる掛金等でございますが、支出は三百三十六億円、この収

支差一千五十八億円のプラスになっておるわけでございますけれども、これは将来の年金給付のための基金でございます。これは将来の年金給付のたす。この積み立ての累計額は、過年度からのものすべてを含めまして現在六千七百十九億という金額に達しておるわけでございます。昭和五十七年度末で推計をいたしますと、将来の給付のために、現在の私学教職員が退職された場合の給付といたしまして考えますと、そのために準備をしておるべき計算上の金額が――責任準備金、こう申し上げるわけでございますが、それに対する充足率は九五%まで達しているというところで、私学共済におきましては、これまでも財源率の再計算等を数年に一回行つては、それを踏まえまして必要な掛金率を定めるといふような措置を講じてきたといふような経緯もございまして、九五%といふような所要の水準を満たしてきているということ、そういう意味では年金財政は比較的健全であると申し上げることができようかと思つてわけでございます。

今後の私学共済の長期経理に関する収支の見通しについてあわせて申し上げますと、昭和五十五年の一月に実施をいたしました所要財源率の再計算結果を踏まえた上での計算でございますが、さらに将来のことは不確定要素が多々ございしますので、それにつきましては、例えば組合員数は年々相当ふえてきているわけでございますけれども、これがふえない、今のままだといふふうな仮定をし、毎年の年金の改定率八%程度だといふように見込み、それから資産運用利回りを七%とし、それから掛金率を千分の百に据え置くといふようなことで計算をいたしますと、単年度の年金関係の収支といたしましては、二十年後の昭和七十九年度からはこのままでは赤字になる。そして保有資産の食いつぶしといふことがあるわけでございまして、二十八年後の昭和八十七年度に赤字に転じるということでございます。

この推計は、年金改定を毎年八%やるというふうなことで、最近の状況に比べればかなり高めに年金改定を見込んでおりますし、それからまた掛金率は現行のままに据え置くとか、あるいは組合員数がふえないとかいふような非常に厳しい条件で計算をしたものでございまして、そういう非常に厳しい条件の中にあつても、なおかつ二十年ないし三十年は大丈夫だといふ計算であるということでございますので、そういう意味では、かなり、先ほど申し上げましたように健全財政であるといふことが申し上げられようかと思つてわけでございます。

○田沢智治君 今のお話を聞きますと、昭和八十年ぐらまでは資産の見合いを見ても十分だといふお話でございますが、他の共済の年金から見ても安定した内容であると私たちも思つておりますが、せっかく一生懸命働いて、退職後、年金を楽しみにしておる人たちが年金をもらえないということになることは、大きな社会的、国家的問題でございまして、長期展望を達成しつつ、八十年、九十年においても充足できるような方策を今後おとりいただきたいということを要望させていただきます。

また、私学共済に入る資格がある学校において、まだ加盟していない学校数というのはどのくらいでございますか。およその数でよろしゅうございします。

○政府委員(阿部充夫君) 資格があると申しますが、これ現在制度上は、もう法令上はきちつと決まっておりますので、既に入っていないものは法令上はもう入れないという仕組みになっておるわけでございまして、私学で加入をしてもらえないものが五十九校でございます。

○田沢智治君 それはどう理由で入らぬのですか。

○政府委員(阿部充夫君) この私学共済制度は、先ほど申し上げましたように昭和二十九年に発足をいたしましたわけでございますが、その時点以前におきましては、既設校の場合、これは任意加入でございしたけれども、健康保険あるいは厚生年

金保険に加入しておいたケースがございまして、これらのものにつきまして、昭和二十九年に私学共済が発足いたします場合に、いわゆる選択をさせたいわけでございまして、新しい私学共済に入るか、あるいは従来どおりにするかといふことを自主的に選択をさせたわけでございまして、そのとき相当数のものが私学共済には入らないといふことで残つたわけでございます。

その後、私学共済制度が逐次充実をしまして、まずつれて、その中からやはり入りたいといふケースの学校等も出てまいりましたこと等もございまして、昭和四十九年の際に、再度法律改正をお願いをいたしました。その時期においても一度選択のチャンスを与えたわけでございまして、これは各学校では所属の組合員のいわば投票によりまして新しい私学共済の方へ入るか入らないかといふことを判断をしたわけでございまして、その結果、百十二校が入るといふふうに変つて、そのときに残り残りました五十九校が入らないという判断をしたわけでございまして、そういう意味で、現在では、この入っていないものはその後加入することができるといふ仕組みには法令上はもうなつておらないわけでございまして、加入の可能性というのは現行制度上はないわけでございまして、こういう判断をいたしましたことの背景には、従来の健康保険あるいは厚生年金保険という仕組みの中で、例えば健康保険等につきましては、被用者負担と本人負担との間の比率の決め方が、ある程度自由にできるといふようなことから、組合員にとつて有利な比率が決定しておつたようなケース等もあろうかと思つてわけでございまして、そういうことなことを等が恐らく理由になつたのではないかと思つて、この当時の既加入校百八十校ぐらゐのうちで五十九校だけはどうしても残るといふようなことに入らなかつたといふことでございまして、

○田沢智治君 それから、私学共済組合が福祉事業の一環として全国各地に宿泊施設を設置しておるんですが、聞くところによると、現在設置して

いる宿泊施設よりも、また新たに今後建設する会館予定があるというふう聞いております。現在の宿泊施設の組合員の利用者数、そしてその経営実態。宿泊施設を設ければ設けるほど赤字になっているのか、あるいは現状では利用者も多くて有効に活用し、かつ健全な運営をしているのかどうか、この辺の所見を聞かしてもらいたいのでございます。

○政府委員(阿部充夫君) 私立学校共済組合におきましては、組合員、家族の宿泊あるいは保養あるいは研修、いろいろな用途があるわけでございますけれども、そういう形の利用に供するために会館を五カ所それから宿泊所を八カ所保養所を三カ所、それから海、山の家というものを四カ所、合計で二十の施設を設置をいたしまして経営を行っているわけでございます。

これらのうち、会館の五カ所と申しますのは、全国を七ブロックに分けてまして、北海道、東北、東京云々という七ブロックでございますけれども、それぞれにいわば私学共済組合の地方支部というふうな趣旨を含ませた会館をつくっているというふうなことでございまして、これにつきましては、なお、あと二カ所つくる予定があるわけでございますが、これらの施設の利用状況を見てみますと、これは全体の数字でございまして、大変わかりにくい数字で恐縮でございますが、昭和五十七年度の宿泊の延べ人員は、会館で約十五万人、それから宿泊所で十万人、それから保養所、海の家、山の家、こういうところで約四万人というわけで、合計いたしまして約二十九万人が御利用いただいているという状況にございます。

また、会館では婚礼等がよく行われるわけでございまして、婚礼等の利用あるいは宴会、いろいろな格好での集会、勉強会、いろいろあるわけでございまして、そういう一時的な御利用をいただく延べ人員は全施設合計で約三十二万人の方に御利用いただいているというふうな状況でございます。

この宿泊施設の経営でございすけれども、こ

れにつきましまして、五十七年度決算によりまして、宿泊経理全体としては赤字を計上しているところでございまして、このうち、若干事情が違いますが、先ほど申し上げました五つの会館でございますけれども、この会館につきましましては独立採算を建前としておりまして、そういう運営を行っておりますわけでございまして、現在五カ所設置されておりますが、やはり設置をいたしました初年度あるいはその数年間というのは、その設置のために施設の建設費その他をこれは長期経理の方から借り入れをいたすわけでございまして、利子つけて借り入れをいたして、それを返していくというふうな金がかかる関係上、当初しばらくの間は赤字という状態があるわけでございまして、しかしながら、昭和四十三年度に開設をいたしました北海道会館、四十五年度に開設をいたしました愛知会館といったような古いところにつきましては、逐次、独立採算の趣旨に沿った運営がなされてきて、黒字に変わってきているという状況でございまして、残りの三つにつきましても、現在では赤字でございすけれども、いずれ黒字になってくるというふうな考えるところでございす。

それからなお、会館以外の保養所、海の家、山の家といったようなものにつきましまして、その性格上利用者ほとんど全部が組合員であって、組合員のためにはできるだけ低額で、低い額で利用に供したいというふうなこともございすので、そういう関係上、独立採算という考え方はなく、保険経理の中の一部繰り入れをするというふうなことでございす。運営をいたしております。

そういう関係上、赤字が黒字かということになりますけれども、赤字というふうな相なるわけでございす。事の性格上、これは国家公務員共済等の保養所等もすべて同じでございすけれども、そういう必要も経営的に必要だとは言えない状況の経営が行われているというところでございす。

○田沢智治君 私が一番心配するのは、宿泊施設、会館等を拡大して運営経費が、赤字増大がある

とすれば、将来の年金等の支給に支障を来すような結果を生む可能性があるような計画は慎しんでもらいた方がよいのではないだろうか。ということとは、やはり、それぞれがそれぞれに保養所を持ち、いろいろな施設を持って、必ずしも利用度が高いとは言えない面が数多くあると私も聞いておりますので、今後、そういう計画を立てるにつきましましては、総合計画のもとに、資産の運用によりプラスになるような前提に立った緻密な計画のもとに進めていただきたいということを御要望させていただきます。

それから、私学共済組合が発足をしまして、これは昭和二十九年ですが、そのときの組合員の数と経営責任体制はどういうような状態にございましたか。

○政府委員(阿部充夫君) 当初の規模は、組合員数がたしか五万人程度で発足をいたしました。現在、先生御案内のように三十万を超えておりますので、六倍ぐらいの規模に膨れ上がっておりますので、六倍でございます。その事務処理体制と申しますか、当職員等については、その後ある程度の増員等が行われたかと思っておりますが、役員等につきましては、ただいま手元に資料を持っておりませんので恐縮でございますが、ほとんど変わりのない設立当初からの状況であろうかと思っております。

○田沢智治君 当初五万組合員で、役員体制は一人の常務理事を置いておる。今日三十三万、約三十四万人に組合員がふえて、事業内容等も非常によく努力なされた結果、個々に成果が上がっているかと私も判断するんでございす。しかも、長期年金の財源が六千七百億を保有しているというところは大変すばらしいことである。経営努力に対して敬意を表してもいいのではないだろうか。また、昭和五十七年度の短期運営費が六百五十六億、長期が三百三十六億、約一千億の運用をしておるというふうなことを見ると、約七千億、八千億ぐらいの資産というものを取り扱っている。私には、やはり五万の組合員と七倍ぐらいに膨れ上がった時点での会員を持つ私学共済組合が、経営責

任体制が一人ですつとやっているということに不合理さを私は感ずるんです。ですから、ふやすこととが、悪いこととよりも、できる限り私学共済の充実、強化を図るということになれば、私学の方々が、五十九校ですが、まだ残っている、いろいろな意見を酌みつつ一体化して、教職員質的年金については差別のないような形で維持していくということも大きな私は社会的意義があると、こう思うんです。そういう意味において、一人の常務理事で果たしていいのか。今後、年金の統合の問題を含めて緻密な長期計画を立てなきゃならぬという次元の中で、果たしてこういう現状で甘んじていることがいいのかどうか、私は疑問に思ふんです。最低二人くらいいた方がいいのではないかと、こう思うんです。文部大臣いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) 私学共済組合の役員につきましては、先生の御指摘にございましたように、理事長の下に常務理事一名、そのほか非常勤の理事は若干名おられるわけでございすけれども、そういう体制で運営をいたしておるわけでございす。御指摘のように、私学共済組合の業務は組合員数の増加に伴いまして年々ふえてまいります。昭和五十九年度から、そういう点も考えまして、理事を補佐する審議役二人というのを新たに設けるというふうな措置も講じたわけでございす。お話にございました常務理事一名では不足ではないかということも、私もかねて問題意識としては持つてきたところでございす。ただ、ちょうど時期が昭和五十六年の八月に行行政改革についての当面の基本方針閣議決定あるいは閣議からの御答申等ございまして、こういう常勤の役員については抑制をするというよりも、むしろ現在のものを削っていくというところが方向が定められ、進行しているという状態の中でもございすので、課題意識としては持つておるわけでございすけれども、なかなか実現がむずかしいというふうな考えでおるわけでございす。いずれにいたしましても、大事な御指摘であるところ

的にいたしておるといふふうには私も漏れ聞
いておりますので、かなりいい方向に改善をして
いただけるのではないだろうか、こう思っている
わけでございます。

ただ、誤解を受けるといけません、六十年度
の試験では、これはもう実際的には物理的に間に
合うことではございませんので、六十一年という
ことを私あえて申し上げていいか、それも大変危
険な発言になりますので、六十一年以後、何らか
の形で改善の私は成果が見られてくるのではない
か、このように考えておりますし、文部省として
もできる限り、高等学校の学生時代が、本当に学
問と、そしてクラブ活動、その他いろんな意味で
大事な青春期ですから、楽しかるべき高等学校生
活が送れるような、試験のための高等学校生活と
いうことにならないように、できるだけ文部省と
いたしまして、国大協とも十分連絡をとって、
そのように指導いたしましてまいりたい、こう考え
ておるところであります。

○久保亘君 私は最初に、この法律案にかかわ
て提出していただいております資料について少し
お尋ねいたします。「学校種別加入状況」の表の
中で標準給与の平均月額が示されておりますが、
幼稚園の標準給与の平均月額が全体の平均に比
べて六十一％と著しく低くなっておりますのは、こ
れは単に幼稚園の教職員の年齢が低いということだ
けが原因でしょうか、どのように把握をされてお
りますか。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま御指摘がござ
います幼稚園の関係は、平均給与が非常に低い
わけでございますけれども、これにつきまして
は、お話にございましたように、何と申ししまし
ても、幼稚園は教職員の平均年齢が非常に低いとい
うことが中心であらうかと思えます。しかしなが
ら、それ以外に想像できることといたしまして
は、公立の幼稚園等の場合につきまして、必ずし
も教育職の俸給表が適用されてないようなケース
もあるわけでございますので、そういったこと等
とのバランス等から私立の幼稚園について低くな

っているというふうなケースがあるいはあるのか
もいれませんが、これはちょっと私もそこまで詰
めてみたことがございませんで正確には申し上げ
かねるわけでございます。

○久保亘君 そうすると今度は、公立学校の共済
組合の場合の標準給与の平均月額について文部省
から教えていただきましたのは、私立の二十二
万四千五百四十八円に対して二十四万六千八百
円、お聞きいたしておりますが、幼稚園が組合員数
の四分の一を占めて、大変低い標準給与の平均月
額になっている中で、全体の平均がほぼ公立学校共
済組合と匹敵をしているというのは、他の部分に
おいてはかなり上回るものがございますか。

○政府委員(阿部充夫君) 幼稚園以外に、例えば
大学等のレベルでは、教官等の場合には、ある程
度高いというふうな、給与の水準がですね、とい
うようなケースはあるわけでございますけれども、
もうそういったことのほかに、もう一点は、例え
ば公立と私立との比較で申しますと、公立学校共
済組合の場合の平均給与といえますのは本俸でござ
いますので、それに対して、私立の場合の
標準給与には手当まで全部込みで標準給与を決め
ているというふうな違いがあるわけでございます
ので、あるいはその比較で、本俸と手当込みとい
う制度上の違いが、この数字の上では同じ数字
として出てきます関係上平均額が同じようになっ
ているということはあるかと思えます。

○久保亘君 公立と私立の場合に標準給与の算定
の仕方が違うということになりますと、この標準
給与が年金の額等にかかわってまいりますね。そ
うすれば、なぜ公立学校の場合には手当などを含
めることができないのですか。私立の場合にそう
いう制度になっているんならば、それは一元化し
たらいいんじゃないですか。

○政府委員(阿部充夫君) これは少し制度の成立
の経緯等があるわけでございますけれども、御承
知のように国家公務員、地方公務員全体を通じま
して、共済組合の制度が当初からつくられており
まして、それがすべて国家公務員、地方公務員に

ついては本俸によつてすべて計算されるというこ
とで、その本俸の給与月額に沿つて掛金なり給付
金がすべて決まってくるという仕組みがとられて
おったわけでございます。これに對しまして、私
立学校につきまして、同じような共済組合制度を
つくるということになりましたときに、私学につ
きましては、先生御案内のように、学校によりま
して大変差があるわけでございます、本俸相当
部分というのは少ないけれども、手当で相当カ
バーしているところがございますとか、あるいは
本俸相当部分が――まあ、手当てでカバーしてい
るというケースの方がかなり多いかと思えます。し
ども、そういったような関係で本俸だけを取り上
げたのでは、掛金も少なくなるけれども、給付額
も非常に少なくなってしまうという問題がある
ということから、私学については、特に標準給与
とすることを別に定めまして、それにつきまして
本俸と手当を合計した額をもってその標準給与の
ところと当てている、こういう制度をつくったわ
けでございます。したがって、これは統一す
けるといふのはもちろん望ましいことではござい
ますけれども、統一することが有利になるのか不利に
なるのかというのは、また難しい問題を生じてく
るわけでございます。現在のところでは、掛金負
担は手当まで含めておりますから、私学の場合に
はそれは不利という言い方はできるかもしれません
が、しかしながら、将来はその手当までも含め
んが、しかしながら、将来はその手当までも含め
んが、しかしながら、将来はその手当までも含め
んが、しかしながら、将来はその手当までも含め

ます。
○久保亘君 誤解ないように、私、私学共済でお
とりになつて標準給与の算定のやり方が近代
的であると言っているんです。外国の例を見まし
ても、本俸を基準にして年金が計算されるという
例は余りないでしてね。日本の年金制度だけが
そういうものが多いんです。だから、実際には先

進国並みになつていと言われているけれども、
日本の年金というものは、これは諸外国と比べた場
合、在職中の所得に対する六〇％という計算で
合わないでしてね、欧米におけるやり方に計算
をし直すと、日本の場合には四二％ぐらいにし
かならぬのじゃないでしょうか。だから、そういう
点で非常に落ち込んでいます。その中で
私学共済が、これは福祉の先進諸国家並みの標準
給与の計算の仕方をされているというのは私は大
変いいことだと思ふ。しかし、そういう計算をや
つて、なおかつ公立学校の本俸だけの標準給与よ
りも低いということとは問題があるわけですね。だ
から、標準給与の平均月額というものは、そういう
意味では公立に比べると、同じ計算方式をとれば
かなり低いと見ていいんです。

○政府委員(阿部充夫君) この平均給与でござ
いますけれども、これにつきましては公立の場合等
と年齢層等が私はかなり違つていて、先ほど申
してはなしかと思うわけでございます、先ほど申
し上げましたように幼稚園の部分でそういう影響
が非常に大きく出てくるだろうということ、そ
れから大学の関係等につきましても、国立を既に
退官されたかなり年齢の方が割合安い給与で私学
に行つておられるというふうなケースも相当数あ
るかと思ひます。そういったこと等がいろいろ
ございまして、先生から今そういうお話がござ
いますので、同じベースで計算したならば直
ちにどうなるかということとはちよつとにわか
に申し上げられないわけでございますが、ただ、ご
一般的に申しまして、特に高等学校以下、最近よ
く私学の給与が全般的に高くなつたということが
言われておりますけれども、大学レベルにつきま
しては大体一割強ぐらい高くなつていまして、こ
とは私どもの計算でも出てくるわけでございます
が、高校以下の学校につきましては公立よりも若
干低い水準にあると、全体の平均給与といたしま
して、そういうことは事実であらうと思ふわけ
でございます。

○久保亘君 そこで、今、わかりましたが、あな

た方のこれらの資料というものを、よく説明をしておかれなから、これ、私、予算委員会でも少しお尋ねしましたが、日経連がことしの一月に出しました「労働問題研究委員会報告」というのがございますが、この労働問題研究委員会の報告によれば、私立大学に対する補助金をやめろという提議をされておられまして、そしてその中で「私立大学教職員の給与は、平均して国立大学教職員のそれよりも一・四％も高くなっている」と、こういうことが書かれていて、そして、この報告をつくられた委員の名簿を見てまいりますと、私立大学の教授が三名、国立大学の教授が三名入っております。そのほかは全部財界の幹部の人たちばかりです。そんな計算の仕方というのは、これは正當なんでしょうか。今、共済の資料から見ます場合には、こういう指摘の仕方というのは当たらないかと思うんですが、いかがですか。

○政府委員(阿部充夫君) これは、この計算そのものは、結論から申し上げますと正確でございます。と申しますのは、これは大学の教職員について私立と国立を比較したものでございます。先ほど申し上げましたように、高校以下につきましてはかなり下回っているのは全体の実態だろうと思っておりますが、大学につきましては、この数字は恐らく日本私学振興財団が五割の抽出調査をいたしまして、それぞれの私学の教員につきまして、それが国立学校に勤務しているとすればどうであろうかというのを履歴によって全部調べまして、その総数で推計をいたしました数字がこの一・四％程度というふうなことでございます。そういう意味で、この数字そのものは大学レベルのものとしては正確なものでございますが、私学全体を言っている数字ではないわけでございます。

○久保君 それでは、今全体の平均としては二十二万四千と二十四万ということになります。それじゃ、国立大学の場合の標準給与の平均月額というのは幾らですか。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま手元に国立大

学の給与の平均額というのを持っておられないわけでございますが、ここでごらんをいただいております。この御提出いたしました資料で言っております平均標準給与の平均月額と申しますのは、大学の場合で申しますれば、その大学の全職員についての資料でございます。例えば病院の看護婦さんでございますとか、清掃をしておられる方でございますとか、教授も入っておりますし、そういう形での全職員の給与でございます。

それから先ほど来御議論になっております一・四％云々というのは教職員の給与でございます。教授等の給与について比較をしたものでございます。

○久保君 それはおかしいのじゃないですか、そんなこと書いてありませんよ。「私立大学教職員の給与は、平均して国立大学教職員のそれよりも一・四％も高くなっている」と書いてあるんです。何も先生たちだけを比べているということじゃありませんよ。それで、私立大学に対する助成金というのは、全体の大学の経費を基準にして経費に對して出すようになっていくわけじゃないですか。そうしたら、こういう指摘の仕方というのは当たらないですか。

○政府委員(阿部充夫君) そういう意味で言えば確かに不正確な表現だと思えます。この一・四％というのは教員についてのデータでございますので、恐らくそれを活用して誤解して使われたのか、「教職員」という表現になっておりますが、そういう意味では不正確だと思えます。もちろん、これは私も、さきからこの部分について一・四％という数字はあるというふうに申し上げておるわけでございますが、この見解そのものに文部省は賛成しているという意味では決してございませぬので、その点は誤解のないようにお願いしたいと思います。

○久保君 もちろん、こんなものに文部省賛成されたら私は大変だと思えますよ。いかに日経連といえどもこんな「労働問題研究委員会報告」という中でわざわざ章を起して「教育の問題」と

いうことで随分いろんなことを言いたいほうだに言っておりますが、こういうことに対しては文部省はきちっとした見解を持つべきだと思うんです。それで私立大学に対する補助金は問題だ、こういうことなんですね。そして、憲法まで持ち出してきてあるんです。憲法八十九条に言う「公の支配に属しない教育の事業」に對し、公金の補助をしてはならないと規定しているのだから、現実には公金の補助を受けている私立大学は「公の支配に属する教育の事業」なのであるのか、この書いてあります。こんなばかんなことを日経連が言うというのは非常に問題だと思ふんです。これは文部大臣ね、一言なかるべからず。そして、教育基本法の中には「これ教育基本法は全く書いてないんだけど、教育基本法の中には私立学校というものの性格というものを、条文によつて、これは公の教育であるということを明示されておるはずなんです。それで、こういう言い方でもって私立大学に対する助成を考慮せよ、こう言われていることについては文部大臣はどういうふうにお考えでしょうか。

○國務大臣(森島明君) 私学経費助成につきましては、私立学校が学校教育において果たしております役割の重要性にかんがみて、教育条件の維持、向上、学生等の修学上の経済的な負担の軽減等を図るために私立学校振興助成法の趣旨に沿って実施しているものであります。生意氣なことを言うようですが、久保さん一番御存じですから、さきり言わしていただければ、この私立学校振興助成法、私もどがつくつて出した、そして一生懸命国会で苦勞して通した、毎年毎年予算で苦勞して積み上げてきたわけですから、日経連が、いろいろ勉強なさって御提言されることはこれは御自由でございますけれども、何か私の胸にくぎでも刺してぐるぐるえぐるえぐるという感じが実は私は持ったんです。何を言うかという気持ちには当然ありますが、そこは文部大臣でもございまして、冷静に話を受けとめておきましたけれども、したがって、正直言います、松崎専

務理事がこれをお持ちになりました、私のところへ。ですから、私は、お話し合ひとして受けとめながら、いろいろとお話し合ひもさせていただきましたが、その中で、国立大学と一割ほど高くなっているという、そういうケースもありますけれども、それは私学の教員の負担というのは大変大きいし、教育の研究条件というのは国立のようにすべて国がやっているわけじゃないです。しかし、先ほども議論にありましたように、現実には高等教育の場合には八割近いものは私学でこれは実際大きな役割を果たしているということ。私はそのときに松崎さんにも申し上げたんですけれども、委員の石井さん初め日本の有数の企業の皆さんいらっしゃるから、その会社へ行つて調べてもらなさいと、私学出た人と国立出た人とどっちが多くて、そして、例えばここに住友自動車もありませんが、その会社が、今日、これだけ繁榮しておるその大きな役割を一体、そんなことはなかなか分け隔てはできないにしても、会社発展のエネルギーの力は私学の人と官学の人とどっちが多かったか、そういうことも少しお考えになってみていただいて、皆さん御研究されることは結構だけれども、どうぞ皆さん会社へ帰つて全社員を集めて一週みんなにどう思うかということをお願いして、ごらんください。私はそんなことまで松崎さんに申し上げたわけなんです。そしてまた逆に、それなら全部私学は私学独自のやるんだ、学生の負担によつてやるんだと、こういうことである。あるいは私学は昔は数も少なかったから、篤志家による寄附などでやっていかれたケースもある。外国などもそういうケースがある。しかし、今の日本の八割近いものを、全部そういうことになって、仮に逆に私学が全部なくなつて、全部それを公がかわつて、これらの向学心に燃える高等教育に進もうとしている人たちのすべてを埋めさすキャパシティを考えたときに、一体どれだけの金が国にかかるかわかりになりますか、そういうことも御研究なさいましたかということも私は申し上げ

げ、久保さんがおっしゃるよりもっと強く私は松崎さんに申し上げておきました。まあ、意見は意見だから聞いておいてくれよと、こういうこともございまして、私は、そういうふうな私学全体がこういう理解をされない、そういう状況になっているということは大変悲しい。それはまた私学自身も十分な考えなきやならぬことだろうと、こういうふうにも私は考えております。

なお、憲法八十九条の後段の規定、公の支配に属しない教育事業には公の公金を出してはならぬということになっておりますが、これはもう先生も今御指摘のとおり、私立学校には学校教育法、私立学校法及び私立学校振興助成法という、こうした法律によって監督規定が置かれておりますから公の支配に属しているものと私は考えております。私学助成は憲法上許容されるものである、こういうふうにも私は定着しておると思っております。おっしゃる通り、そういう意味では久保さんのこれはむしろ私どもに対する叱咤激励であると、こう受けとめさせていただいて、なお一層私学の充実に努力をしていきたいと、こう考えております。

○久保君 文部大臣の考え方には非常に賛成です。私の先輩で、自分は官学を大学まで出られた方ですが、私立の学園を経営された方で、戦後、全国を講演をされて回っておいりました。もう亡くなられましたけれども、この方の講演の中で、しよつちゅう言っておられたのは、終戦直後のころです。日本の教育をよくしていくためには東京大学と文部省を解体することだ、こういう話をやっておられた。私は解体という上品な言葉を使いますが、この先生はもっと激しい言葉で言っておられたことがありますね。まあ、そのことが全部正しいかどうかはわかりませんが、それぐらい私学というのが教育の中で果たしている役割は、国公立の学校の補完というふうなものではなくて、むしろ大学の八割を占めるという量的なものから見てはつきりわかるように、少なくとも大学教育や幼稚園教育ということになってきま

した場合には、義務教育以外のところでは、高等学校においてもそうでありまして、義務教育以外のところでは私学が主体であって、そして国公立がその補完をしているという状況であるんですね。そういう意味では私学振興というものは、これは国というか、政府の私は公教育に対する使命だと、こういう考えを持っています。だから、そういう意味では、この私学共済などが組合員によってよくならなければ、公立学校共済よりもよくなくていくという状況でなければ、私はその役割が十分に果たせないんだと、こう考えているんですが、この私学の位置づけというものは、一応、義務教育の部分は後で議論するとして、義務教育外の部分において私学を見る見方というのは、私が言っておるようなことは文部大臣は賛成されますか。

○國務大臣(森喜朗君) 長くなってかえって恐縮でございますから、結論から一口で言えば、今、先生がおっしゃっておられたような義務教育以外の教育のかかわり合いといいますか、これについては、まさに私学がある意味では国にかわってそれを受けている。私は、そういう考え方で、この私学助成法を国会で制定する際の議論も、私はまさに久保さんと同じような、そういう立場に立って議論を詰めてきた、そのことを申し上げておきたいと思っております。

○久保君 ところで、今度は義務教育の場合に、私学が義務教育にかかわっていくことは、最近、もう学校をもっと自由にやらしたいという意見が、いわゆる民営的に昔の寺小屋みたいなものを考えているのかどうかはわかりませんが、そういう議論がございまして、それで、小中学校に私学がかかる度合いというのは今よりも大きくなっていった方がいいと思いませんか、まあ、現状ぐらいの方がいいと思いませんか。

○國務大臣(森喜朗君) これ非常に難しい問題でございまして、私学は今ほとんどから高等教育あるいは幼稚園については久保さんのお話のとおりだと考えますが、ある意味では高等学校などもかな

り私学の柔軟性といえましょうか、そういう意味では非常に何か高等学校教育のあり方みたいなものを、もちろん世の中の変化にも対応しやすいという面があるんだろうと思いますが、そういう意味では高等学校が公の高等学校などをむしろ先導的に引っ張っていくあるいは刺激をしているという面が私はあるような気がいたしまして、高校などでは私学の役割というのはかなり公全体の教育の中で大変大きな比重を占めている。それは量的だけじゃなくて、教育の方法あるいは教育の制度上の中に非常にいい役割を果たしている、そういう段階にきているんじゃないかというふうに私は考えます。

しかしながら、各学校教育段階に応じて、それぞれ特色を果たしながら、公教育の役割を分担していき、それが今日の国民の教育需要にこたえてきたわけでございまして、義務教育については今日の行方方がいいのではありませんか。どうしても、先ほどこの久保さんのテーマにも今出ておりますように、まだまだ私学に対して公の公費、経費を助成するということについては、こうした日経連のようなお考えが出るということも、国民の一つの私学に対する考え方のあらわれでもあるわけですが、すべてではございません。まだまだ私学全体に対して国民全体が大きな共鳴を得るというところまでは、理解を得るところまでは行っていないんじゃないか。そしてまた大変いやなことではございますが、この国会でも随分久保さんにもしかられておりますが、九産大とか国士館というような問題が出てきますと、そのことだけが大きくばつと出てくると、何だ私学がと、またこういうことにもなってくる。そういう意味で、まだまだ国民全体から見ると私学に対する理解というのは、もう少し私は成熟してないような感じがいたします。

したがって、義務教育段階というのは、公がこれを負担をしていく、責任を持つていくという現在のあり方というのはいいではないか。そして、先ほどちょっと触れましたように、高等学

校などでは、かなり私学がいろんな意味で刺激をしているということからいいますと、あるいは小中学校も、いい意味で日本の教育の刺激的作用を果たしている、あるいはどうしても公の、公立の学校ではできない面もございまして、そういうところを逆にどんどん引っ張っていくというような役割も果たしてくるような、そういう役割を果たしてくれたいというふうには思っています。公立でいっている今のようないい形が、ますます日本の教育のレベルからいっても非常にいい形ができている、こういうふうにも考えております。

○久保君 私私学に対する考え方というのがもう少し変わってこなければいかぬ面もあると思っております。ただ、しかし今度はまだ、今九産大や国士館のことをおっしゃいましたけれども、これ、なぜそういうことが起きてくるかという、今度私学が非常に企業化してしまふ。営利企業化してしまふところに問題があるんでして、だから、そういう点についてよく考えていくためには、教育機関に対して、その公的責任を十分に果たしてもらうために国が金は出す、しかし、教育については干渉しない、金は出すが口は出さぬ。こういうことをもっと徹底させていく。そういう意味で私学共済などについても、少なくとも公立学校共済よりも個々の組合員が受ける条件について下回らない、こういうことを速やかにやっていくということが重要だと思っております。

それで、教育機関として機能させて、できるだけ営利企業化させない、ほとんどの私学は私は問題はなと思うんですが、一部そういうところの問題になっているところが出てきますから、そういうことが配慮されるべきだと思っております。それから高等学校ももう準義務教育と考えていいほど進学率が高まってきておりますが、一方では、最近の傾向として、公立の教育機関を否定する動きがあるんですね。例えば高等学校に行くよりは大学入学資格検定をとって、そうしてそれで

の健康生活調査、健康管理小冊子の作成そして配付等を行っておりますが、先ほども議論に政府側から出ておりました、各会館が中心になって健康管理講座を開いたり臨時海・山の家などの借り上げを行うなど地域の保健事業も積極的に推進をしているところであります。

なお、医療事業としては、これも先生御承知だと思ひますが、東京に下谷病院を運営して組合員とその家族に對します一部負担金の免除、入院料の差額の免除、あるいは家族診療費の割引等を行っております。私学共済といましては福祉事業の一環である保健医療事業の充実に努力を払い、組合員及びその家族の健康管理に對しまして十分配慮いたしておるところでございますし、文部省といまして、今後ともこうした事業が充実して行われますように指導してまいりたいと、このように考えております。

○高桑栄松君 その健康管理の検診内容はおわかりでしょうか、どんなふうなことをやっているのか。

○政府委員(阿部充夫君) ただいま手元に資料を持っておりますので恐縮でございますが、人間ドックの場合と同じ内容でやっているところでございまして、身体計測、一般理学、呼吸器、循環器、腎機能、胃腸管系、肝機能、糖尿病、血液、梅毒、血清反応、眼科、外科、泌尿器科等々といったようなところをやっておりますのでございませう。詳しいことはちょっとお聞きしております。

○高桑栄松君 私がその次に知りたいと思ひましたのは、同じ学校ですから、文部省の方の共済組合とそれから私学共済の行っている保健医療事業の比較というふうなことがちょっと知りたいと思つたんですが、つまりサビに差があるのかないのか、いかがなものでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) それぞれの事業をそれぞれの共済組合で行っておりますので若干違いはあるかと思ひますけれども、一般的には大体同じでございます。

例えば人間ドックの場合で申しますと、いろいろ対象年齢も三十五歳以上を対象にしているというふうなことで同じでございますが、ただ違う部分として、例えば経費負担が私学共済では八割が組合員負担になっておりますが、文部共済の場合には七割まで文部共済が負担するというふうなことは、私学共済の方が有利だというふうな違いは、それぞれの事業について若干ずつはあろうかと思ひます。

○高桑栄松君 先ほど大臣のお話の中に、私学共済が経営する総合病院の下谷病院がございましたが、これは全国では東京に一カ所しかないんでしょいか、いかがでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 私学共済が経営しておりますのはこの下谷病院一カ所だけでございませう。

○高桑栄松君 その下谷病院の病院そのものの規模というか、ベッドというか、そういったものが、もう一つは人間ドックの話が出ていたんですが、下谷病院では私学共済の組合員の人間ドックを引き受けているらうと思うんですが、それ以外にも、どれくらいの人を引受けているのかというふうなことを。

○政府委員(阿部充夫君) 下谷病院でございませうけれども、これは東京都台東区に所在をしております唯一の私学共済の直営病院でございまして、昭和三十三年に開設をされました。以来今日に至っているものでございませう。

診療科は現在十科ございまして、ベッド数が百九十八床、約二百床のベッド数でございます。基準看護あるいは基準給食、基準寝具といったようなことは条件を満たして実施をしておりますのでございませう。

この病院の利用状況を見ますと、昭和五十七年度におきましては入院の延べ患者数が約五万人でございまして、これはベッドの稼働率で申しますと約七〇%というふうなところになっております。また外来患者の延べ数が約十二万人ということで、収支状況は収入が十六億二千万に對して支出が十六億一千万、大体とんとの経営が行われているわけでございませう。

ここでは組合員とその家族については特別のサービスをもちろんだしてあるわけでございませうが、組合員については負担の一部免除を行うとか、あるいは個室については優先の入室を認めるとか、あるいは入院料の差額を免除する、それから家族診療費につきましては四割引きにする、分娩入院料を割引をする、あるいは身体検査や診断書等の料金の割引をするというふうなことで、組合員と家族のための本来の業務に關しましてはそういういろいろな有利な仕組みをつくっておるわけでございませう。

なお、昭和三十七年度から人間ドックを開始してきたわけでございませうが、検査用の諸設備にいろいろ膨大な費用がかかるというふうなこともございませうし、それから、あるいはドックに必要な泌尿器科を廃止したというふうなこともございまして、四十九年度でこれは人間ドックは取りやめまして、現在こゝでは実施をいたしております。人間ドックにつきましては各私立医大等にお願いをいたしまして共済組合本部の方で援助をしてやらせる、こういう仕組みをやっております。下谷病院ではやらないわけでございませう。

実際、私も先日ちょっと所用がございまして、この下谷病院というのを見て見たわけでございませうが、これは大変狭いところで、今改築等もやっている最中ではございまして、これは到底人間ドックは無理だなどという感じがございまして、けれども、現在のところそういうような諸般の事情があらうかと思ひますが、人間ドックはやっていないわけでございませう。

○高桑栄松君 それでは、今の下谷病院というのはオープン病院なわけですね、組合員だけを受けている職域病院じゃなくて、それで、今の利用の割合なんというのはどんなふうになっているんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 結局、ああいう地域にございまして、あの私学共済が経営する以前から存在をしていたというふうな経緯等もございませうので、これは組合員の利用率としては四〇%程度というところで、組合員以外の利用が多いわけにございませう。

○高桑栄松君 先ほど局長が言われた健康管理の検診項目というのは多分あれは人間ドックの項目じゃないか、大変詳しいものですかね。もう少し健康管理というのはいくつかのあれだから、もうちょっと項目が少ないうんじやないかと思つて聞いておつたんですが、それはそれでよろしいですが、これも先ほど大臣のお話の中にあつたんですが、私学共済加入の私立医科大学ですね。この医科大学に無料の健康相談をやっている。これは私は非常にユニークなおもしろい考えたなと思つてこれ拝見したんですけれども、これはどんなふうになっているのかと思ふんです。つまり、費用はどうなっているのかとか、それから毎日やっているのかとか、あるいは担当の医者というのが置かれているらうかとか、つまり健康相談というのは予防医学の上で非常に大事なわけで、その先どうなるのかなというところがあるんですか、その辺ちょっと伺いたいと思ひます。

○政府委員(阿部充夫君) 私学共済組合が実施しております無料健康相談でございませうけれども、昭和五十二年度から、私学でございまして私立の医科大学の病院と提携をいたしまして、組合員とその家族について無料で健康相談を実施する、こういう仕組みを行っておりますのでございませう。提携をいたしております病院は岩手医科大学病院、独協医科大学病院等、私立の医科大学が全部で二十一病院と提携をしておりますのでございませう。

この委託関係の経費は昭和五十七年度では総額で五百五十四万四千円でございますけれども、結局、一病院当たり二十六万四千円という金額をお渡しをして、よろしく願ひますというふうなことにしているわけでございませう。

まことに恐縮なものでございませうが、その利用状況につきましては具体的にどうなっているかというの

を私学共済組合本部の方で把握をいたしておりますので、それでこれにつきましては早急に本部としてその関係を従来の状況等十分把握をして、またその実態を見て充実をし、あるいは改善すべき余地があれば考えていきたいと思っております。実態をつかみまして段階で、別途先生に御報告に上がらせていただきますと思います。

○高桑栄松君 今の健康相談というの私大関心を持っているものですか、むしろこういうのを進めていく方が予防医学の立場では大変いいのではないかと意味で伺いたいと思つたわけですか。

それからもう一つ、やはり先ほど大臣が言われた中で、コンピュータ診断というふうなことがありましたが、あれはどういうことでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) コンピューター健康生
活調査と申しておりますけれども、健康生活調査票というものを送付をいたしまして、組合員あるいはその家族に自身を記入させる、そしてその回答を得たものに基づきましてコンピュータで処理をいたしまして、日常生活における健康生活管理上こういうふうにしる、あるいはこういうふうなようなアドバイスをつくり上げ、それを結果票という形で本人に送付をする、こういうふうな仕組みのようでございます。ちょっと現物を持っておりますので詳しいことはわかりませんが、けれども、大体事柄としてはそういうことでございます。

○高桑栄松君 同じようなことは文部共済、文部省の共済組合ではやっているんですか、どんなものですか。

○政府委員(阿部充夫君) これは文部共済でもやっております。私も、私ではございませんけれども、毎年もらつては家内に書き込ませて家内の分を調べていただいているということがございます。

○高桑栄松君 つまりアンケートですよ。アンケートをいただいた後コンピュータに入れていくということ、これまた御注意願いたいと思つ

のは、アンケートというのはフォールスジョブというのとフォールスネガティブというのがありまして、要するにそうであつてもあえて言わないというのがあるし、大したことはないのに非常に強調するというのがあつて、その中では見逃しの危険というのが一番怖いわけですね。何ともない、何ともないと言つてしまつて、そうかと思つて見逃してしまつていくので、何もないから後は健康診断をしなくていいというわけではないといふことを御注意を願いたいと思つてゐるんです。

であります。この私学共済の方をちょっと拝見しますと、地域保健事業の充実を図るというのが書いてあるんですが、この地域保健事業というの私は予防医学の立場で大変関心があるんですが、けれども、どういうことを言っているんでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 私学共済組合におきましては、先ほど来お答えをいたしましたように、全国七ブロックに会館をつくらうということ、現在、五ブロックまでつくり上げておるわけでございますが、そのブロックごとの会館が、いわばその地域、そのブロックの私学共済組合の支部というふうな感じの事業をそこでやると。その地域の実態に即しましていろいろ事業をやるわけでございますが、その中に保健関係の事業もその地域の現実に即したものを支部が中心になつてやつていくということでございます。具体的に現在行つておりますものといたしましては、これはスポーツ施設の通年利用についての補助を千円以内とするというふうなことでございますとか、あるいは夏季及び冬季におきます民間のこういった保養関係のいろいろな施設の利用につきましても補助をするというふうなことでございますとか、そのほかに健康管理講座というふうなもの、これもこの会館で中心に実施をいたしまして、地域の組合員あるいは家族等の御参加を願つて健康管理についていろいろ公開講座のようなものを行う。さらには救急箱などの配付を組合員等の家庭にす

るといふような事業が当面行つてゐるものでございます。

○高桑栄松君 今回の関連ですが、昭和五十八年九月に健康管理実態調査を実施したと書いてあるんですけれども、その結果はどんなふうな結果が出ているでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) これは昨年の九月から十月にかけて、組合員の中で三十歳以上の者、それから家族につきましても同様でございますけれども、そういう方々全部で四十六万四千人を対象にいたしました健康管理についてのいわばアンケート調査のごときものを行つたわけでございます。その回答は、現在、回答率は余りよくございまして、回答者が十一万一千人、回答率二四％というところで資料が集まつたわけでございますが、現在この結果と内容の集計分析をやつてゐる最中でございまして、まだ結果が出ておらないわけでございます。

○高桑栄松君 そうすると、今のはコンピュータ診断という意味での調査なんですね。

○政府委員(阿部充夫君) これは先ほど申し上げました時点でございまして、今までコンピュータ診断等の格好でいろいろと健康管理についての何と申しますか事実関係、いろいろあれをいたしまして、組合員の健康管理意識の高揚を図るといふことをねらいにやつてきたわけでございますけれども、十年ほどこれをやつてまいりましたので、この機会にということ、今までの疾病予防的な項目のほかに食生活でございますとか運動の実況でございますとか、ストレス解消法としてどんなことをやっているかといったような幾つかの項目をつけ加えまして組合員や被扶養者の生活形態をつかんでそれを集大成をし、今後、保健事業、どんなことをやつていこうかといふこと、この参考資料にしたい、こういうことで調査をしたものと聞いております。

○高桑栄松君 これとの関連なんですけれども、次に、健康保険法の改正法案が今提出されているわけですが、この法案が成立した場合に私学共済の短期給付へどのような影響があるかということ

を伺いたいと思つた。

○政府委員(阿部充夫君) 健康保険法改正が現在国会に提案され、御審議をいただいておりますのでございまして。この中身は、先生申し上げるまでもないことでございまして、主として、何と申しますか本人の医療費負担につきまして、従来初診料を除き無料でありましたものを六十年年度までは一割、六十一年度から二割というふうな本人負担を考へるということ、それからもう一つは、退職者医療制度の創設をするというふうなことが二つ主な医療関係の申すところかと思つた。この制度は、現行法令上、健康保険法の仕組みは国家公務員共済組合法に適用されることになつており、国家公務員共済組合法は私学共済がそれを準用する、こういう仕組みになつておりますので、この健康保険法の改正が行われますと、当然私学共済組合についても同じ制度が適用されるということになつてくるわけでございます。

この改正の影響でございますけれども、今期国会に提出されております健康保険法の改正におきまして退職者医療制度が創設されるということになつておるわけでございますが、この制度は、事業所等を退職して国民健康保険に加入する者のうち七十歳になるまでの年金受給者等を対象として本人について八割の保険給付を行うなど国民健康保険よりやや有利な給付を行う、その費用については保険料とその者の現役時代の保険者、つまり健康保険の保険者、共済組合でございますけれども、の方から共同で負担するといふ、拠出金によつて賄ふということになるわけでございます。これによりまして私学共済の短期給付の財政に及ぼす影響を試算してみますと、昭和五十九年度におきまして拠出金は三十八億四千万程度というふうに見込まれるわけでございますが、本人に一割自己負担というふうな制度があらせて実施されます関係上、それによる支出の減少額が二十八億三千万円程度というふうなことで、差し引き、初年度でございまして昭和五十九年度につきましては、非常に大ざっぱな計算でございまして、七億九千万円

程度の支出の増というに相なるわけでござい
ます。それから、昭和五十九年度の私学共済の短
期経理という見地から見ました場合には八十億円
余りの剰余金が現在見込まれておりますので、そ
うの中での処置が当然できる経費でございまして、
そういう意味で掛金等への影響することはないと
いうふうに考えております。なお、これは初年度
のこととございまして、平年度化したしますと
事情がまた変わってまいりまして、平年度化いた
しました場合の影響といたしましては、初年度の
場合、つまり昭和五十九年度の場合には給付によ
る支出への影響が七カ月分であるわけでございま
すけれども、拠出金の支払いは八カ月分だとい
うことで、一カ月分出す方が多いという仕組みにな
っておるわけでございまして。そういった関係上、
その差額約五億円が持ち出しの大きな要因になっ
ているというようにもございまして、平年
度化したしますと、その問題が解消するとい
うなことで、今後の受診状況がどうなるのか、一
割負担によって受診を自制するというようなこと
が出てくるかもしれないということもあるわけで
ございまして、いろいろなことがわかに判断で
きない要素が多々ございしますが、全体とし
て平年度化したしますと、さして大きな負担でな
くて、とんとんに近いような感じになるのではな
かるうかと、現在のところではそう見込んでお
るところでございまして。

○高桑栄松君 ところで、付加給付の問題なんです
けれども、現在は私学共済は付加給付をやってい
るんでしょか。家族ですね、これはね。
○政府委員(阿部充夫君) 大体他の共済制度の場
合と同程度の付加給付は行っておるわけでござい
ます。
○高桑栄松君 そうすると、もし本健康保険法改
正案が通りますと、六十年度まで一割自己負担で
すね。それからそれ以後は二割になるんですが、
それは付加給付をするんでしょか。どうなん
でしょう。ある組合ではやるかもしれないと言
っているようにもいかにがでしよ。

○政府委員(阿部充夫君) 現在、組合員の療養を
受けた場合の負担金というのは、先生御承知のよ
うに初診時が八百円でございまして、それから入
院一日につき五百円ということとございまして。そ
れが今回の改正案では療養の給付に要する費用の
二割という率で負担をするということになってお
ります。さつきも、実態どうなっているかはわか
らないということも申し上げたわけでございま
す。例えば療養費全体で五千円かかったとした
ら、一割負担となると本人は五百円負担をす
る。現在の制度は初診時八百円でございまして、
で、かえって今度の制度の方が安いというよう
なケースもあり得るわけでございまして、もちろ
ん一般的には高くなるだろうと思ひますが、安い
ケースもあるけれども一般的には高い、負担が増
加するというのが一般的な見込みであらうかと思
ひます。
これに対して付加給付でどういうふうにするか
という問題でございまして、これにつきま
しては、私学共済独自の立場におきまして、短期経
理の財政をどういうふうに見通していくかとい
うあたりのところは、やや、やってみなければわ
からないような要素もあるわけでございまして、そ
ういふ点を十分検討いたさなければならぬわけ
でございまして、それから国家公務員共済、地方
公務員共済等の共済グループの中でのバランスと
いうことも考えていかなければならぬだろうと
思ふわけでございまして、それぞれ対応を
見、あるいは相談等しながら対応策を考えたい
と思つておるわけでございまして。付加給付が禁
じられておるというわけではございせんので、も
ちろん、可能な限り対応するという方向が望まし
いのかもしれないとは思つておるわけでございま
すが、いずれにいたしましても、そういった財政
的に大丈夫かどうかという点と、それから他の共
済とのバランスという問題を十分考えながら対応
策はこれから検討させていただきたいと思つてお
るところでございまして。

○高桑栄松君 もう一つ、先ほど局長言われたの
は、私はちょっと全部おっしゃったかわか
らなかつたんですけれども、退職者医療制度が創
設されるわけですね、もしあれでいきますと。そ
のときに、高木先生も質問をしておられた中にあ
りましたけれども、高齢化社会になってくると、
そういうことの長期展望に立つとこの辺の兼ね合
いはどんなふうになるでしよかね。つまり、私
学共済の財政にどういう影響を及ぼしてくるん
だろうかと、そういうことはどんなものでしよ。
○政府委員(阿部充夫君) これからだんだん私学
共済関係も退職者が相当ふえてくるだろうと思
うのでありますが、ただ一方で、私学は年々その加
入者もふえてきているという状況も他方
でございまして、その辺のところはどういうふう
になつてくるかというところは、にわかには見込め
ないわけでございまして、先ほど申しました本人負
担の問題の対応等もございまして。退職者給付の問
題だけからいへば、あるいは、ある程度共済組合
としての負担がふえてくるということがあり得よ
うかと思つてございまして、いづれに
いたしまして、この問題だけではなくて、本人
負担の問題等を含めまして、総合的に短期経理の
財政状況というのを考えていかなければならぬ
こととございまして、事態を十分見守りなが
ら、また必要に応じて掛金率の変更というよう
なこともあるいは出てくることあり得るかもしれ
ませんが、現在のところでは、先ほど申し上げ
ておりますように、新しい二つの制度で大体と
んとんというふうな感じでもございまして、組合
員もふえつつあるという状況でもございまして、
それはど心配はしておらないわけでございまして。
○高桑栄松君 今、退職後の二年期限の任意継続
組合員制度というのがありますね。私は今ちよう
どこれに入っているわけなんですけれども、これ
は本法が成立をした場合にどんなふうになる
のですか。
○政府委員(阿部充夫君) 現在、御指摘にござい
ましたように退職後二年間は任意継続組合員制度
というものがございまして、御本人が希望すれば
短期給付の適用を受けることができるという仕組
みがあるわけでございまして。これにつきまして
は、最初にお答え申し上げました、退職者医療制
度が創設された後でもなお存続をしていくとい
うことになっておりますので、御本人の判断によ
りまして二年間は任意継続組合員になって、後、退
職者医療給付の方に入っていくか、あるいは最初
から退職者医療給付の方を選択するかということ
は本人が判断ができるわけでございまして。
○高桑栄松君 実は、私の予定しておりました保
健医療事業について及び健康保険法改正につ
いての私の予定の質問が大体終わってしまいま
し、ちよつと時間が残りましたので、これは予告し
てなかつたのですけれども、大臣を中心にとつ
お伺いをしようと思つております。
前回及び今回もそうでございまして、九
州産大それから国士館大学等の大学紛争の問題と
責任の所在ということがいろいろ出ておたわけ
ですが、私は私学のいい点と悪い点とい
うか、長所と短所、欠点というものがあ
るのだと思つて、ですから、そこで大学の責任の所在
というのを教育責任と経営責任というのに分け
ますと、教育責任は教官の責任ということにな
るうかと思つております。私は、医科大学が一
旦一医科
大学ができましたあの時点で大学設置基準審議会
の専門委員もさされておまして、それに参
加させられたわけでありまして、そのとき教官に
ついては、それそれ教育経験年数が教授の場合で
すけれども十年以上とか、ペーパーはどれくら
いとか、内容はどんなものであるとか、そう
いう審査が行われて、定員のうち一人でも不
合格があると設置が認可にならないという
ことであつたわけですね。これは国公立に
関係なく行われてまいりました。その後にな
るとどうなるかという、大学の自治の名に
おいて教官の選任というふうなのは各大学
は自治的にやっております。私は自分が
国立にいたせいでありますけれども、国立
においては、ところが、私の承つてい
る範囲で

は、もちろん国立と何にも変わらない、あるいはそれ以上すぐれた選出方法をとっておられる私立大学もありまされども、状況によっては論文がないのに教授にしましうとかそういうことがあつた。そういう意味で私立大学の場合ですと、そういうチェックというのはなかなか行われていないのじゃないだろうかというのがある。もう一つは経営責任なんですか、外国の大学の理事会というのは、大変権威がありますけれども、その権威の中には大学の存在理由というふうなものをしっかり踏まえた有識者によって理事会が成立しているという事で、非常に常識的にすぐれたと思われるような経営を行つてゐる。私立大学の場合、今回問題になつてゐるようなところは再三前回も今回も指摘されておりましたけれども、経営そのものが、大学の教育の目的とか、建学の精神とか、存在理由ではなくて、利益を追求していくという側面にある、そういう理事会のあり方が問題になつてゐるのではないかと、そのあたりで、今の教授選考の場合には、それなりに資格というものの常識的な線がありまされども、理事の場合にはそれはどうなつてゐるんだらうかと。例えば医科大学のとき、例を申し上げますと、同一大学の出身者を三分の一以上置いてはならないと、教授ですが、そういう一つの申し合せのコントロールがあつたわけですか。だから、理事会というふうなものについて何か、僕よくわかりませんけれども、何というのか、有識者、専門外の有識者を何分の一とか、その大学の出身者は何分の一とかなくとも、あるいはそういうアドバイスになるのか、あるいは、そういうものがあるのか、理事会が、ある、例えば理事長の考え方だけで走つて、それから教授の選考もそういうふうな形で、さつき言つたペーパーがなくとも教授になれるというふうなのは、そういう場合があるからではないだらうかと思ふので、私は、私立大学において大学の自治を認めて、建学の精神を大いに發揮して

もらふというのは私は大賛成なんです。しかし、その理事会のあり方がどうも、教授の、教官の構成よりは理事会の構成が問題ではないか、これについてちゃんとした指導方針がなければならぬのではないかと。さつき申し上げた同一大学出身者の教授が三分の一以上占めないというのは、規則ではなくて、たしか申し合せのアドバイスだったと思ふんです。ですから、同じような意味でそういうことが必要なのではないかと思ふんです。大臣のお考えもあわせて承りたいと思ふんです。

○政府委員(阿部充夫君) 大臣からお答えいたします前に、その仕組みのことだけちょっと私からお答えさせていただきます。私学が、私学の教官の関係を、経営者の関係についての御質問があつたわけでございますけれども、私立大学の場合におきましても、教官の場合について最初に申し上げますと、教官につきましても、先生御案内のように、大学設置基準で教授の資格基準はこれ以上であるというふうなことが決められておるわけでございます。もちろんその規定にのっとりしてしか任用ができないわけでございますが、實際上は、例えば博士と同等の研究業績があるというふうな場合に、同等というのをどう見るかというふうな弾力的な判断の余地があるわけでございす。その辺のところは、教授会といったような形のところで、専門家同士の間で議論をして考へていくというふうなことが一番いいことだと思ふわけでございまして、最終的な決定権は、これは理事会の方にあります。前にも、事前の選考につきましても、当然理事会あるいは教授会等で議論をしていただく、それが望ましいという事で私も指導をしておるわけでございす。

とか、あるいは学長、校長といったような教務側のポストにある者を、要するに職務上の理事として必ず加入させないといけないとか、そういう制限はあるわけでございす。そのほかに、さらに個々の理事につきましても、審査をいたします。審査の内規の中に、私学の理事者は社会的に信望があるような人でなくちゃいけないというふうなことが、非常に抽象的なことでございす。書き込まれております。具体的に審査をいたしました場合に、過去におきましてその理事が社会的な信望という点から極めて問題であるという事でアウトにしたケースもないわけではございません。ただし、こういう規定は非常に抽象的な規定で、運用が非常に難しいということもございす。なかなか御指摘の点は難しい点があるわけでございす。

し、一たん走り出してしまふと、御指摘のように確かに大学の自由を任せてという感じは強いようす。しかし、これも、この九産大や国士館の問題の議論のときにいつも出てくることであります。大学の自治、それからこの自主性、そうしたことにできるだけ公の支配が及ばないようにするというところの方がいいであらうという、そういう大きな一つの前提がある。したがって、少なくとも大学の、教授は別といたしましても、大学の経営に、私学の経営に当たるとする理事職たる者は、そういう不祥事を起こしたり、少なくとも大学でお金もつけようなんていうような、そんな考え方があるべきはずはないという前提で、私はこうしたものは文部省との間に信頼関係がなされてゐるんだらうと、私はこう思ふんです。確かに日本の復興、経済の繁栄によつて、例えば大学に進みたいという国民のニーズが非常に高まつてきて、それにこたえて私学がいろいろな形で私学そのものを拡大していった、あるいは申請を認可されていった。そういう意味では、確かに国が本来負担をしなければならぬ面を私学である程度補つていただいたという面も、確かに国の立場から見ればあるわけでありす。だからこそお互いに信頼感があるんだらうと思ふんです。私は、高桑先生も、もう十分現場にいらつしやうと、当時の経緯も御存じだと思ひますが、財団法が制定されたときも、この私学の助成法が制定されたときも、国会の議論は、かなりこの辺でございまして、さつき久保さんからもおっしゃつたやうな、いわゆるノーサポーター・ノーコントロールということが一番、公がお金を出すことによって国が口を入れるんではないか、監督強化するんではないか、人事のところはまだ入るんではないかというふうなことを非常に、当時私学側は、お金は欲しいが余りかわり合ひを持ってもらいたくないという、当時はそういう私学側の気持ちがあるに強い。私どもとしては、もうできるだけ援助したいんです、余りさわりたくないんです、こういう気持ちで当時私

は、もちろん国立と何にも変わらない、あるいはそれ以上すぐれた選出方法をとっておられる私立大学もありまされども、状況によっては論文がないのに教授にしましうとかそういうことがあつた。そういう意味で私立大学の場合ですと、そういうチェックというのはなかなか行われていないのじゃないだろうかというのがある。もう一つは経営責任なんですか、外国の大学の理事会というのは、大変権威がありますけれども、その権威の中には大学の存在理由というふうなものをしっかり踏まえた有識者によって理事会が成立しているという事で、非常に常識的にすぐれたと思われるような経営を行つてゐる。私立大学の場合、今回問題になつてゐるようなところは再三前回も今回も指摘されておりましたけれども、経営そのものが、大学の教育の目的とか、建学の精神とか、存在理由ではなくて、利益を追求していくという側面にある、そういう理事会のあり方が問題になつてゐるのではないかと、そのあたりで、今の教授選考の場合には、それなりに資格というものの常識的な線がありまされども、理事の場合にはそれはどうなつてゐるんだらうかと。例えば医科大学のとき、例を申し上げますと、同一大学の出身者を三分の一以上置いてはならないと、教授ですが、そういう一つの申し合せのコントロールがあつたわけですか。だから、理事会というふうなものについて何か、僕よくわかりませんけれども、何というのか、有識者、専門外の有識者を何分の一とか、その大学の出身者は何分の一とかなくとも、あるいはそういうアドバイスになるのか、あるいは、そういうものがあるのか、理事会が、ある、例えば理事長の考え方だけで走つて、それから教授の選考もそういうふうな形で、さつき言つたペーパーがなくとも教授になれるというふうなのは、そういう場合があるからではないだらうかと思ふので、私は、私立大学において大学の自治を認めて、建学の精神を大いに發揮して

もらふというのは私は大賛成なんです。しかし、その理事会のあり方がどうも、教授の、教官の構成よりは理事会の構成が問題ではないか、これについてちゃんとした指導方針がなければならぬのではないかと。さつき申し上げた同一大学出身者の教授が三分の一以上占めないというのは、規則ではなくて、たしか申し合せのアドバイスだったと思ふんです。ですから、同じような意味でそういうことが必要なのではないかと思ふんです。大臣のお考えもあわせて承りたいと思ふんです。

○国務大臣(森喜朗君) 高桑先生から、御質問というよりは、先生の御意見を加えて御教示をいただいたと、こう受けとめておりますが、大変私は大事な問題の御指摘であつたと思ひます。いわゆる教育責任、経営責任とも、大学を認可するまでの間はかなり厳しく、今管理局長が申し上げたやうな形で、個々の審査をかなり、しかもまた昔と違ひまして今は二年審査というふうな、かなり時間的な余裕も持つてやつてゐるわけす。しか

し、一たん走り出してしまふと、御指摘のように確かに大学の自由を任せてという感じは強いようす。しかし、これも、この九産大や国士館の問題の議論のときにいつも出てくることであります。大学の自治、それからこの自主性、そうしたことにできるだけ公の支配が及ばないようにするというところの方がいいであらうという、そういう大きな一つの前提がある。したがって、少なくとも大学の、教授は別といたしましても、大学の経営に、私学の経営に当たるとする理事職たる者は、そういう不祥事を起こしたり、少なくとも大学でお金もつけようなんていうような、そんな考え方があるべきはずはないという前提で、私はこうしたものは文部省との間に信頼関係がなされてゐるんだらうと、私はこう思ふんです。確かに日本の復興、経済の繁栄によつて、例えば大学に進みたいという国民のニーズが非常に高まつてきて、それにこたえて私学がいろいろな形で私学そのものを拡大していった、あるいは申請を認可されていった。そういう意味では、確かに国が本来負担をしなければならぬ面を私学である程度補つていただいたという面も、確かに国の立場から見ればあるわけでありす。だからこそお互いに信頼感があるんだらうと思ふんです。私は、高桑先生も、もう十分現場にいらつしやうと、当時の経緯も御存じだと思ひますが、財団法が制定されたときも、この私学の助成法が制定されたときも、国会の議論は、かなりこの辺でございまして、さつき久保さんからもおっしゃつたやうな、いわゆるノーサポーター・ノーコントロールということが一番、公がお金を出すことによって国が口を入れるんではないか、監督強化するんではないか、人事のところはまだ入るんではないかというふうなことを非常に、当時私学側は、お金は欲しいが余りかわり合ひを持ってもらいたくないという、当時はそういう私学側の気持ちがあるに強い。私どもとしては、もうできるだけ援助したいんです、余りさわりたくないんです、こういう気持ちで当時私

どもは取り組んでおりますし、今でもその気持ちには変わりないんです。ですから、議論の中に出ましたように、私学団体の統合を当時自由民主党が言いましたのも、何も自民党が言ってるんじゃないやなくて、私学の皆さんがおっしゃってるんだけれども、いや懇話会に入ってるのもあれば、連盟に入ってるのもあれば、協会に入ってるのもあれば、全くどこにも入ってない人たちが七十校ぐらいある。どうでもいいんだというようなことでは統制がとれないんじゃないですかと、国から一々口を入れるんじゃないやなくて、大学がみずから自分たちの良識の中においていろいろ問題があっても自浄能力、自分たちでお互いに努力していくという姿勢が本来あってほしい。そういう意味で私どもは、ばらばらの団体よりも一本になってくたさって、財団などもみんなでこう、管理という形がおかしいですけど、動かしていくような形の方が、むしろ国が一々口を挟むことでなくなるんじゃないか。お互いにそういう信頼感の中にこうしてでき上がったおける制度でございますから、先生から今御指摘がありますと、おかしな面は確かにありますが、本来、こんなことがおかしいことだなどと言われないようにあるべき姿が一番いいわけですが、残念ながら、いろいろな問題が今日起きてくるということになれば、少なくとも学校を経営していこう、そういう人格的な人たちがいささか欠如しているという例がこうした事態になると出てくるのではないかと。そういう意味で、大変私はこうした私学の不祥事の問題は残念な事態になっておるなあというふうに考えます。したがって、いまして、こうしていろいろな問題が起きて、そういう私学と国との信頼関係を盾に、逆に言えば今の九産大のような動きがあるとするならば、もっと何らかの形を加えたらどうかというお声は出てきますけれども、平常時の極めて静かなる学園の教育の環境の中で、余り国が口を入れるなんというふうなことは、これはむしろ逆に言えば皆さんからおしかりをいただくケースの方が多いわけでございますから、何か認可のときだけのいわゆる

国のかかわり合いだけで、これでどうぞというところがないのか、もう少し時折は国が何らかの形で見るべきところがないのか、さっき言ったように、私学全体のみずからの少なくとも機能を果たす、少なくとも信頼度のあるような何らかの形でやっていく方法がいいのか、こんなことも私はこれから一つの検討の課題になると思いますが、ただ文部省といたしましては、学校法人運営調査委員会制度——仮称であります、これができるともございまして、それから今度の機構改革におきまして、私学については管理局と大学局と分かれておりましてけれども、今度は高等教育局というふうな新しい一元化するわけをございまして、その中に私学部というものをできるわけをございまして、それから、そういう中で新たな私学と国との新しい関係が私共ここで構築されてくるんじゃないだろうか、こうしたいろいろな不祥事のことと踏まえながら、お互いに私学と文部省とで十分な話し合いをしながらいい関係ができるようにしていってほしいのではないかと、こんなふうに私は思っております。

○小西博行君 私立共済は昭和二十九年からスタートしているわけでありまして、その主な設立の要因といえますか、理由といえますか、これからお伺いしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 私立学校共済組合は昭和二十九年に設立されたわけでございますが、昭和二十六年に私立学校振興会法が制定されました際に国会において附帯決議がございまして、教職員福祉等につきまして、待遇等につきましても、教育基本法第六條の精神に沿って適切な対応が図られるべきであるという趣旨の附帯決議がなされたわけをございまして、それを受けて私立学校共済組合を設立するという法律が制定されたわけをございまして。

そういうことでございまして、この制度発足以前に私立学校教職員に關します法的な福利厚生制度といえますのは、これは国家公務員に對して恩給制度、共済制度が適用されていたのに対して

して、私学の教職員につきましては厚生年金と健康保険への任意加入、それも包括任意加入ということで学校法人としてまとまって入らなきやだめだというような形の加入が認められていたというにすぎなかったわけをございまして。また、このほかにも私学教職員の独自の仕組みといたしまして私学恩給財団という自主的な組織等もあったわけをございまして、これもまた任意加入という制度でございまして。いわば、大部分の教職員が適切な制度の外に置かれていたというような形になっておったわけをございまして。そのようなことから、国会の附帯決議等もそういう御趣旨でつけられたものだと思いますが、教育基本法第六條の規定によりまして、国公私立ということを開かず法律に定める学校というものは公の性質を持つものである、そしてその教職員は適正な処遇を受けなければならないという規定、そういう規定をもとにいたしまして、この私立学校の教職員につきましても、こういった国家公務員である教職員、国立学校の教職員、職員等に準ずるような形の福祉制度が必要であるということ、この私学共済制度が成立したということ、この私学共済制度、以後、逐次この給付の水準等も国家公務員、地方公務員に對して見劣りのしないように充実をまいりまして、今日ではほとんど全く同じレベルにあると言っているぐらいの状況になつていようかと思つてございまして。

○小西博行君 今、局長がおっしゃいましたように、私学の教職員の待遇とか、あるいは福利厚生、あるいはサービス、こういう面では国公の教職員と大体同レベルぐらいまでいっているというふうに判断されているわけですね。——それじゃもう十分わかりました。

もしほとんどが達成されていると、しかし、この点がまだ残っているんだという部分は、何ででしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) これは大変難しい問題でございますが、要すれば、私学の教職員と、それから国公私立学校の教職員というのは、公務員で

あるかないかという身分上の違いがどうしても基本的にあるわけをございまして、その関係上、先ほどの委員の先生から御指摘がございましたように、例えば給与につきまして基礎となる給与のつかまへ方につきまして、公務員であるものについては本俸、手当というものがはっきりしておる関係上、本俸でつかまへるということ、これに對しまして私学の場合には民間で労使交渉等によって決まってくるので、水準は大変ばらばらである、中身も非常にばらばらであるというようなことがございまして、本俸と手当とを区分することはなかなか難しいというようにございまして、したがって、一括をし、そして、しかも、それをほぼ同じような水準のものとして、俸給表等が全部揃いますもの、それから、標準給与という制度を設けまして、それにスライドさせて、それで措置をするというようにございまして、これが有利不利かというのはいろいろな議論が出てくるわけをございまして。そのほか、公務員の場合には公務上のいろいろな責任等がございまして、懲戒等を受けた場合というようにございまして、公務員である国家公務員共済組合の場合と私学の場合とは少し取り扱いが違つていようというケースも若干ではあるわけをございまして。これは全体として私は、先ほど来申し上げておりますように、有利不利ということではなくて、事柄として区別がある部分ではございまして、そこがございまして、ある部分ではございまして、いづれこういった点も今後の一つの公的年金制度全体を一元化し、公平化を図っていくという仕組みで、これは国民全体を通じてという感覚で問題が進みつつある中ではございまして、こういった問題に對する対応も、これからの一つの検討課題にはなることであらうと思つております。

○小西博行君 既に同僚議員の方からも質問があつたと思つても、例えば国立大学の先生が私立大学の方へ移るという場合ですね、年金の面で不利になる点があるんじゃないかという心配がございまして。この点についてはどうでしょ

うか。

○政府委員(阿部充夫君) 現在の仕組みといたしましては通算年金制度といたすことがございます。国立から私立へ移りまして、通算で二十年以上に達していれば年金が支給されるという仕組みになっております。例えば国立に三十年ずっと勤めていたと、それで退官されてそれきりだという方と、当然そこで年金がいただけるわけですが、それども、それから国立で二十五年いて、あと五年間私立へ行かれたという場合とを比較しますと、国立へ行かれて私立へ行かれた場合には年金としては二十五年に対する国立の側の年金が出て、後で私学の部分の五年分の年金が別途出ると、通算退職年金ということで別途出るというようなこととございます。私学へ行きますと、国立に在職していたときよりも給与が低くなるというのが普通のケースでございますので、そういった意味ではずっと三十年国立におられたという方より低くなるということも、それはあるかと思うわけでございます。ただ、これもいろいろなケースがあり得るわけでございます。その間年金の総体の最終的な額としては低くなるかもしれないけれども、ある程度その間私学から給与を得ているというようにあるわけでございますし、いろいろなことを勘案いたしますと、やはりこれはケース・バイ・ケースということと云々を得ないのではないかと、かように考えております。

○小西博行君 将来、年金制度の一元化という構想がもう既に打ち出されて、いろいろ進んでおりますけれども、この理由ですね。これはいろいろ言われていると思いますが、その主なものをちょっとお聞きしたいと思います。

○政府委員(阿部充夫君) 年金制度の一元化の問題が、これは臨調等からも出てまいりましたし、いろいろな機関からいろいろ論議され、そして政府としてもこれを取り上げて現在進めてきておるわけでございますが、これはまず、今後の我が国の高齢化社会の到来ということで、非常に高齢の方が多くなってくることを考えますと、こ

ういう方々をいわば私的な扶養の方式、つまり家族で養っていくというような方式だけに頼っているというところはとてできないという状況に社会そのものが変わりつつあるわけでございます。

○小西博行君 ところで、一元化に当たって、私学共済の方は今非常にいい状態にあるということになりますので、当然これが平均化というように格好で一元化されるんじゃないかという心配が私学の皆さん方にはあると思うんです。そういう意味で、サービスは低下しないか、この点についてはいかがでしょうか。

○政府委員(阿部充夫君) 年金制度の一元化に伴いまして、御承知のように私学共済というようにな共済組合制度におきましては、長期経理、つまり年金の関係と、短期経理、医療給付の関係と、それから福祉事業と三つのものを三本柱として実施をしておるわけでございます。

現在、いろいろ議論されておりますのは、年金の一元化問題ということで議論をされておるわけでございますが、これにつきましては先ほど来申し上げましたような方向で、一元化という方向は逐次進めていかなければならない。しかしその場合に、共済組合そのものを一元化するのかどうか、あるいはそのうちの年金部分だけでも一元化するのかどうかというふうなあたりの、業務の一元化の問題をどうするかというあたりのところが一つまた大きな問題として、年金制度を一元化するといふ問題と業務を一元化するといふ問題とは、少し別個の問題として存在をするわけでございます。

現在の私学共済の状況等を見ますと、年金業務のほかに、先ほど申し上げました短期給付の業務と、それから福祉事業と、大事な仕事をやっておるわけでございます。年金だけをやっておるわけじゃ決してないわけでございますし、そしてその三つの事業というものは、それぞれ例えば長期経理の方からある程度お金を貸して——これは貸し借りの関係でございますけれども、福祉事業をやつて後、借りたお金はもう返済するというような形で運用等も行われますし、組合員の住宅貸し付け等も長期経理の金の中から貸しているというふうな関係等もございまして、いろいろ難しい問題があるわけでございます。

私もどなたもいたしましては、全体のそういったいろいろな福祉事業でございますとか、そういったぐい私学の教職員にとつて大事な事業が変に損なわれるようなことがないようということとを十分念頭に置きながら、しかも年金そのものの一元化というのは大事なことでございまして、その調整を図りながら、ある解決の方向を見出していきたい、かように思っておりますのでござい

○小西博行君 年金制度のいろいろな統合して、最終的には七十年ですか、全体を一元化していくという構想みたいなのが出ておりますが、もう既に現在の段階から、さつき申し上げたようないろいろな問題ですね。例えば私学共済の中にもいろいろ財産もあるし、そういうものをどういうふうにより具

国民年金とそれから厚生年金、それから共済組合と大きく言えばこの三つになっておるわけでございます。

国民年金につきましては、現在、これはいろいろございまして大変御説明が難しいわけでございまして、給付の算定方式から申し上げますと、国民年金の場合には期間比例で計算をいたしますが、厚生年金の場合には定額部分というようにものがあつて、期間に關係なく支給されるようなものがあるとか、あるいは共済組合の場合には期間平均でやるような方式が原則でございまして、厚生年金の場合のように定額部分を含むような計算方式をした場合が有利な場合にはそつちに乗ることもできるというように、二またかけで有利な方がとれるというように格好で特に有利になつてゐるという点等もございまして、

それから、例えば支給開始年齢につきましましては、国民年金は六十五歳からでございまして、これに對しまして厚生年金保険の場合には男子が六十歳、女子は五十五歳となつております。それからまた共済組合の場合には、現在のところ男女とも五十五歳でございまして、段階的には既に法律改正が行われておまして、段階的に六十歳まで引き上げることが決められてゐるといふようなこととございまして、これですと一番有利なのは、現状から言へば男女とも五十五歳となつてゐる共済組合が一番有利で、それから厚生年金保険の場合には女子は五十五歳だけれども男子は六十五歳、国民年金は全部六十五歳だといふようなことの順番にならうかと思ひます。先ほど申し上げましたように、六十歳に引き上げといふことは、もう既に実施をされて、今公務員の場合、経過期間中とございまして、

それから算定の基礎となる報酬なり俸給なりのあれでございまして、国民年金は報酬比例でございまして、これは關係がないわけですが、厚生年金保険の場合には、算定の基礎になりますものが加入全期間の平均標準報酬月額といふことでございまして、今までのもらつていた

給料の全体平均、真ん中辺の金額が基礎になつて支給される。これに對しまして、公務員等の共済組合の場合には、退職前一年間の本俸月額といふことで、最終給与で決定されてゐるというふうな違いがございまして、さらにまた、保険料等はそれぞれのケースによつて違つておまして、共済組合の中でもかなり違つておるわけでございまして、それから国庫負担の程度でございまして、これにつきましましては、国民年金につきましましては給付時に負担をするという仕組みで、給付費の三分の一を国庫負担というふうな形でございまして、これはその年に給付をする額に對して国庫で三分の一負担をするといふことでございまして、厚生年金保険の場合には、同じように給付時の負担でございまして、けれども、給付費の二〇%が国庫負担といふことで、片方は三分の一でございまして、約三三%、厚生年金は二〇%といふことでございまして、それ

に對しまして、共済組合の方はまた違つておまして、これは拠出時負担でございまして、掛金を掛けてゐるときのそれに対する一五・八五%負担するといふようなことで、これが拠出時給付時かといふのはまたいろいろ違つてございまして、それから、共済組合の中でも私学共済だけは特別でございまして、これは給付時負担でございまして、負担率は給付費の一八%といふようなことになつておまして、したがいまして、このあたりになりますと、私学共済は厚生年金保険の場合と国家公務員や何かの公務員共済との中間的な位置に存在をするような格好になつてまいります。それからまた資金の運用等につきましましては、国民年金は資金運用部に全部預託をするといふことになつており、厚生年金保険の場合にも同様でございまして、国家公務員、地方公務員、あるいは私学共済等の共済組合の場合には、ある部分制約はございまして、原則として自主的に運用できるというふうになつておまして、それによつて利子収入等が少し違つてくる可能性があるといふようなことがございまして、そのほか障害年金、在職中に障害を受けたような場合の障害者

の方の年金でございまして、こういう場合には、厚生年金保険の場合には、在職中であつても、障害を受けたらすぐにそれから年金が支給されるわけでございまして、これに對しまして、共済組合の場合には、在職中は支給されませんので、障害者であつても、ですから、退職をした後に障害給付の年金が支給されるというふうな違いがございまして、いろいろな点で、その他細かく申し上げますとまだいろいろありますが、そういう面でも、それぞれ制度の成立の経緯等いろいろ違つておることもございまして、それから公務員であるか否かといふことによる身分上の違いから、やむを得ざる制約といふような部分もございまして、

○小西博行君 大変もう複雑で、大臣はもう十分御承知だと思ふんですが、私は本場に余り理解できないんですが、これを言つても、加入者の数といふのが、またこれ非常に大きなばらつきがあるんですね、それぞれの団体です。それから掛金の率もこれまた違つと、さつきおつちやつたように計算方式もまた違つと、非常に私は複雑なものを一元化していくといふ大事業だといふように私は思ひます。ただ、それぞれの年金をもらつてゐる方々が、できるだけサービスを落とさないでやつていただきたいと、こういう要望が一番強いんじゃないかと思ふんですね。またそうあるべきじゃないか、こういうのが大体普通の願いだと思ふんですが、なかなかそうはいかないという状態であるだけに、私は早く先ほど申し上げたように具体化して、こういうものを出すといふものを出していただきたいと、それで、その上でまた詳しく検討させていただきたいと、そういうことを申し上げてきようは終わりたいと思ふんですが、大臣の御意見を最後にお伺いしたいと思います。

○國務大臣(森喜朗君) これもたびたび政府側から申し上げておりますが、閣議決定が二月二十四日になされておりますので、それに従ひまして、いわゆる基本的には長期的な安定、そしてもう一つ

は公平といふこの二つの基本、このことによつてお互いにこれから協議していこうといふことでございまして、そしてまた、私も文部省の立場から見れば、検討の方向といふのは從來どおり、国家公務員等のいわゆる共済年金制度との均衡、これはもう教育基本法の中にも示されてゐるところでございまして、このことだけはしっかり検討をしていかなきゃならぬと、こう考えております。早く何か具体的なものをといふことでございしますが、これは文部省だけで、あるいは私学共済だけで出せるものじゃございまして、關係省庁と十分協議をして、そして今申し上げましたように長期的には安定、そして公平の面は世代間の安定、もう一つはやはり公と民間との公平、このことをしっかりと一つの哲理にいたしながら十分なる協議をしていきたいと、こういうふうに考えておるわけでございまして、

○委員長(長谷川信君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。

【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(長谷川信君) 御異議ないものと認めます。よつて、質疑は終局いたしました。

○委員長(長谷川信君) 次に、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。森文部大臣。

○國務大臣(森喜朗君) このたび、政府から提出いたしました著作権法の一部を改正する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

この法律案は、著作物、実演、レコードの複製物の貸与に關して著作者、実演家及びレコード製作者の権利を創設するとともに、私的使用のために複製する場合に公衆の利用に供される複製機器を使用することの制限及びその機器を使用させた者の責任について規定して著作者等の権利の適正な保護に資することを目的とするものであります。

す。

昭和五十五年六月ごろ出現した貸しレコード店は、現在では全国千九百店舗を超えるまでに普及し、それに伴いレコードの販売量が減少すること等を通じて、著作者、実演家及びレコード製作者の経済的利益が大きな影響を受けるという事態が生じています。このようなレンタル業は、その他の著作物についても今後普及し、同様の問題が生ずることが予想されるところであります。

また、音楽テープの高速ダビング業、ビデオ・ソフトのダビング業等新たなコピー業の出現により、著作物が大量かつ簡便に複製され、著作者等の利益が害される事態が生じています。

以上のような著作物のレンタル業及びコピー業の普及により生じている新たな事態に対応して、著作物等の公正な利用に留意しつつ著作者等の権利の保護を図るため、所要の措置を講ずることが、今回の著作権法の一部改正の趣旨であります。

次に、本法律案の内容について申し上げます。第一は、著作物、実演またレコードの複製物の公衆への貸与に関する著作者、実演家またはレコード製作者の権利の創設であります。

まず、貸しレコードのように著作物をその複製物の貸与により公衆に提供することについて、著作者に新たに権利を認め、著作者の許諾を得なければ貸与できないこととしたしております。

ただし、図書館、視聴覚ライブラリーにおける貸与のような非営利かつ無料の貸与は著作者等の許諾を得なくともできることとし、また、書籍、雑誌の貸与については、貸し本業が長年自由に行われていた経緯等にかんがみ、当分の間、適用除外することとしたしております。

また、貸しレコードについて、実演家及びレコード製作者に権利を認め、商業用レコード発売後一月から十二月の範囲内で政令で定める期間は実演家、レコード製作者の許諾を得なければ貸与できないこととするともに、その期間経過後は報酬を支払わなければならないこととしたしております。

ります。

この報酬請求権は、文化庁長官が指定する団体があるときは、当該団体によつてのみ行使できることとし、この報酬の額について当該団体と貸しレコード業者との間の協議が成立しない場合には、文化庁長官の裁定を求めることができることとしたしております。また、許諾に係る使用料を受ける権利についても当該団体によつて行使できることとし、その場合は使用料の額について同様に文化庁長官の裁定を求めることができることとしたしております。

第二は、公衆の利用に供される複製機器を使用する複製に関する改正であります。

まず、公衆の利用に供することを目的として設置されている音楽テープの高速ダビング機等の自動複製機器を用いて複製する場合は、私的使用を目的とするものであつても著作権法で許される私的使用のための複製に該当せず、著作者、実演家等関係権利者の許諾を得なければならないこととしたしております。ただし、私的使用のために複製する本人については民事上の責任を問ひ得るにとどめ、罰則を適用しないこととしております。

一方、営利目的でこのような複製機器を関係権利者の権利の侵害となる複製に使用させた者については、罰則を適用することとしたしております。なお、自動複製機器のうち文庫複製機については、複写の分野における集中的な権利処理体制が整っていないことにかんがみ、当分の間、これらの改正の対象から除いております。

このほか、昭和四十五年の本法制定以降の物価の上昇を考慮して、著作権侵害罪等の罰金額の上限を引き上げる等所要の改正を行うこととしたしております。

また、この法律の施行期日は、昭和六十年一月一日としたしております。

最後に、昨年十一月に議員立法により成立しました商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法を廃止し、それに伴う経過措置を講ずることとしたしております。

以上が、この法律案を提出いたしました理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、十分御審議の上、速やかに御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(長谷川信君) 以上で趣旨の説明の聴取は終わりました。

○委員長(長谷川信君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

著作権法の一部を改正する法律案の審査のため、本日の委員会に社団法人日本レコード協会会長高宮昇君、日本レコードレンタル商業組合理事長長牛久保洋次君及び岡山大学法学部教授阿部浩二君を参考人として出席を求め、その意見を聴取いたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答へる者あり〕
○委員長(長谷川信君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたします。

午後二時まで休憩いたします。
午後二時四十分休憩

午後二時開会
○委員長(長谷川信君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本日は、本案審査のため、お手元の名簿にございます三名の参考人の御出席を願っております。この際、参考人の方々に一言ごあいさつを申し上げます。

皆様には、御多忙のところ、当委員会に御出席をいただきましてまことにありがとうございます。

皆様から忌憚のない御意見を拝聴し、本案審査の参考にいたしたいと存じます。

それでは、まず、高宮参考人からお願いいたします。高宮参考人。

○参考人(高宮昇君) 御指名を賜りました日本レコード協会の会長をいたしております高宮でございます。

著作権法の一部改正の参議院での御審議に当たりまして、私も利害関係者を参考人としてお呼びいただきました。審議にさらに慎重を期しておりますことに対して深く感謝を申し上げます次第でございます。

いろいろと申し上げたいこともございますけれども、時間も限られております。

最初に、レコード協会を簡単に御紹介申し上げます。

レコード協会は社団法人でございます。昭和十七年に設立をせられまして、今日までに四十二年の歴史を重ねております。レコードメーカーの団体でございます。定款に定められましたその目的とするところは、我が国のレコード界全般の融和協調を図り、優良なレコードの普及を心がけて、レコードの適正利用の円滑化に努めて、国民文化の進展向上に努めるといふような目的で結成された団体でございます。

昨年来、新しい秩序をレコード産業界につくっていただくというために、国会におかれましてはいろいろの俗称の貸しレコードの規制の暫定措置法を制定いただきました。この六月二日からいよいよそれが実施されるというふうな運びになりましたことにつきまして、先生方の御努力に深謝申し上げますと同時に、さらにまた、このたび著作権法の一部改正につきましていろいろ御審議をいただいておりますが、私もいたしましては、いろいろな経緯はございましたけれども、この際、政府の原案どおりに成立をさせていただくことを希望いたしております。いろいろの事情があったというふうな申し上げましたけれども、法律が成立いたしました上は、善良な市民として、その法のもとに貸しレコードの商業組合の方々とも十分な合意の形成に向かって、行政官庁の、特に文化庁

の御指導も得ながら、その合意の形成に努力をしてまいりたいというふうに考えております。

なお、我々は日本音楽著作権協会、通称JAS
RAC、それに日本芸能実演家団体協議会、通称
芸団協を合わせまして、いわゆる著作権法上の権
利者三団体としてこの問題については、その解
決、前進に当たってまいりましたが、きょうは参
考人としてお呼びいただいておりますけれども、
この両団体は、いずれもこの法の円滑な成立とい
うことについて、原案どおりの成立ということ
について希望を表明しておられますので、その
こともこの機会に申し述べさせていただきますとい
うふうに存じます。

せっかくの機会でございますので、今申し上げましたようなことで、この本法の成立を希望するわけでございますけれども、若干、細部にわたりまして我々の立場を御説明申し上げておきたいと存じます。

まず我々は今日まで、いろいろな法律の中でも、特に、いわゆる著作権法のいわば枠のもとに、先ほど申し上げました著作者の団体でありますJASSRAC、芸能実演家の団体でございます芸団協というところと一緒に協力をいたしまして、一つの音楽産業というものを形成してまいりましたし、また、音楽文化というものを支えてきたつもりでございます。なお、これにあわせて、できました商品あるいは産物を国民一般に供給するというような役割を果たしておりますレコードの販売店、さらにまた言えば、この音楽作品を評価して購入してくださる一般消費者、といういわば五つの集団によってこの産業は形成され、結果的にはまたそれが日本の音楽文化につながるような活動をしてまいったわけでございますが、そこには先ほども申し上げましたように、レコード協会として考えましても、既に四十二年の営々として積み重ねてきた努力がございます。おのずからな調和とか秩序とか繁榮というものがあつたわけでございます。各三団体、あるいは販売店、あるいは一般国民大衆というようなもの

のは、それぞれの立場からの一つの権利と申しますか、立場を主張すると同時に、分担すべき責任というものは、そういうところは、それぞれにしっかりとやってきたということで、今日の我が国のレコード産業ないしはレコード文化というものは維持されてきたというふうに考えております。

ところが、先生方もつとに御承知のように技術革新が進んでまいりまして、法律でも予見されなかつたような事態がこの音楽産業あるいは音楽文藝文化の周辺にもいろいろとあらわれてまいるようになりまして、そういった時代背景の中で、ここに新しくいわゆるレコードのレンタルによる音楽の提供というような現象も生じてまいったわけでござ

かとは存じますが、これが実際の世の中への供給のされ方におきまして、一般の長年にわたって築き上げてこられました、いわゆる小売業者との比較において眺めますときに、非常に著しく低額で

その商品の供給ができる、供給されるというような事態が発生してまいったわけでございまして、やはり安い物はどうしても、それだけの安いがゆゆえの魅力というものがございまして、非常に急速にこれが発展し広がってきたというようなことがありますことは、先生方もつとに御承知のこととでございしますが、その結果といたしまして、長年一つの調和、秩序のもとに運営されてまいりました文化産業というものが大変バランスを崩すようなことになりました、殊にレコード販売店におきましては、売り上げが非常に低下してくるとか、あるいは転廃業に追い込まれるというようなものがあるいは、我々の調査によりましても年間に数百件を数えるというような事態が出てまいりましたし、きたレコード会社自体も生産の低下、縮小というようなことによりまして非常に窮地に追い込まれるような事態になってまいりました。何とかこれ救済をしていただきたいと、我々自身の努力と同時に、国におかれましてはその辺を何とかひとつ新しい道をつくっていただきたいということで、その一つは、我々はその救済を司法機関に求めま

して、今日まで数件の訴訟を提起いたしました。その中には逆に先方さんから訴えを受けたというようなものもございますけれども、そういうこととで司法による判断によつて我々の行く道の一つの大きな基準を求めたいものだというところにあわせまして、法律もなかなか現状に追いつかないような面も多々ございますので、新しい法秩序というものをつくつていただきたいということで、国会あるいは行政府にもいろいろとお願いをしてみましたわけでございます。

裁判に昭和五十六年、もう既に三年近く前から
そういうふうな行動をとったわけでございます
が、このところへまいりまして、だんだんと、
司法当局におかれまして、その見解を判決、注
定というような形でお示ししていただきました
り、それから一番基本的なものになっておりまし
た昭和五十六年の秋に東京地裁に提出いたしま
した貸しレコード業というのは我々に与えられ
てい

を認めていたにおいておりますその複製権の侵害だ、
というふうに我々は考えます。したがいまして、
これを差しとめていただきたいという訴えを提起し
たわけでございますが、このことにつきましては、
は、その後の推移で暫定措置法もできましたし、
さらにまた一部改正法案も御審議を願っている
というようなことから、裁判所の御当局におかれ
ましては、この二つが客観的に受けるような

してもこの辺で空想作夢を發つてくゝるやうなことをだから、ひとつ職權によつて兩當事者の間に和解する道はないかというやうなお話もいたゞるゝいておりまして、貸しレールコード業をやつておられる方々の御意向もありまして、我々もそれをお受けすることがいだらうということで、目下職權による和解が進行中でございますので、そう遠くからぬ日に何分の和解案というものも裁判所當局からあちやうだいで来るんじゃないかというふうに出

それから、一方立法につきましては、御承知の如く、昨秋、暫定法によりまして複製権の保護ということを意図されておりますけれども、

かし、賃しレコードというものは、ひとつ社会的な存在として認めてやるべきではないかというようになお考えて、一定期間の許諾権をちょうだいして、ここに新しい法秩序というものができたわけでございますが、引き続き、それをさらに長期的なものにするために改正試案を政府によって提案されたというふうになっておりますので、我々は慎重に審議会その他によって御検討の上で学識経験のあられる方々の御審議の上での一つの方面でございますので、個々に申しますと、レコード

メーカの立場から申しますと、いろいろな不満なところはございまして、大きくはその方向に従ってそれに従うべきじゃないかというふうにかままして、冒頭に申し上げましたように、この改正法案の原案どおりの成立をお待ちしている、待望しているというような次第でございます。

著作権者であるいは著作隣接権者に社会的な変革、発展、推移ということに対して一つのそれら

次する強協というものをこの法骨に要求してお
 れるものというふうに我々は受けとめますけれど
 も、著作権法というのは、一部は、その第一条に
 も書いてございますように、文化的な所産の公正
 利用ということに留意しながら、著作権者の権利
 を保護するというを目的として制定されてお
 りますので、私どもは新しい法改正を厳粛に受け
 とめながらも、貸しレコ業との間に共存を図つて
 いかなければならぬというふうに考えます。これ

をどういうふうにして図っていくかということばきょう参考人として私の隣におられる商業組合の牛久保さんあたりとも今後大いにお話を誠実にやりながら、その道を模索してまいりたいというふうに考えております。

そういうことでございますけれども、冒頭にも申し上げましたような、いささかバランスの崩れた広い意味での業界の推移を考えますと、我々、

現在の段階では相当な犠牲を、従来のレコード産業あるいはレコード販売店というものはダメージを受けていると。これをどの程度にどういいうとこ
ろで食いとめるかということについて商業組合と

の間、本間に忌憚らない誠実な意見の交換を図りながら、合意に到達したいというふうに考えている次第でございます。そういうことでございますので、私といたしましては、こういうふうな御配慮をいろいろ賜りましたことに対して感謝を申し上げますと同時に、商業組合とは十分に話し合いをその法の精神に従って進めていきたい。しかしながら、我々にはレコード産業を維持、発展させていくという社会的な使命もございますので、その存立の根拠が危なくならないというぎりぎりの線はどこであるかということに慎重に考えながら、その道を探していきたいというふうに考えている次第でございます。貸しレ業に従事しておられる方々も、既にここで市民権を得られたわけでございますので、市民権を得られたに伴う社会的責任というものもあらうと思っております。いろいろとお話をしていけば、必ずそこにお互いに譲るべきは譲り合って到達する道があるんじゃないかというふうに考えております。

そういうことで進んでまいりたいと思っておりますので、どうぞ、法案そのものにつきましては、たびたび申し上げますように、原案どおりの御採決を賜りますようお願い申し上げます。私の説明を終わらしていただきます。

○委員長(長谷川信君) どうもありがとうございます。

次に、牛久保参考人にお願いたします。牛久保参考人。

○参考人(牛久保洋次君) 私は、日本レコードレンタル商業組合の理事長を務めさせていただきます。おります牛久保洋次でございます。

まず初めに、私を代表いたします日本レコードレンタル商業組合について御説明申し上げます。

当商業組合は、去る三月二十四日、通産大臣によって認可いただいた団体でございます。中小企業団体の組織に関する法律に規定されました。恐らくは音楽産業として初めての全国規模の団体でございます。当組合の組合員数は現在七百九十

二名、組合員の経営いたします店舗は千百三十三でございます。ちなみに、全国に貸しレコード店がどれだけあるかと申しますと、昨年七月に通産省におきまして日本レコード協会と、当時私も団体の名簿を照合しました結果、ダビング店を含め千九百十店舗という数でございます。

私たちは一年間という時間をかけて、ようやく商業組合設立にこぎつけたわけでございますが、わずか四年足らずの業界が、商業組合という認可条件の一番厳しい組織を設立いたしました背景には、レコードレンタル業を正しく評価していただきたいという数多くのレコードレンタル業者の切なる願いがありましたことをまず申し述べさせていただきます。

当商業組合は、業界を代表する団体としての責務に沿って、当面、三つの課題に取り組んでまいりたいと存じております。一つは、関連法律のもとに権利者団体との友好かつ円満な関係を築き上げていくことでございます。二つ目には、未加盟店に対する加盟の働きかけを促進することにより、健全な業界の発展に資することでございます。三つ目としたしましては、違法性の高いと言われます店頭ダビングの掃蕩でございます。当商業組合は、ダビング行為をやらぬ店舗のみが加盟しておりますが、今後、業界秩序の確立のためにもダビング行為の掃蕩に努めてまいりたいと考えております。

さて、本日、当委員会におきまして、私はレコードレンタル業界を代表いたしまして、著作権法の一部を改正する法律案につき意見を陳述させていただきます。現時点におきまして、私どもの関心事はただ一点、利用禁止を伴わない許諾権行使ということでございます。当法案が成立いたしますとすれば、昭和六十年一月一日からの施行が予定されているわけでございまして、そういったと、いわゆる暫定措置法は廃上になる、しかし、その運用内容に関してはその

まま遵守をされるであろう、このように考えまして、したがって、私は、本日、暫定措置法の運用をめぐる問題点に触れ、諸先生方の御理解を賜りたいと思っております。

昨年、国会において成立を見ました商業用レコードの公衆への貸与に関する著作権等の権利に関する暫定措置法は、来る六月二日から施行が予定されており、日本レコードレンタル商業組合といたしましては、その運用につき関係団体との間で交渉を現在継続しているところでございます。

暫定措置法が成立いたしました際、衆議院では小委員長報告の形で、また参議院では附帯決議の形でそれぞれ「許諾権の行使にあたっては、公正な使用料によって許諾すること」と、立法府の意思が明記されました。つまり、レコードの貸与を、レコードの有力な利用態様の一つと位置づけた上で、商業用レコードの公衆への有償貸与による経済的利益についての社会的な不公平感を公正な報酬支払いによって排除する、その点に立法趣旨があつたと思料されます。著作権者団体であります日本音楽著作権協会と、私も日本レコードレンタル商業組合とは、この立法趣旨に基づきまして、ことし一月以来公正な使用料の設定のため、誠意をもって、また精力的に交渉を継続してまいりまして、去る四月十三日、十回に及ぶ交渉を経まして、双方、基本的合意に達した次第でございます。

日本音楽著作権協会と私も日本レコードレンタル商業組合とは、この基本合意に基づきまして、今後、運用細目に関する交渉を、過日、衆議院文教委員会で見えて、芥川理事長の御意見にもございましたとおり、誠意をもって継続することになっております。月間の売り上げが百万に満たない店舗が全体の六割を占める業界にとりまして、音楽著作権協会との合意内容は決して容易なことではありませんが、レコードレンタル業が果たすべき役割として、また、この間日本音楽著作権協会との間で醸成されました信頼関係を将来の布石にしたいと考え、合意を見たものでござい

しかし一方、隣接権者でございますレコード製作者の間には、許諾権の行使に当たりまして、ある種のレコードを一定期間貸し出しを禁止したいという旨の意向があるように伺っております。私もいたしましては、立法趣旨に沿って公正な使用料により許諾を賜りたいと切に願っている次第でございます。仮に隣接権者によりある一定期間貸し出しが禁止されるようですと、これは著作物の伝達の媒体が伝達の主体の権利を抹殺するといった本末転倒の事態を生じせしめる結果になり、また暫定措置法の立法趣旨にも反することになるのではなからうかと思料いたすわけでございます。

私もレコードレンタル業界は、この暫定措置法及び改正法案を、音楽産業の中にレコードレンタルを位置づけた上で、秩序形成を図るためのものと前向きにとらえまして、これを機に、音楽産業の一翼を担うものとしての役割と責任を果たすべく、商業組合もその意味におきまして設立してまいったわけでございます。したがって、レコードの一部貸し出し禁止といったものは、法律のもとでの秩序形成を阻害するだけではなく、著作権者団体との間で形成されつつある信頼関係をも破壊しかねないものではなからうかと考えます。

最近のことでございますが、九州のあるダビングのチェーン本部が、長年の組合の説得が功を奏しまして、店頭から一切のダビング機器を撤廃し、組合に加盟申請してきているという事実がございます。この例からも御理解賜りたいのでございますが、当商業組合はレコードレンタル業界内部の秩序形成に資するため、今後も相応の役割を担ってまいる所存でございます。したがって、許諾権の行使に当たりましては、公正な使用料によって許諾されますよう、国会並びに文化庁当局におかれましては、レコードレンタル業の正當な位置づけに関し、御理解と御指導賜りますようお願い申し上げます。私の意見陳述とさせていただきます。

どうもありがとうございます。
○委員長(長谷川信孝) どうもありがとうございます。
ました。

次に、阿部参事人にお願いたします。阿部参事人。

○参事人(阿部浩二君) ただいま御紹介いただきました阿部でございます。

私は、著作権審議会第一小委員会の委員の一人でございますし、その立場において参事人としての意見を述べさせていただきます。また、一つの学問をする人間として申し上げたいと思っております。

初めに、こういう機会に意見を述べさせていただきますことに對しまして心から御礼を申し上げます。

御承知のように著作権審議会は第一小委員会から第七小委員会まで現在持っております。第二小委員会から第六小委員会までは現在機能しておりましたが、過去において既にその仕事を一応完了しておりますけれども、第一小委員会、第七小委員会、とりわけ第一小委員会は現在さらに活発に動いているところでございます。第一小委員会はもとより著作権制度全般にわたって審議すること、それから外交関係、条約関係について審議する委員会でございます。

その第一小委員会では、今回の著作権法の一部を改正することが必要ではなからうかと、このような著作権審議会からの諮問を受けました。それに基づきまして、著作権審議会は第一小委員会を設けまして、現行の著作権法が昭和四十六年の一月一日から施行されておりますが、既に十数年経過しております。その十数年の経過というもの、過去における文化そのほかの伝達機関の発展というものと比べてみますと、十五世紀、十六世紀におけるような印刷物の発達というようなもの、それから五百年、千年というようなものにも、今まだたまたませんけれども、それに匹敵するような、たまたま十年なり二十年の間においても著しい変化があるというところから、とりわけその間

における録音録画機器、それから複写複製機あるいはコンピュータ等の新しい著作物利用手段の著しい開発、普及に伴いまして、現行法制定當時に予想もしなかった状態が生じてまいりました。とりわけ最近では、先ほど阿部参事人からお話がありましたような、レコードを初めとする著作物の複製物のレンタル業というものも出てまいりましたし、あるいはテープの高速ダビング用の出現というところも出てまいりまして、著作権法に對する見直しというものがどうしても必要になってきたというところになりました。

そういう点を念頭に置きまして、著作権審議会総会が昨年の一月に先ほど申しましたように第一小委員会に諮問をしたわけでございます。その諮問をしたその第一が著作物の複製物の貸与の取り扱い、それから映画の頒布権の見直しというものが第一のテーマでございました。第二のテーマが貸しレコードに関する実演家、レコード製作者の権利の取り扱いでございます。第三が現行著作権法第三十条の規定の明確化ということでございまして、第四が著作隣接権条約への加入の問題、この四点が問題点として提起されたわけでございまして、

そのうちの著作権隣接権につきましてはこれは条約関係でございますし、ほかの三点とは性質が若干異なるので、これは一応さておきまして、まず初めの三点について審議したわけでございまして、もちろん、その三点の中でそれぞれ重要ではございますけれども、その契機となりましたのは、阿部参事人がたまたま申されました貸しレコード問題に端を発していると言ってもよろしいのですが、そこにウェットを置きながら話を進めてきたわけでございます。その結果といたしまして、我々が委員会で一応の結論を見、著作権法の改正に向けてまして、第一小委員会の審議結果というものを昨年の九月九日に公にする、その前に審議会の総会に報告いたしております。もちろん、その審議に当たりましては七月段階におきまして中間の報告をいたしております。中間の報告を、

これを公にいたしました。それにつきましての各界の意見を参考に、各界から、各方面から意見を承りました。その意見を承り、改めて九月九日に最終報告案をまとめまして、これを審議会の総会に報告したわけでございます。前後で二十回くらいいにわたり審議会が持たれました。慎重に審議した結果といたしまして出したその案に基づきまして文化庁の方で法案の作成に踏み切った。さらにまたいろいろと御意見を承りながら、各方面から意見を承りながら法案の作成に踏み切ったのだらうと思っております。

その法案を背景にいたしますと、私たちが考えておりました骨子とはほとんど差異はないと申しますが、その趣旨が非常によく生かされておりますので、審議会としては、第一小委員会の委員の一人といたしましては、今回の法案が、このまま国会においても制定されることを、これを強く期待しているわけでございます。

簡単に、我々の考えておりました第一小委員会の審議の結果につきまして申し上げますと、第一に貸与権というものを考えたわけでございまして、貸与権と申しますと、著作物を貸与する権利でございますが、現在、貸与するにつきましては頒布権と申しまして、著作物の複製物を、これを公衆に譲渡し、または貸与する権利として頒布権というものが認められております。その頒布権は、現在映画にのみ認められておられるのでございまして、ほかのものについては認められているわけではございません。そういうところから、例えば、ただいま具体的に問題になっております貸しレコードの問題につきましても頒布貸与ということについてどうだろうか、こういう問題が起つてきたわけでございまして、

そういうところから各国におけるところの動きというところを考えてみましても、この際におきましては、従前の頒布権というものは一応異なっており、別個に新しい権利として著作者に頒布権ではない貸与権を新たな権利として認めた方が適切ではなからうか。著作物一般に頒布権というものを

認めていくということになりますと、映画と同様な形において認めていきますと、社会的な影響も非常に大きい、これはちょっと困るところから、もう少し勉強しなければなりませんし、頒布権それ自体につきましても現在国際機関の方でいろいろと審議研究するという、こういう過程にございまして、さしあたり、我々としては、現在のいろいろな事情の変化に際しまして、著作物一般につきまして貸与権というものを著作者に認めていこうというふうな考えをたわけでございまして、

さらに、その著作者と別個に著作隣接権者がございまして、著作隣接権者は、レコードに關しますと、そのレコード製作者、それからレコードに歌やそのほかを吹き込んでおります実演家、さらには放送機関もこの著作隣接権者に入ってくるわけでございまして、この著作隣接権者のうち放送機関はさしあたり関係ございせんので、レコード製作者と、それから実演家にもこのような貸与権とすることは考えられないだろうかということも考えたわけでございまして、

しかし、その実演家やそれからレコード製作者につきましては、現行法制上におきましては二次的使用料、それが放送に利用される場合において報酬請求権ということが考えられておりますので、さしあたり、まず報酬請求権というところではよろしいのではなからうか、許諾権というような貸与権まで認めなくても、認めなければならぬというような考え方もありましたけれども、さしあたり中間報告のときには報酬請求権ということにとどめておいたわけでございまして、

しかし、実際につきましてもいろいろと承りました。それから、各方面からの御意見を、実情を伺いながらわたりまして質問をいたしまして、そして実演家あるいはレコード製作者に對しまして、許諾権であるところの貸与権というものを認めないで果たして実効があるのだろうかということにつきまして非常に疑問となつてきたわけでござい

ます。その当時は、ただいまお話ししました牛久保参考人が申されましたような商業組合というものももちろん設立はされてはおりませんし、その時点におきましては四百ぐらいでしたか、そういうような、組合ではございませんけれども、単純な民法上の組合なのか何かわかりませんが、そういう団体が自主的につくりだされたようにございます。しかし、そういう団体に拘束力もありませんし、あるいはまた商業組合がつくられたと仮定いたしましたとしても、そこに組合員以外の者、組合に加入することを強制するわけにもいきません。そういうことになってまいりますと、果たして実効があるのかないのかというような疑問が出てまいりました。そういうところから、この貸与権につきましても、隣接権者に対しても、やはり貸与権が必要ではなからうか。貸与権、簡単に申しますと貸与するに当たって許諾をする権利ということになります。それが必要ではなからうかと判断したわけでございます。

しかし、そういう権利を無条件に認めて、どのような形においても恣意的に行使されては甚だ困るといふところから、やはり、その権利の行使にもおのずからなる制限がなければならぬ。そういうところから許諾権についての行使に当たりまして、公正な権利の行使ということを強く要望するように考えることはできないだろうか、こういうふうに考えたわけでございます。

と同時に、もう一つ、先ほどお話がありました暫定措置法がございましたので、その暫定措置法におきましても許諾権ということを考えておられるわけでございます。既に成立している許諾権といたうことを考えていきますと、今度はその期間が問題になるのではなからうか。許諾を与える期間というものはどういうふうにしたらいいのだろうか。考えてみますと、審議会でもって簡単に何カ月とか何年とかというような期間を定めるということは必ずしも適切ではない。やはりこういうのは両当事者が真剣に考えて折り合わなければならぬまいというところから、短期間というように定め

ただけにしておきまして、あとは当事者の自主的な自治的な解決に待つのが最も好ましいのではなからうかというように考えて、隣接権者に対しての許諾権というものを考えたわけでございまして。ただ一定の、ただいま申し上げましたような枠内において認めているということでございますので、この法案は審議会の考え方、小委員会の考え方というものを極めて忠実に反映しているというふうに考えますし、また既に国会において成立いたしました暫定措置法の趣旨にも合致するのではなからうか、こういうふうに考える次第でございます。

さらに、そのほかに小委員会いたしましたのは貸しレコードの問題だけでございます。先ほど申しましたように著作権法の第三十条の問題につきましてもとらえてきたわけでございます。著作権法の第三十条と申しますのは、これは著作物の私的使用のための複製については、これは著作権の制限を著作権者に対して著作権を働く場が制限されるというような規定でございます。『著作物の目的』になっている著作物は、個人的に又は家庭内その他これに準ずる限られた範囲内において使用することを目的とする場合には、その使用する者が複製することができるといふようになっていくわけでございます。これは著作権ばかりではございませんで、著作権隣接権においても準用されているわけでございます。そういうところからこのうち私的使用というものは範囲が明確でないために、それが原因となりまして、一つには貸しレコードの問題が起ったわけでござい

ます。貸しレコードは、レコード業者としましては、お客さんにレコードを貸すだけである、複製するのはそのお客さんたちが勝手にやるのであって我々は関知しないと、こういう考え方が出てまいりまして、その貸しレコード業というものは著作権法の三十条に適法な行為として認めることができるかとされている行為に該当する、こういうような論法が出てまいったわけでございます。まあ、巧妙といえますか、巧妙な論理でございます

し、さらには続きまして、これはレンタルではなくて、そのレコードを売却するわけであります。レコードを売却して、それは普通の値段ででも売却するわけなんです。二日なり三日なり後に買戻しますとそれを買い戻すわけでございます。買戻しが自由であるというような商法が生み出されてきたわけでございます。そうなりますと、その買戻しの場合においては、二千八百円で初めて売却したならば、あと二百円くらいの損料を差し引いて二千六百円くらいで、二千八百円のレコードで売却し二千六百円くらいで買い戻すと、こういう商法がはやってまいりますと、これは二百円の貸しレコードと全く変わりはないといふことになってまいります。そういうようないろいろな形において、この三十条の脱法行為というように考えてもいいと思えますけれども、そういうような問題も起つてまいりましたので、この三十条を明確化する必要があるのではないかと。このことは家庭内における録音、録画の問題とも関連いたしますけれども、さしあたりは、この高速ダビングであるとか、あるいは貸しレコードに伴うところの録音というところになりますと、そちらにこの三十条が常に関係してくる。これを明確化する必要があるのではないかと。ことになりました、その点につきましても、この改正法案の方におきましては一応の手当てがなされております。

我々が考えておりますところの手当てと改正法案の手当てというものはほとんど変わりはないと。つまりその改正法案では、例えば録音、録画を業者がそれを一個人からの注文に基づいてなしていくという場合には、著作物についての複製をする場合には、これはやはり著作権者の制限に服するを得ないと。これは当然なことでございますが、さらにはそれを注文するところの個人につきましても、やはりそれに対するところの著作権の制限に服すると考えざるを得ないと。そうでなければ、著作権者の権利というものが実効がなくなってくるのではなからうかと。ただし、そ

ういう場合であっても、その関係というものは権利者と使用者との間の民事的な関係にとどめまして、ただ、著作権法違反であるとかいうような刑事的な問題にまでは進める必要はあるまいと、こんなふうなことも我々も考えましたけれども、それもこの法案の中にはうまうま生かされているようにございます。さらに一般の複写、複製機器が町に置かれ、それが業として行われておりますが、さしあたって、それに対するところの適用はしないというふうな考え方もそのまますかされておりますし、この著作権法案というものは我々の第一小委員会において審議した結果をよく生かしているのではなからうかというふうに考えております。私としてはこの法案をそのまますかされていただければというふうな感じである次第でございます。

簡単にございしますが、意見にかえさせていただきます。

○委員長(長谷川信君) どうもありがとうございます。以上で参考人からの意見の聴取を終わりました。これより質疑を行います。なお、参考人の皆様に申し上げます。各委員の質疑時間が限られておりますので、恐れ入りますが、お答えは簡潔にお願いいたします。 それでは、質疑のある方は順次御発言をお願いします。

○久保亘君 高宮さんにお尋ねいたしますが、法律の精神をどのように理解するかということが法の運用の基本にかかわってくる問題だと思っておりますが、レコード協会の立場として、レコードレンタルは許諾すべきことを前提にしている法が改正される、こういうふうな御理解でございまいしょうか。つまり、許諾権というのは、原則的にはルールに基づいてノーは、イエスが前提である、こういうふうな御理解でございまいしょうか。

○参考人(高宮昇君) お答えいたします。

今のところは非常に私どもも実は大変苦勞をされているところがございます。法の精神から考えまして、許諾をするということについては、建前として許諾ということはもちろん考えております。しかし、レコードというものを、いわばそれぞれに個性のある商品でございます。いろいろな事情がございますので、一〇〇%全部初めから許諾をするかどうかということにつきましては、どうしてもそういうことを許諾をいたしますというところまで申し上げるのに、若干の調整をしないと、そういう御返事が今こゝでは申し上げられないような状況でございます。その辺は我々としては極力法の精神というものを、関係人でございます、今後、進めるに当たりましてはよく相談をしていかなきゃならぬ、商業組合の方々とよく話し合いをしまして、極力合意に到達できるように努力をしていきたいと、そういうふうに考えております。

○久保亘君 経済の自由主義という立場を前提にします場合には、レンタル業というのは生まれるべくして生まれてくるものではないかと私は考えるんであります。商業の新しい分野としてレンタル業が発生してきたというのは、これはもう非常に必然性のあったことだと思っておりますが、しかし、それを完全に自由という立場に置いてはぐあいが悪いというので、法律で一定のルールをつくらうとするものだと思うんです。このルールをつくっていく場合には、やっぱり今何か調整をしなければならぬ問題があると、こうおっしゃいましたけれども、原則的には許諾すべきものと、ここでは合意がないと、なかなかそのルールの話し合いも難しいんじゃないでしょうかね。これは阿部先生いかがでございますか。

○参考人(阿部浩二君) ただいまの御質問にお答えいたします。

ございますけれども、私は大変失礼ですけれども、必ずしもそう思っているわけじゃございません。それはレコードのレンタルということを念頭に置きますと、有体物としてのレコードと、その中に化体されております著作物としての音楽であるとか美演家の吹き込んだ実演とかいうのとのこの二つが区別されなければならないのではなからうかと思えます。もちろん一般的にいわれる物としての貸与ということでございますならば、これは別段格別問題はございませんけれども、無体物としてに対する感覚が、感覚と申しますか、それを第一に考えてまいりますと、それは簡単にはそうはまいらないのではなからうかと、こういうふうにも思うわけでございます。もともとそれは、先ほど申しましたように、著作者に対してそういうような他人に対することのレンタルであるとか、あるいは複製であるとか、いろいろと問題が出てまいります。それをどういうふうに扱っていくのかというところは、領布の問題といたしまして世界的に問題になりますけれども、必ずしも自由経済だからといってそれは自由に必然的なものというように登場するとも思えないのでございます。

○久保亘君 私は別に自由主義経済を是として申し上げているのじゃなくて、そういう経済の仕組みの中でこれは生まれるべくして生まれてきたものではないだろうかということを申し上げたわけなんですけれども、その点はよろしいです。

そうすると、例えばダビングの問題にしても、高宮さんは東芝の会社の代表をなさっているとお聞きいたしておりますけれども、複製機などばやっぱり東芝の会社で開発、製造され、普及、販売をされていく、こういうことなんではないかと思っております。それでその辺はなかなか複雑に絡んでくる問題ではないだろうかと思っております。だから、そういうふうなうまく交通整理をやつてルールをつくっていくかということが、この法改正の目的であらうと考えておりますが、どうでしょう高宮さん、レコードとレコードレンタルという

今この二つのことを問題にしておりますから、その部分に限ってもいいんですが、レコード協会とレンタル業界というのは本来共存できる存在なのか、やっぱりこれは対立する宿命を持っているから法をつくるべきだと考えておられるんでしょうか。それとも、共存できる、そして共存することによって芸術、芸能、文化の普及発展にむしろ共存できることが貢献度を増すものである、こういう立場で理解をされておつて、両者の協力関係を法律でルールづくりをやらうと、こうお考えになつていらっしゃるのか。それはどちらでございますか。

○参考人(高宮昇君) 大変難しい御質問のように思つて十分のお答えができるかどうかをちょっと我ながら危うんでおりますけれども、率直に極めて正直に申し上げまして、問題なしに共存できる業界であるというふうな確信が実はまだこの段階においては持ち得ないのでございます。

理由をいましては、まず第一に、我々冒頭の陳述でも申し上げましたけれども、従来極めて長きにわたつてレコードというものは権利三団体がつくり出しまして、それをレコード商を通じて販売をしておつたわけでございます。レンタルというものは全くなかつたわけでございます。それで、それなりに繁栄と申しますか、世の中のお役に立つような存在としてずっと来たわけでございますけれども、ここへたまたまレンタル業というものが世の中にあらわれたところを境にいたしました。ちょうど軌を一にしてこのレコード業界というものが非常に繁栄を失つていくような状況に変わつてきたわけでございます。そういう意味で、まず極めて直感的にと申しますか、どうも貸しレコードというものはやっぱりレコード産業の繁栄に必ずしもプラスになっていないという、そういう感覚がこれは非常に強く現在の業界には行き渡つております。非常にみんながそういう気持ちを持っております。

しかし、それは申しまして、先ほど来いろいろ諸先生からお話がございまして、時代は移つてまいりますし、技術はどんどん進歩してまいりますし、これまた同じ系統の会社の中でも、片やハードの機械を、ダビングができるような、コピーができるような機械をどんどんつくり出していくというようなこともございまして、これはもう技術革新の必然的な、私は技術がひとり歩きをしていくというのは心然的な本質的な問題であらうと思ふんでありますけれども、それと、そういうことでありますので、何らかのこゝで一つの秩序を、枠組みをつくつていかなきゃならぬ。レンタルももちろん営業の自由という観点から申しますと、決してこれをとめていいというような理屈が我々の方にあるわけではございませんけれども、現実にはやっぱりこれによって非常にダメージを受けている。そのやっぱ調整点として、あるいは先ほど来阿部先生からお話がございましたように、半議経験の方々あるいは行政、立法府というふうなところが、このままでは非常にダメージも大きくするだろう、混乱も大きいだろう、そういうところから一つの秩序をつくつてやろうというふうなお考えで立法をしていただいたのが暫定措置法であり、また今回の著作権法の改正だろと思ひますので、率直に民間の企業者として考えますと、大変困つたものが出てきた。しかし、これを頭から否定していくわけにもいかぬから、何とか共存の道を考えていかなきゃならぬだろうというふうなところが偏らざるところでございます。

かといって、こういうふうな法秩序ができ上がつていきました後、いつまでもかたきのように考へて、これと対決して頑張つていくというふうなことではなく、何かの道がまた牛久保さんあたりといるお話を聞いていくと考え出せるんじゃないか。ただこれは、今もお話がございましたように、非常に商業組合さんいろいろな御努力を、これに牛久保さん個人を拝見しておりますと、大変一生懸命にまじめにやつてくださっている方のように思われますけれども、何と申しまして歴史が浅うございまして、事こういう商売の道に入つ

てまいりますと、どこまでこの商業組合の、まだ生まれたばかりの商業組合が法の精神を体して、そういう秩序づくりに力を発揮できるかどうかというの、これは将来の問題でございまして、今日現在では何ともまだ、お言葉はよく承りまして、大変もつともおっしゃるというふうには思いませんけれども、絶対大丈夫だという確信が持てない。その前に大変ダメージを受けているという自覚がございまして、というのが偽らざるところでございまして。

○久保直君 それでは、もし今私が高宮さんにお尋ねしたようなことに関して、牛久保さんの何か御意見ありましたらお聞かせください。

○参考人(牛久保洋次君) 先生の御質問にお答えさせていただきます。

いわゆる共存共栄の関係であるか、対立する関係なのかということですが、私どももいたしましては、むしろ音楽産業の発展に貢献している、このように考えている次第でございまして、わずかに短期間の間に一千万人以上の人に利用していただいている。その背景には、やはり社会的な基礎というものがあつたと思ひます。また、そういった流れというものが、大きな流れがあるのではないかと思ひます。

私たちが、この種の議論の過程におきまして、貸しレコード業の出現により既存の業界に多大な損害を与えたという点に關し、もしその観点に立つて、何らかのこう規制を加えようということであるならば、私どもとしては、何といひますか、その影響度につき立証する責任がレコード製作者側にあるのではないかなと思ひます。過去、この間レコード製作者の方々は一体それを立証したことはないわけにございまして、私たちに向ける批判は営業成績の低下の一切がレコードレンタル業の責任に帰する感情論のみに支配されているのではないかなと、こんなように受けとめております。

私たちが実はことし三月実施いたしました首都圏におきますレコードレンタルの利用者千人への

アンケート調査データがございまして。これによりまして、レコードレンタルを利用する理由をいましては、レコードの価格は高く買えないからといった声が五二%ございまして。さらに、自分で買ったLPレコードの中で満足できる曲は幾つあるかという質問に對しまして、LPレコードには十曲あるいはそれ以上含まれてゐるわけでございまして、三、四曲と答えた人が五四%ございまして。次に、二曲と答えた人が二一%でありました。また、レコードレンタルを利用した後レコードの購入枚数は変わらないというふうにお答えいただいた方は四一%ございまして。ちなみにこの数字を報告させていただきます。

以上です。

○久保直君 ありがとうございます。

○粕谷照美君 三月の十二日ですけれども、JASRACの資料なのでしようか、ずうっと読んでいてみますと、日本レコード協会事務局長の豊澄昭さんという方がここに所感を述べていらつしやるし、芸団協の小泉さんという方がまた所感を述べていらつしやるんですね。その中で私は、「生命線と奪われてまで妥協するつもりはない」とか、あるいは「レコード会社は本質的な部分が損棄されている。それは金ではカバーできないものだ。」という発言があつたり、芸団協にしますと、貸しレコード業界が「成り立たないほうがいいのではないか。」と、こういう非常に厳しい批判を持った発言をしていらつしやるわけです。こんな態度をとっていただく限りにおいてはあの暫定法の意味もないし、今度の法律をつくつていくということについても若干の問題点があるし、参議院で附帯決議をつけたということに対する意味を正しく酌ん度いいただけないというふうな感じがいたしまして心配をしていただのですが、先ほど午前中に私は、日本レコード協会がいわゆるレンタル業者との間に裁判所の和解ができきんだんしょうかね。先ほど高宮さんがおっしゃっておられましたけれども、和解「案」が削られまして和解となつておりまして、内容的にこう、書類が出て

きてゐるんですね。そういうことになるで大変いいことだないというふうに思ふんですが、それでも牛久保参考人はこの内容を御存じなんでしょうかね、やっぱりある部分は制限をされているわけですね。この部分についてはもう許諾しないということがあり得ますよというふうなことになる。そんなこともこう、考えながら、本法律が成立した暁には、本当にお互いに音楽の好きな日本人をつくつていくという、そういう道に向かつて努力をしていただきたいと思ふのですが、牛久保参考人にお伺いいたしますけれども、非常に貸しレコードに対して不信感がいっぱいあると思ふんですね。この不信感を払拭していくことが商業組合の任務ではなからうかと思ひます。これに對しまして日本ビデオ協会などは、このビデオ協会の審査にパスしなければレンタルしてはいけませんというのをきかちつてゐるんですね。資金力はどうか、違法行為はどうか、そしてレンタル料金はしかし自由であるというふうなことを業務許諾契約の条件にしているわけですね。おたくの組合はそういう条件というふうなもの、ほかから見ると、うん、なるほど、これは立派に法の精神に基づいて運営しているというふうなことがわかるようなシステムというものはあるのでしょうか。

○参考人(牛久保洋次君) 御質問に答えさせていただきます。

冒頭の意見陳述の際申し上げましたとおり、当商業組合といたしましては当面公正な使用料の支払いのための業界内の秩序づくりをまず促進するとともに、アウトサイダー、つまり未加盟店に対する加盟の働きかけや、ダビング機器の撤廃を呼びかけていくことが、認可いただいた組合の使命であると考へております。そしてまたその徹底を図つていくことを考へております。

○粕谷照美君 使命であるというのは精神規定ですね。そうではなくて、こうこうというところをするんだという明確な締約状況というんですか、そういう許諾条件というんですか、そういうものがないかということです。

○参考人(牛久保洋次君) いわゆる使用料の支払に当たりまして、私も商業組合は業界の指導、監督する立場から、日本音楽著作権協会の活動に對して全面的な協力を予定してございまして、以後、日本著作権協会の支部に對しては支部づくりをし、それを窓口にして行つていきたいと思ひてゐる次第でございまして。

○粕谷照美君 先ほど牛久保参考人の御説明の中に、月間売り上げ百万に満たない店が多いと、こういうお話がありましたね。二百五十円で貸してるとすると四千枚ということになりますか、貸すレコードの数は、四千枚、四千人に貸すということになったら、もし貸しレコードがなかったら、うちのレコード会社、小売店は四千枚のレコードが売れるんだ、こういうことになればあなたの貸しレコード店は、これは敵ですね。四千枚も売れなくなつた。しかし、ホーム・テーピングが貸しレコードからばかり行われてゐるのかということについて私は非常に疑問を持つてゐるんですね、非常に大きいということについて。確かに文化庁の説明もそのようになっておりました。その統計は日本レコード協会の統計を利用しております。今の阿部参考人も、多分そちらの方や通産省の統計などを利用してやられたんだというふうに思ひますけれども、ここに「コンフィデンス」といふ、一月十日に出されました資料があるんですね。「新春特集」ですか、TDKの調査があるんですね。この東京電気化学工業株式会社が調査したところによると、「テープへの録音は圧倒的にレコードからテープである。それはジャンルの区別なく行なわれている。その上、テーピングするレコードも自分が持つてゐるレコードからというものが半数以上を占めてゐる。これまでFMからのホーム・テーピング、友人や貸しレコード屋を利用してテーピングを行なう行為が多いと思はれていただけに面白い結果となつてゐる。」と、こういうふうに出てゐるんですね。だから、本当にどのような調査をどのような機関が公平に行つたかということは大変大事なことでないかと思ひます。

うのですが、ここでJASRACとの間に合意書が成り立って、LP盤五十円、そしてシングル盤十五円、これからレコード協会と行われるわけですね。芸団協とも行われるわけでありますが、成り立たないような状況になったら、その使用料の値段がね、あなたのところはもう数が少なくなくていくだろう。これもまた大変なことだろうというふうに思っていますね。幾らかというところは、これからの話し合いになるというふうに思いますが、今までの接触点でレコード協会との間に六月の二日までに、あるいは芸団協との間に六月の二日のその日にちまでにきちんとした金額が、合意が成り立つであろうという感触をお持ちですか。高宮参考人も、その感触はいかがでございますか。

○参考人(高宮昇君) お答え申し上げます。

六月二日と申しますともうあと三週間でございますので、実は、今先生もおっしゃられましたように、裁判所におきます和解というのはそこまで至っていないと思います。まだ和解の案を裁判官が模索しておられる段階だというふうに私は承知いたしておりますけれども、しかし、一方、裁判所の方でも、もう既に三年來の懸案、係属事案でもございまして、法律も変わるということで、大変精力的に御心配をいただいているように私も思っております。そういうこともございまして、これも全くそれを忘れてしまおうというわけにもまいりませんし、かと申しまして六月二日というのには迫っておりますので、それまでに全くなきないという、合意に到達できないということをお願い申し上げるのとはちょっと早いと思います。両方が本間に詰め合っているわけがあったというところがあれば、もちろん六月二日には何がしの見当がつけるわけでございますけれども、あれやこれやといういろいろ、裁判所の和解にいろいろ行っているわけと、いろいろな御下問を受けるというふうなことがございまして、なかなか細かくこれを商業組合との間に詰めていくということも十分にできておりませんし、また、JASRACの方でも、先ほど来のお話を聞いておりますと、もう十数回にわたる——十回でしたか、十回にわたるいろいろな交渉の結果、ようやく満足すべき合意に到達したというふうなお話を承ったというふうに、あるいは六月二日までは、八合目くらいまでは来てるけれども、頂上をきわめるというところにはならないというふうな、そういう事態も起こり得るんじゃないか。この辺は、一生懸命に努力はいたしますけれども、どうなるというところは、この段階では、大変申しわけございませんけれども、お答えいたしかねるような状況でございます。

分にできておりませんし、また、JASRACの方でも、先ほど来のお話を聞いておりますと、もう十数回にわたる——十回でしたか、十回にわたるいろいろな交渉の結果、ようやく満足すべき合意に到達したというふうなお話を承ったというふうに、あるいは六月二日までは、八合目くらいまでは来てるけれども、頂上をきわめるというところにはならないというふうな、そういう事態も起こり得るんじゃないか。この辺は、一生懸命に努力はいたしますけれども、どうなるというところは、この段階では、大変申しわけございませんけれども、お答えいたしかねるような状況でございます。

○参考人(牛久保洋次君) 実は五十六年十二月に

私たちがレコードレンタル業四社が訴訟を提起されました。その中で和解勧告は、たしか三月二十三日でしたか、暫定措置法の運用に関する話し合いを行うことにより和解するようにとのことがございました。ちょうど昨日五月九日、東京地方裁判所におきまして三回目の和解交渉が行われました。その場におきましてレコード協会より、部分禁止の実施案が提示されたわけでございます。部分禁止とは申せ、私もにとってはほぼ全面禁止を意味するものでございまして、しかもその内容がレコードメーカーの一方的なレコードレンタルを締め出す形になっておりまして、私たちにとつて到底合意できるものではないものになっております。繰り返して申し上げますが、本来の著作権者であります日本音楽著作権協会と十回にわたる審議の結果、ようやく合意いたしました。こういって過程の中で、なぜ隣接権者によってその信頼関係が破壊されてしまうか、これはもう私も私としては大変残念なことでございます。ぜひ、使用料設定を前提とした話し合いを進めていただきたい。また、立法院の御協力と御理解を賜りたいと考えている次第でございます。よろしくお願いいたします。

○粕谷照美君 それでわかりました。これは日本

レコード協会の和解案であって、裁判所の和解案ではない。私も、これを見まして、よくこれをレンタル商組合のんだなというふうに思っていたものですから。とても、こんなことでは、レンタルの経営は成り立っていかないのでないか、そんな感じがしたものですから伺いました。

それで、今度は阿部参考人にお伺いをしたいんですけれども、著作権の小委員会ではどのようなことが話し合われたのかという中身についてなんですけれども、四月の十日の日経に載っていたんですけれども、四月の十日の日経に載っていたんですけれども、英国のレコード協会が日本製のダブルカセットデッキ、どのくらい英国に持ち込んでいるかというのを報告しないというふうな言っているんですね。その前に英国レコード協会は、四倍のダビングができる機械を入れていたアイワに対して嚴重な申し入れをして、アイワはもう英国には売りません、こういうふうにして撤退しているわけですね。しかし、ダブルカセットというのは倍速ということになるんですか、その数字を入れなさいということとは、解釈によれば、多分それに対しては使用料を取るか何か、機器に対するお金を出してもらうことになって何とかなるのではないかと、そういうような解説があるわけでありまして。このレコード協会が厳しい態度を示した中に東芝も入っているわけですね、それから日本ビクター初め、シャープ、日立製作所、これはコロムビアレコードですね、それから山水電気、松下電器産業、三洋電機。先ほどの久保委員の質問されたのと同じように、レコード協会は貸しレコードが問題だ、問題だと言っているが、ダビングできるような機械を、家庭でなんか四倍速なんて使わないでください、そういうような機械をもっとどんどんつくり出している、それがあればゆえに非常にホームテーピングなりそういう行為が行われていくんだ、著作権が侵害されていくんだというその元凶になっているところに、一体何にもしないでもいいというふうな著作権審議会の話し合いだったのかということでありまして。まず最初にそれをお聞かせください。

○参考人(阿部浩二君) お答えいたします。

著作権審議会でも、もちろんただいま御質問ありましたようなイギリスにおけるような事件については、当時、具体的な問題としてそういうふうな起ったわけではございません。ただ、よく問題になりましたのは私的録音、録音の問題でございます。私的録音、録音の問題につきましては、先ほどちょっとテープの録音につきまして、貸しレコードからの録音というふうなことも、一般的に自分のレコードからの録音の方が圧倒的に多いのではないかと、そういうふうなお話もありましたけれども、私が先ほど申し上げましたのは、貸しレコードの方からテープをとるというものが非常に多いというだけのことでありまして、一般的なテープについての録音をどこからとってくるかというふうなことで申し上げたわけではございませんので、その点を誤解がないようにしたいと思っております。

それはともかくといたしまして、イギリスにおきましては、一般的に頒布権なりあるいは録音権といいますが、そちらについての規定は今のところはなさそうでございます。私の記憶ではございません。ただ、家庭内におけるところの私的録音ということにつきましては、非常に厳しい判断をしている国でございます。日本のいわゆる三十条の私的録音、録音、あるいは私的複製といふことになりまして、比較的日本人は緩やかな考え方をもって——緩やかと申しますとちょっと語弊がありますけれども、イギリスやアメリカになりますと、フェアユースというふうな考え方、あるいはフェアディリジンスというふうな考え方、あるいはそのような取り扱いには比較的日本人よりは厳しく考えております。例えば、学校におけるところの教材として複製するような場合には、日本では比較的緩やかというところから割にゆとりと考えておりますが、イギリスの場合にも、それは基本的には認めますけれども、その適用は非常に厳しく考えておりますというところ、つまり、要するに、私が申し上げたいのは、

イギリスの場合におきましては、無体財産に対するところの感覚が日本におけるよりも非常に厳しいのではないかと、このように理解してよろしいのではないかと思います。

そういうところが至るところにあらわれてまいります。例えば、御質問からちょっと外れますけれども、貸しレコードの問題につきましても、日本ではまだのんびり——のんびりと言いますとまだ語弊が出てくるんですが、ゆったりしてありますけれども、貸しレコードの問題が日本でも起こりましたときに、すぐにスカンジナビアのある国の方に、それが向こうのテレビに放映されまして、向こうの方ですぐに貸しレコードの商売が始まりました。それに対して早速向こうの方では立法措置をとったというようにもございまして、無体財産に対する感覚の違いかなというふうに、私は、大変残念なことですが、そう率直に思っております。その反映がイギリスにおけるそのような四倍速ですか、そのようなダビングの機械に対するところの取り扱いにもあらわれたんじゃないかと思えます。この私的録音、録画につきましまして、この第一小委員会の方では諮問事項でもなかったもので、それは直接には触れてはおりませんけれども、雑談の中におきまして取り上げられまして、これに対する抜本的な解決というものはどうしても早く考えなければならぬという形ではございまして、抽象的な形ではございまして、具体的に申しますと、例えば西ドイツなんかでは、そのような録音、録画機器に対するところの発売、日本で申しますと、いわば酒の蔵出しのときに若干の税金が課せられるというのと同じように、そういう賦課金のようなものも考える余地はあるのではなからうか、そのようなことを考えながら抜本的に録音、録画については考えていく必要があるだろうと、こんなふうな話し合いはなされております。

○粕谷照美君 諮問がなかったからやらなかったということとはわかりました。そうすると、今度諮問すればやらなきゃならないと、こういうことになりませんか。

それで、著作権関係条約が国際的にあるわけですが、これ批准していくという積極的な態度が必要だというふうにも思いますが、今度の法律改正なんかで批准の条件が整ったかどうか。それから、条約を批准し加入していくというためには一体何が隘路であるか。私の時間があと四分ほどですので、その程度でお答えいただければありがたいと思えます。

○参考人(阿部浩二君) 大変失礼いたしました。条約と申しますと何の条約でございましょうか。

○粕谷照美君 例えばベルヌ条約パリ改正条約とか、こういう著作権に関する幾つかの条約がありますね。そういうものですか。

○参考人(阿部浩二君) お答えいたします。ベルヌ条約、それからベルヌ条約におけるパリ改正規定、あるいはそのほかのレコード保護条約といろいろございまして、既に日本ではもう加盟しておりますので改めて加盟の問題は起こらないかと思えます。

○粕谷照美君 ローマ条約。

○参考人(阿部浩二君) ローマ条約と申しますのは、ベルヌ条約ローマ改正条約が、そもそもの一八八二年、もっと前ですが、できておりますけれども、日本ではベルヌ条約に加盟したのが随分古く、明治三十二年でございまして、それ以来、改正、改正でやってまいりまして、ベルヌ条約の現在最も新しいのは一九七一年にありますベルヌ条約パリ改正規定と申しております。また別にはベルヌ条約パリ改正条約というように呼ぶ人もおります。でございまして、もう既に非常に古くから、最も新しい国際条約に加盟しております。同時に、万国著作権条約にもこれに加盟しております。そのほかレコード保護条約というのにも加盟しております。それら、それらの条約を扱ってまいりますところのWIPOという、世界的な所有権機構という国連の一専門機関もございまして、そこにも加盟しておりますので、条約についてはほとんどに加盟しております。ただ、著作権関係条約にはまだ加盟

してないということでございます。

○粕谷照美君 その実例家、レコード製作者及び放送事業者の保護に関する件、今おっしゃった隣接権条約ですね。これの加盟についてのお考えは何か話し合ひができましたでしょうか。これは、外務委員会の話ですなというんじやなくて、姿勢がわかれば向こうで批准するような手続をとるわけですからね。

○参考人(阿部浩二君) 第一小委員会にも、一番初めにそのような隣接権条約に対する加盟ということをやったとしまして諮問されております。しかし、さしあたりまして、これは、先ほど申しましたように、諮問されたときにおける問題点が四つございまして、初めの三点とあとの一点とは違いますが、一応、初めの一点については一応横に置いてあるというふうな状態でございまして。それで、いつも審議会のときには、その隣接権条約につきましましてどうだというふうな話は出ております。

○田沢智治君 今の日本人は音痴の人が大分なくなっちゃったというほど、音楽文化というものが、国民生活の中にとっかかりがえがけないほど生活がより豊かになるという前提では、必要になつてきていると思ふんです。私たち政治家も、会合に出ると、カラオケの一つや二つ歌っていかないと帰して来ないというところで、私も、大分音痴でございまして、最近はやや上昇いたしました。田沢の歌を聞きたいという人も出てくるような状況になっております。こういう意味で、今日まで音楽文化を進展させてきた、これはレコード協会の長年にわたる御苦労と功績がそういう基盤づくりをしたというところについては、高く評価すべきものは正確に評価すべきであると、私はそう考へております。

○参考人(阿部浩二君) 第一小委員会にも、一番初めにそのような隣接権条約に対する加盟ということをやったとしまして諮問されております。しかし、さしあたりまして、これは、先ほど申しましたように、諮問されたときにおける問題点が四つございまして、初めの三点とあとの一点とは違いますが、一応、初めの一点については一応横に置いてあるというふうな状態でございまして。それで、いつも審議会のときには、その隣接権条約につきましましてどうだというふうな話は出ております。

○参考人(高宮昇君) 田沢先生の御質問にお答えをさせていただきます。

レコード協会におきましては、毎月その生産統計をいろいろな分類に従ひまして、ずっととり続けてまいっております。ごく大ざっぱなところでは申し上げますと、昭和五十五年まではずっとこれはレコード、テープを合計いたしました。またレコードも、三十センチのLPとか、あるいは十七センチのシングルとかも全部ひくるめての大ざっぱな数字を申し上げますが、合計をいたしますと、一番ピークが、昭和五十五年の二千九百二十八億円という金額でございまして、それからいろいろの変遷がございまして、ときに衰退を補うためのカラオケテープというふうなもの、新しく新商品が出現したりいたしまして、これはもうそういうものをひくるめての数字でございまして、五十八年で二千八百六十六億円というものが推移でございまして、その間、漸減をいたしております。

先ほど牛久保さんからもお話がありました、極めて厳密に立証するということになりますと、そうじゃないという御異論もあるかも知れませんが、大勢としては貸しレコードの出現と軌を一にして生産金額は減つてきたと。殊に貸しレコードに非常に利用されておりますLPレコードというふうなものは、金額的にも非常に急速なダウンをしてまいっております。サイズ別の金額でございまして、LPレコード五十五年の千三百六十二億円というものが、五十八年度におきましては千四百四十五億円というふうな、急減をしてまいっております。あと、シングルレコード、テープ、いろいろございまして、ごく大ざっぱに申し上げますと、そういう数字でございまして。

○田沢智治君 レコード協会として全国にレコード販売店を開設する場合は、だれでも申請すれば認可するということではないんですか。何か条件があるんですか。

○参考人(高宮昇君) 田沢先生の御質問にお答えをさせていただきます。

レコード協会におきましては、毎月その生産統計をいろいろな分類に従ひまして、ずっととり続けてまいっております。ごく大ざっぱなところでは申し上げますと、昭和五十五年まではずっとこれはレコード、テープを合計いたしました。またレコードも、三十センチのLPとか、あるいは十七センチのシングルとかも全部ひくるめての大ざっぱな数字を申し上げますが、合計をいたしますと、一番ピークが、昭和五十五年の二千九百二十八億円という金額でございまして、それからいろいろの変遷がございまして、ときに衰退を補うためのカラオケテープというふうなもの、新しく新商品が出現したりいたしまして、これはもうそういうものをひくるめての数字でございまして、五十八年で二千八百六十六億円というものが推移でございまして、その間、漸減をいたしております。

先ほど牛久保さんからもお話がありました、極めて厳密に立証するということになりますと、そうじゃないという御異論もあるかも知れませんが、大勢としては貸しレコードの出現と軌を一にして生産金額は減つてきたと。殊に貸しレコードに非常に利用されておりますLPレコードというふうなものは、金額的にも非常に急速なダウンをしてまいっております。サイズ別の金額でございまして、LPレコード五十五年の千三百六十二億円というものが、五十八年度におきましては千四百四十五億円というふうな、急減をしてまいっております。あと、シングルレコード、テープ、いろいろございまして、ごく大ざっぱに申し上げますと、そういう数字でございまして。

○田沢智治君 レコード協会として全国にレコード販売店を開設する場合は、だれでも申請すれば認可するということではないんですか。何か条件があるんですか。

○参考人(高宮昇君) 答えいたします。

御案内のように、レコードは再販価格を認められてゐる商品でございまして、やはりそれなりの理由があつて再販維持の指定をちやうだいいいてゐるわけでございしますので、これを維持することについて非常に関心を払つております。それで、レコード店は全国でおおむね八千軒から九千軒といふふう言われておりまして、メーカーが直接に契約をいたしますいわゆる特約店と、それから卸を経由して契約をいたしております、いろんな言い方がございしますが、サブディーラーだとかあるいは二次小売とか、いろんな言葉がございすけれども、そういうもの全部をひつくるめまして、約八千軒から九千軒であらうというふうな推定をいたしております。これらにつきましては、そういう価格の維持、それから価格を維持するため売り外れたような、売れなかつたような商品を引き受けると、返品を受け入れるというようなことがいろいろございしますので、そういうことにつきましてはそういう条項を嚴重に守つて、そのうち外には出ないということとを契約書の中でお互いに確認をして、そういう合意のできるところとのみ取引をするといふふうにいたしてございます。

○沢沢智治君　レコード特約店とか販売店が八千店から九千店というんですが、これは将来貸しレコード業もやろうというような方針はないんですか。絶対にもうそういうことはやらないんだというような方針なんですか。

が侵されることになるんだということを承知しておりますので、雪崩のようにそういう事態が起きてくるということは、ちょっと考えられないんじゃないかと思ひます。

それで、しかし中には、八、九千軒もあるようなことでございますので、レコードの販売高は落ちてくると、何とかしなければならぬと、手っ取り早いところでじゃあレンタルでもやるかというようなことに仮になりますと、そういう方々がそういうふうな方向に走っていかれるということもあるいはあるんじゃないかと思ひますけれども、相当みずからプレーキをかけるような機能が働くことの方が大きいんじゃないかというふうに一応考えております。

○田沢智治君 私は率直に申して、今日、郵政が銀行と同じようなことをやったり、農協が銀行と同じようなことをやったり、元來は郵政というのは民間を補充して、支えて国家財政の安定を図るというような使命がありつつも、いろいろな銀行業と同じような営業を拡大をして非常に問題に一時なりました。しかし、時代の進展によって国民のニーズに対応していくというのは、その社会を維持していくに必要な条件として認めなければならぬ状況も私は出てくると思うんですね。ですから、レコード協会在、今日、音楽文化を支え大いに発展させた功績というものをたたえつつ、時代の進展に対応していくという、硬直した考えではなくして、もっと国民大衆にみずから飛び

込んでいって法秩序を新たに塗り変えていくという指導的役割を果たすのが、長年の歴史と伝統を持ってきたレコード協会の私は使命であるんじゃないだろうか。あれがいけない、これがいけないということよりも、そういう次元の中で新たな、過去の功績と実績を踏まえて、法秩序維持という意味においては前進していく、指導力を持つてこの問題に対応し、きちっと整理していく、そういうことが私は必要じゃないかなと、こう思うんですが、いかがですか。

○参事人(高宮昇君) 田沢先生 御指摘のとおり

で、私どもも、そういうふうな責任があるというふうに思っております。それゆえに、この法律のもとで一定期間の貸与権を認められ、あるいはその後の報酬請求権というものを認められたというような段階で、それをベースにいたしまして、新しい分野を受け持って出現してこれました貸しレコードの商業組合の方々とその辺のところを十分に話し合う。しかし、先ほど来も申し上げておりますように、これからのことでございますので、結ぶ、それを具体的にどうするかということは、結局は、私は牛久保さんの方の商業組合と、もう本間に両方が話し合いをした上でないと、具体的にどうするかということは、今ここでは簡単には申し上げられないようなことではないかというふうに思っているわけでございます。

以上でございます。

○田沢智治君 牛久保さんにお聞きしたいんですが、おたくのレンタル商業組合に加入する場合は、どのような条件を具備しなければならいんですか。

○参考人(牛久保洋次君) 答ええます。

私どもは、先ほど冒頭の陳述にもありましたように、訴訟あるいは政治問題化しまして、私どものレンタル業というのは正当に評価していただきたい、こういったことから商業組合の設立というものがその背景にあったものですから、現時点では、私どもとしては、いわゆるダビング機器を置いていない貸しレコード店、これはもう全部加盟、そしてまた今後業界の指導監督をしていきたいと、このように考えておりますので、いわゆるレコードレンタル店を営んでおる店は全員これは加盟していただく、こういうふうに考えております。

○田沢智治君 そこで、私は、あなたの商業組合がしっかりした組織態勢を確立して、レコード協会が過去培ってきた業績を少なくとも認め、たたえ、共に生きる、共存していくという思想なり考え方を組合員全体にいか浸透させ、それをよしとさせていくかという意思統一があなたの組合の

将来を決定づける基本的な条件だと、僕はそう考えるんです。ということ、レコード協会さんたちが培ってきた果実によって、あなた方の業界がその果実を受けて生存できるという、親があつて子があるんだ、子と親があべこべじゃないんだというような、これは日本的かも知れぬけれども、私はそれが合理的であり民主的だと思うんです。ですから、一つの集団を維持するには、正義というものと同時に感謝というものの中に生き方というものを位置づけるということが、業界の新しい秩序維持、国民が期待する内容の定着化であると僕はそう考えるんです。

もし、あなたの方がそういう次元で位置づけられるとするならば、私は割合と話が進み得るんじゃないだろうか。ただ安いものを供給すればいいんだ、多少もうかればいいんだというようなこと

だけでは、私はそう長くこういうものは続かぬと
 思うんです。ということは、貸しレコード業とい
 うものが市民権を持ち、例えば特約店でどんど
 んやり始めると、今度あなたの方が被害者になつて
 いらひ問題になるわけですよ。ですから、共存
 共榮をしていくということにおいては、よつて立
 つ基盤、何の恩恵によつて我々は生きられて營業
 ができるのかという気持ちと、またレコード協会
 も、過去増つてきたものだから人に分かち合はな
 いんだといううなかなたくな根性じゃなくて、
 時代に合つて國民が求めるものであるならば、互
 いにどのように分業して共存していくかというよ

うなきずなをこの際確立していくという方針を私は誓ひ合つてもらえなかなと思つんですが、いかがですか。

○参考人(牛久保洋次君) 先生のお言葉のとおりだと私考えております。また、私どもも、この商業組合の設立を機に音楽業界あるいは社会の要請にこたえていきたい、また貢献していきたいと考えておる次第でございます。

○田沢智治君 そういう意味で、結局、貸しレコードがうんと安いというところに問題があるのではありませんから、価格等についてよく協会と話し

100

合い、再創造するリサイクルについての協力をどうするんだということまで話し合えば、私は何も許諾権の期間がああでもない、こうでもないということは必要はないと思うんですよ。欲しいものはすぐ結縛ですよ、これは国民の文化であり人類の文化なんです。それを継承するについて制限をつけることはない。ただ制限をつけないとするならば、許諾と同じように快く受けてもらえるようなルールをつくらなければ私にだめだと思ふ。

そういう意味で、そういう次元での連合、連帯を考へてほしいと私は思うんですが、高宮参考人、いかがですか、そういう考えは。

○参考人(高宮昇君) 基本的には田沢先生のような考え方で、私も今後牛久保さんのところと話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

しかしながら、やはりこれにはまだ機が熟さないようなところもいろいろございまして、きょうは私が参考人として呼んでいただいておりますけれども、私どもの背後には本当に一万軒に近いレコード商がおりますし、それからまた、この貸しレコードの出現と軌を一にしてみずからの経済的な利益を喪失していった実演家だとかあるいはプロダクションだとか音楽出版社だとかいろいろございまして、そういうところにも、今、先生のお話にもありましたような、そしてまた牛久保参考人が申されたような、そういう気持ちで話をしていくというふうなことがだんだんと浸透していきまふことによつて、この事態は好転していくんじゃないかというふうに思います。現在のところ、大変みんなは、みんなと申しますか、被害者意識、ダメージを受けているというふうなことに對する反発というものが大変強うございまして、だんだんと時間の経過とともに努力をしていかなきゃならぬ問題ではないかというふうに感じております。

○田沢智治君 最後に阿部参考人にお伺いしたいのですが、今回の改正法案では、暫定措置と異なる

り貸与権を、貸しレコードだけでなく著作物一般に認めることになっております。そこで、貸与権を著作物一般に認めるこの法律案についての所見があればちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○参考人(阿部浩二君) お答えいたします。

御指摘のように、貸与権、これを一般的に非常に広く認めております。それは限定的ではございせん。と申しますのは、私限定的ではなくて今回の法案のように一般的に広く認める方が、今後におけるところの法の運用やあるいは現実に起ってくる社会の進展に對して適切に適応できるのではなからうかと、こういうふうに考へております。先ほどの参考人のお話のありましたような貸しレコードの問題であるとか、あるいはビデオソフトの、普通の貸しビデオソフトですか、そのような問題というものは、今からちょっと前にはほとんど想像もできなかったような問題でございまして、近いうちに将来起つてまいりますのには、またコンピュータのソフトの貸与というふうなものも起つてくるのじゃないかと思つております。現に起つてくるものかもしれないんですが、そのような進展の中におきまして、個別的に貸与あるいは頒布というところを取り上げますよりも、大きな網をかぶせておきまして、むしろ、それに対する例外を置いた、このような考え方の方がはるかによろしいのじゃないかと、こういうふうには私考へております。

○高木健太郎君 レコードの方には私知識が余りございせんので、乱暴なことを申し上げて失礼にわたるかも知れませんが、その点あらかじめ御了承をお願いしてお許しを願ひたいと存じます。レコードというのは音楽の文化であると思ひますけれども、そういう文化というのは元來は全部これは公開であり、そして民族にこれが伝えられていく、あるいはそれが多くの人に伝達されていくということであつて、原則的に、できるだけ広く、そして経済的には安く、しかも本物に本当に近く、そういうふうな伝達されていくというこ

とが文化を広めていくというのに非常に役立つところである。しかし、今問題になっておりますのは、もとのレコードが幾らかしますと、それよりも安い値段で多くのところに販売されるからして、しかも、それが著作家といふか、作詞者あるいは作曲家あるいは演出家、そういうものに対してはレコードのときには払われていたけれども、それ以外のときには、今まで払われていないでやられておつたというところは、これはよくないと思ひますけれども、それらが幾らかでももとに還元できるといふことであれば安いことの方がいい、たくさんの方がいいというのが、私、そちらの方がいいんじゃないかと、こう思うわけです。それではレコードを製作されるレコード協会の側としては、それを安価に模倣されるということとは自分の商売として成り立つてはいかないと、また自分がそれをつくるに当たつてはいろいろ苦勞もしているのに、それらが全然レンタルの方ではしてないのに、それがかかつていないから非常に安くやっていると、そういうふうに考へておられるかもしれないんですが、私は本當は、むしろ、いわゆる、何といひますか、レコード製作者という人々が一つの権利を持つていくと、隣接権者ですか、その隣接権者というものが極めてオリジナルのものであるならば、これはレンタルの方ではまねができません、これはレンタルの方ではまねができません、それは本當に同じものができなければ安いがいいと一般の人は思うに違ひない、こう思うわけです。だから、まねのできないようなものを實際は隣接権者としてはつくるべきじゃないだろうかと、そうすれば幾らか高くなるけれども隣接権者のおつくりになったものの方がレンタルのよりはいいんだから、値段が高くていいじゃないかと、そこに値段が高くないという差があるけれども私は一向差し支えないじゃないか。例えば、絵画がある場合に、そのオリジナルの絵画の方が、いかにそれをイメージしてまねたところで、もとの絵画がいいということであれば、やはりもとの絵画の方が値段が高くてはかの人

も皆買ふんじゃないかと、こう思うんです。

そこで、こういう乱暴なことを申し上げるのでひとつお許し願ひたいんですが、まず第一は、今の隣接権者であられるレコード協会においてまねのできないものができないかということですね。そういう立派なものをおつくりになつたらどうだということをお私まず最初に申し上げたい。それから、レコードをつくるのに高くなるというものは、そういういろいろの設備も要るわけでしょうし、そういうものであるならばそれ以外のレコードをつくるのもっと安く、それを安価に一般に供給できるように、レンタルが幾らあがいても追つかないような立派な品を、しかも安価にこれをつくることのできるれば私はこれが理想的である。理想的な話でございまして、決して高宮さんの方を悪いと言つてはいたしません。だから、ひとつ、そうしていただかないと、こういうわけですね。そして昔からよく言ひまふけれども、昔、私の若いときに生のピアノを弾くというのとピアノの機械化というものがあつたわけですね。

〔委員長退席、理事田沢智治君着席〕

針なんか出てまして、それを入れた音と、それから實際に生演奏した音と比べると、それは違ふか違ふないかということで大論争を起したことがあります、学者の間で。それは今結論はどうなつたかわかりません。ところが、野球とかあるいは相撲とかの放送がビデオで、放送でやられるわけですね。最初はどう言つたかというところ、そういうものを生放送すれば、もう相撲だとか野球を實際に見に来る人はいなくなるんじゃないか、こう言われたものです。ところが、放送したために実は顧客はもっとふえたわけです。そういうことがあつたんですね。だから、私はそういうことを思うと、いかに何かレコードをおやりになつても、やはり大きなオーケストラとか、そういうものでは生の方がいいという感じにだんだんなつていくんじゃないか。そうすると、本當の演奏家とか、あるいは歌手とか、そういう人たちはより収入がふえるんじゃないかという気もするわけですね。

ね。まあ、レコードでばって売った方が枚数でいくからそっちの方がいいのかもしれない。私は本物を聞きたいということになっていくのじゃないかな。それはレンタルでどんどんふえる。そうすると、レコードが売れなくなるといようにして報酬を払うというようなお話ですね、そうじゃない。しかし、十二月月たては許諾するものもある、十カ月で許諾するものもある、そういう意味ですか、これは。ちょっとお聞きします。

心配しないで、レコードの方がちよつとでも品質がよければ、やはりもとのレコードを買いいたい買いたいというふうになつていくんじゃないか、そっちが本物だ。そしてさらに進んだら、おれはオーケストラに行つて本物をもつと聞きたいんだということにだんだんなつていくんじゃないかな、そういう努力といひますか、そういうことができないものであろうか。ああいう缶詰の中に入つたものがやつぱりオーブンので聞いたものとは

○参考人(高宮昇君) 今の点だけにお答えを申し上げますが、今度の法律案は貸与権というものを私ども隣接権者にも与えていただく、そしてその貸与権を与える期間というのは一カ月から十二カ月の間で国がお決めることになる。その貸与権を隣接権者が与えられている期間に我々隣接権者はそれを貸与を許可してもいいし、貸与をしないこともあり得ると、そういう権利であるというふうに承つております。

○高木健太郎君　貸与されるというのは、発売からすぐ貸与されるということですか、あるいは何か月か置いてから貸与するのか、それは政令でお決めるわけですか。

○参考人(高宮昇君) 政令は私どもの方ではもちろん決めるわけではございませんで、国がお決めることになるわけでございますが、その貸与期間という間にその許諾を求めてこなければいけないということになっているんだと私もは理解しております、貸しレコードをやりたいと思っておられる方はですね。そうすると、今度は、我々貸与権を持

っておりますレコード製作者といたしましては、いろんな、結構ですということと貸与オーケーということもあれば、これはひょっとしたら非常にいろんな事情があるので、ちよつと貸与をすることによって、持っているレコードがなくなるといふような話

とをしくく解いてもらえぬかといふことだ。お話をすることの自由も、貸与でできているというふうに思います。それで、貸与オーケーというときには使用料をちようだいしてこれを使っていたくと、それから、ちようと待ってくださいといふときにはもうお金の問題は起きないで、そのか

わり、使う方は少し我慢していただく、そういうことになっているように承知しております。

○高木健太郎君　　そういう一種の拒否権みたいなものなんですよけれども、貸しレコード屋さん

の方も、今売れば売れるんだけれども、余り後になるともう売れないというようなこともあるでしょうから、お互いそこは競合しちゃうんじゃないでしょうかね、どうしても。だから、それが私では、例えば、あるレコードは何カ月目に非常には、ピークがあると、そういうのは今までの御経験で、おありでしょうか。でも、そのところはやりたくないとお思いでしょうか。そうすると、貸しレコード屋さんの方は貸す、貸すというんじゃない

いですが、非常に不利なところに貸与権をもらっているというようなことにもなるんじゃないか。こういうところは、今度組合でもできましたから、できるだけお互いに利益を分かち合うように、また隣接権者としては、今までの権利も持ちちでし

ようけれども、できるだけそこは話し合いをして、そういうことのないように、できるだけ貸しレコード屋さんの方にもうけを少しでも分けるように、こういうふうに私は考えていたかった

と言うのは、最初にあるように、これは文化ですから独占されるものじゃないと、みんなに広く広める方がお二人とも、僕はかえって将来はもうかるんじゃないか、また作詞、作曲した人も本当に利益を受けるんじゃないか、そういうふうに思いますので、そういうこともひとつお考えをいただきます。

それから牛久保さんにちよっとお聞きします
が、組合組合と言っても、その組合に入ること
は強制力がないんじゃないかと思うんですが、そ
はどうなっているんですか。網の目を漏れた人に
は、どうやって対応されるのか。まっかつ

○参考人(牛久保洋次君) お答えさせていただきます。

います。
いわゆる漏れたはぐれ者はどうするかというこ

とでございますけれども、いわゆる使用料におきまして、主たる権利者であります日本音楽著作権

協会とのお話し合いの中で、組合員の割引等も考慮していただきまして、いわゆるそういった条件的な面でも差別化していただいております。そういったことも、私どもも、いわゆるアウトサイダーをなくす一つの材料に使っていきたくて思っておりますし、また、全国にJASRACと同じような支部を、対応した支部づくりをいたしまして、また、ここでもってこれから強力にやっていきたいと考えている次第でございます。

以上でございます。

○高桑柴松君　まず、時間のこともございますので、最初に阿部教授に伺いたいと思うんです。

私は、これからは創造性が尊重される時代、ソフトの時代だろうと思っておりますけれども、つ

まり、ソフト尊重の廃合というのが文化のバロメーターじゃないかと、そんなふうに通じているんです。さつき阿部先生触れられましたけれども、コンピュータの方もやはりもう訴訟が起こ

そこで、今の著作権の問題というのは、今、販売のことがあったようですが、私は、より以上に

ソフト尊重ということが重要なポイントだろうと思つて伺っているわけですけれども、諸外国の動きは、さっきイギリス、西独のことを触れられましたが、どんなふうになっているんでしょうか。

例えは、著作物の録音録画についてどのような外国においては取り扱われているか、一例として申し上げたいと思います。

先ほどちよつと西ドイツの例を申し上げましたが、西ドイツの著作権法によりますと、録音録画

機器ですね。テープレコーダーにせよ、そのような録音録画機器に対しまして、先ほども申しまし

たように、お酒の蔵出しのときに一定の出荷数に対しましてあるパーセンテージを掛けまし

た賦課金を課しております。その賦課金を用いまして著作権者に対するところの著作権者に還元すると、こんなふうなやり方をとっておるところもございまして、つまりそれは、私的な複製の場合でございますが、録音機器、例えばテープレコーダーはほとんどの家庭にあるのじやなからうか、日本におきましてそのとおりだろーと思ひます。そのような録音機器を用いていろいろな音楽著作物にせよ何にせよ皆録音するだらうと。こういう場合に、私的な使用のためであるならば、日本でありますと、著作権法の三十条によりまして、私的のために複製する場合においては著作権について制限を受けないと、各人が自由にしても差し支えないということになっております。それ以上の歩みは現在日本では出ておりません。しかし西ドイツの場合には、そのような録音録画機器にもと購入するときにそのような賦課金は既に繰り込み済みになっておりますので、それらの費用を著作権者に還元するようなシステムになっております。あるいはそのような賦課金を課している国といたしましては西ドイツだけに限っております。そのほかの国においてもいろいろございまして、例えばオーストリーを例にとりますと、オーストリーは録音録画機器ではなくて録音テープに、今西ドイツで申しましたような賦課金のようなものを課しております。それもまた、そのうちの、はつきり記憶ございせんけれども、二〇%ぐらいは文化振興のために、それからそのほかの八〇%は著作権者に対して還元するというような形で、私的な複製、録音録画等に対するところの著作権者の利益をできるだけそういう形で補つていこうじやないかと、こんなふうに考えております。

そういう制度をとっている国は、そのほかにも似たようなものとして、フランスのように目的税のような形において一種の文化税のような形においてとっております。日本でもそういうことを考えていると。現在、著作権審議会の方でもそういうことを考えていないわけじやございません。第一小委員会におきまして議論の対象としては直接に取り上げてはおりませんけれども、そういう抜本的なこのような解決ということは極めて望ましいと、これに対する今後の努力ということも必要であるだらうというふうに考えております。

（理事田沢智治君退席、委員長着席）

と同時に、日本国内におきましては、著作権思想の普及ということについても各種団体において努めております。そのように、賦課金を課するにせよ課さないにせよ、いずれにしても、著作権思想の普及というものは非常に大事なことでございまして。とりわけ、昔から日本では比較的簡単に人の物を、無体の物に対する価値の尊重というものは比較的少ないのじやなからうかと、こんな感じを持っておりまして、そのような考え方を少しでも改めていただき、少しでも無体財産権の概念の尊重の度合いを高めていこうというところ、私から申すのもなんでございましてけれども、文化庁の方でも、あるいは著作権資料協会であるとか、各種の著作権関係団体におきまして相当の費用を用いて著作権思想の普及に努めておるところでございまして。

○高桑栄松君 大変ありがとうございます。大変何か合理的なお話のようで、そっちの方向へ向かっていく方がより私は合理的なんじやないかなと思つて伺いました。

そこで、五月八日の新聞でございましてけれども、このタイトルを見ますと、七日に、「無断レナタルは違法」とかいふので市販ビデオに対しての著作権侵害が認められたという東京地裁の判決が出ておりますが、これと今度の著作権法の一部改正とどういう関係になるのでしょうか、阿部先生。

○参考人（阿部浩二君） 先ほどの五月七日の東京地裁の判決じやないかと思ひますが、それは店頭におけるビデオの高速ダビングの事件じやなからうかと思ひます。高速ダビングの事件は、それは日本ビデオ協会が原告のような形において高速

ダビングについての営業差しとめですか、そのような仮処分の申請じやなかつたかと、こう思ひますけれども、それはビデオの高速ダビングの方はビデオソフトをお客さんに貸しまして、ただお客さんの方が店頭で備えてあるところの高速ダビング機械でダビングをいたします。そうしますと、お客様が勝手にやりになるのであつて店の方とは無関係であるというような店の方の考え方でございまして。つまり、店の方ではビデオソフトを貸します。それをお客様が複製するというように二つをはつきり分けて考えていく考え方でございまして。貸すことについては別段問題はないのじやなからうか云々というようなことでござい

ますけれども、もともとビデオの場合には映画の一種として考えられて結構なんでございまして。映画でございまして、映画につきましては先ほど申しましたように頒布権というのがございまして。頒布権というのは、映画の製作者につきまして映画の方でそれを貸すのに当たりましては映画製作者の許諾がなければならぬということとはもう既に現行法においても認められていましてござい

ます。ビデオの場合も同じようにそれは映画製作者の方の許諾を得なければだめだ。映画の中に一つに入つて映画と同視されるということになつておりますので、ビデオソフトの場合にはそのように許されないとことになりまして。それから、四月六日は、レコードでしたか、ビデオでもレコードでもどちらも似たようなものですが、レコードの場合もこれは音楽著作物としてこれを複製するに当たつて、先ほど申しましたように二つに分けて考えていくというのではなくて、やはり店頭におきましてダブルデッキでも何でもいいですが、複製するということは一連の行為として考えて、著作権を侵害する、著作権法の精神に全く反するものであると、こういう考え方が複製禁止、営業差しとめについての仮処分の申請が認められたと、こういうように理解しております。著作権法の精神ということを非常に地裁の方では強調しております。

○高桑栄松君 もう時間になりました。ありがとうございます。もう時間になりました。ありがとうございます。

○吉川善子君 レコード協会とレコード商業組合との利害の調整ということがきょうの審議の主要なテーマになっている感じがいたしますけれども、著作権法が文化を守る法律であるという点を踏まえて幾つか質問させていただきます。二つの団体の利害をどこで一致させるかという一致点を見出す上でも、文化を守り発展させるという点から考えて結論を出さなければならぬというふうに思ひわけです。

最初に阿部参考人にお伺ひいたしますけれども、現在の著作物の情報伝達手段の目覚ましい発達で著作権保護の新たな見直しということが求められていと思うのです。特にヨーロッパ、アメリカに比べて日本では著作権というものの対する考え方が非常におくれていると思ひます。著作権思想の普及の重要性についても、今先生が御発言になりましたけれども、どういう方法でこれを普及していったらいいかという点と、それから特にアジア地域がさらに日本よりおくれているわけ、聞くところによれば紅白歌合戦なんていうレコードが出てくるのだそうですね。そういうような非常に著作権思想の普及のおくれたアジア地域において、その中では先進国である日本の果たすべき役割、こういうような点についても簡潔に結構ですがお願いいたします。

○参考人（阿部浩二君） お答えいたします。著作権思想の普及の問題に絞つてお答えいたしますと、先ほどちょっと申し上げましたけれども、文化庁主催で例えば図書館職員についての講習会というのがございまして、そこにおける著作権思想の普及ということを全国的にやっております。それから全国を八つか、覚えておりませんが、沖縄まで含めまして全国地区における著作権講習会というのを各地区の教育委員会が何かそれらの方と共同する形において全国的に毎年毎年やっておりますし、さらに民間団体におきましては、資料協会が全国二つに、関東、関西に分けて

著作権思想の普及というようにもやっております。それからそのほかといたしましては、パンフレットを盛んに配付するというようなこともやっております。記憶しておきます。また、ポスターをつくっていろいろなところに、評判のいいのはその晩のうちになくなってしまうなんて話を聞いたこともございますけれども、そのような一般的な著作権思想ということも普及する、そのような活動がなされているように聞いております。

○吉川春子君 先ほど高宮参考人がすべてのレコードについての許諾権を与えるかということについて微妙な御発言がありましたけれども、許諾権の働く期間は一月以上一年以内というのが今回の法律案ですが、例えば歌謡曲、民謡、童謡などそのレコードの種類によって許諾の期間に当然

違いがあっていいと思いますけれども、こういうようなところで妥協を図るということはできないものでしょうか。だから、あるレコードについては全然許諾権を与えないのじゃなくて、その期間の差によって与えていく、そういうことでレコード協会の利益も図られるような方向に行けたらと思うのですけれども、いかがですか。

○吉川春子君 先ほど高宮参考人がすべてのレコードについての許諾権を与えるかということについて微妙な御発言がありましたけれども、許諾権の働く期間は一月以上一年以内というのが今回の法律案ですが、例えば歌謡曲、民謡、童謡などそのレコードの種類によって許諾の期間に当然

○参考人(高宮昇君) お答えいたします。

先ほどの私の御説明が、許諾をしないということと強い感じを、印象をお与えしたのじゃないかと思っております。私も法律の趣旨を十分に受けとめまして、具体的なお話になる場合には原則的にはもう大部分のものは許諾、貸与権のある期間も開放する方向に進めたいと思っております。ただ、しかし、いろいろとレコード会社それぞれに事情がございます。例えば大々として申しますと、非常に数限られたアーティストを抱えてそれが非常に少ない作品を出していくようなところとか、あるいはそうじゃなくてもっとスケールのそれに比べますと総体的に大きな会社あたりでは、またいろいろやりくりもつけられるという

録音録画機器に対する賦課金制度が著作権審議会の検討にもかかわらず結論が得られていないというのが現状で、ドイツでは機械に、録音機に賦課金がかけられているし、オーストリアではテープに賦課金がかけられている、こういうお話でした。それで、この点についてはレコード協会もかつて文化庁に要請もされたわけですが、この制度がなぜ創設がとれているのかということについてお伺いしたいと思います。

さらに、東南アジアそのほかにおける諸外国との関係におきましては、大分前でございますけれども、日本で東アジア、太平洋地区におけるところの著作権のいろいろな会議を開いたこともございます。そのときにはフィリピンであるとかオーストラリアであるとかあるいは韓国その他の国々から、大分多くの国々から参加されております。もちろんそういうのは先ほどちょっと話がありましたけれども、それから万国著作権条約を主としておりますWIPO(世界的知的所有権機関)、これは国際連合の一機関でございますが、こちらの方と共同して文化庁の著作権課の方が開催した国際会議でございます。さらにWIPOの方では、アジア方面の著作権思想の普及を図るためにも、インドであるとかフィリピンであるとか、そちらの方でまた著作権のいろいろな会議を開きます。各国政府から、あるいは各国の団体からオプザーバーを呼びまして、それを紹介いたしました。著作権思想の普及に努めているところでございます。それに対しては日本の方からいろいろな人たちが出て、それに協力し応援をしておるというように承っております。まあこんなところでございます。

○吉川春子君 先ほど高宮参考人がすべてのレコードについての許諾権を与えるかということについて微妙な御発言がありましたけれども、許諾権の働く期間は一月以上一年以内というのが今回の法律案ですが、例えば歌謡曲、民謡、童謡などそのレコードの種類によって許諾の期間に当然

○参考人(阿部浩二君) お答えいたします。

その賦課金の問題につきましては、著作権審議会の前に、たしか第五小委員会だったと思いますが、そこで盛んに議論されたことがございます。その場合に、やはり賦課金となりますと、録音録画機器のメーカーと、それから、そのような賦課金を出す方と、それから権利者の方との間にいろいろと議論の対立があったわけでございます。と報告書には書いてございますが、その場合に、基本的に、賦課金を課するということになりまして、どうしてもそれは消費者に対して、機器の購入者に対してその値段について価格の転嫁がなされてくるだろうというようにもございまして、一般消費者がそれについて、価格が少しでも

というものを申し上げるのがなかなか難しいところでございます。その程度で御理解をちょうだいしたいと思います。

○吉川春子君 それと、もう一つ、レコード協会の高宮参考人に伺いますが、使用料について、著作、実演家、レコード制作者間の公平な分配についてはどのような考えをお持ちでしょうか。

○参考人(高宮昇君) お答えいたしますが、既に、御案内のように、JASRACの方では合意に到達しておりますので、これを一つのプライスリーダーと申しますか、そういう考え方で合意がなすつていられるとすれば、レコード制作者もそれとのバランスにおいて物を考えていかなきゃならぬということが大筋では申し上げられると思うんでございます。しかしながら、レコード制作者というものは、レコードをつくり上げますについて、著作あるいは実演家とはまた違ったいろいろな意味の経済的な負担を受け持っているわけでございます。そういう意味では、例えばJASRACが五十円だからレコード制作者も同じ金額でいいだろうというような意味の金額の形式的な公平というようなことではない考え方で、この辺はまた詳しくよく話し合いをしたいと思いますけれども、商業組合の方と具体的に話し合いをしていきたいと思っております。と申しますのは、レコード制作者というのは、ただ、著作者が作品をつくられた、いい実演家がいたものでその人が歌ってくれたということだけで売れるものではございませんで、そのほかにも技術的にもいい品質のものに努力していかなくちゃいけないような面もございまして、それから、全く無名の歌手あたりの場合には、それを広めていくために、いろんなところにいわゆるプロモーションとか宣伝とかいうようなこともございまして、そういう費用は、もうこれは従来は一般のレコードを購入してくださる方々が、そのレコードの価格の中に織り込まれてきたものでございます。そういうものが従来、今日までのところはレンタルレコードからは全くち

録音録画機器に対する賦課金制度が著作権審議会の検討にもかかわらず結論が得られていないというのが現状で、ドイツでは機械に、録音機に賦課金がかけられているし、オーストリアではテープに賦課金がかけられている、こういうお話でした。それで、この点についてはレコード協会もかつて文化庁に要請もされたわけですが、この制度がなぜ創設がとれているのかということについてお伺いしたいと思います。

上がることについての納得が得られない限りにおいては、なかなかそのような点に応ずるわけにはいかないのじゃないか、こんなふうな話があったように承っております。最近におきまして、しかし、そういうようなことをいつまでもほうっておくわけにはいきませんので、審議会におきましてもできるだけ抜本的な解決を考えなければならぬまいというので、それとはちょっと若干別でございますが、著作権に關するそのような賦課金などの問題を含めまして抜本的な解決を考えるための懇談会というものが構成されております。それは一応審議会とは別な組織でございますけれども、そこに、メーカーの代表者のような方々もいらっしやいますし、それから権利者のような、芸団協の方であるとか、あるいはレコード協会の方であるとか、JASRACの方であるとかという方々

ます。一つは、私人としての権利者に対する、還元するという考え方がございます。もう一つは、文化税のような、いわゆる目的税のような形において徴収するという考え方がございます。つまり、賦課金として徴収したものの使途にそれは直結してまいりますけれども、やはり日本の場合には、賦課金というものが課せられることになりましても、それは私上の著作権者の、私権から、私上の権利から発生するものとしての権利として認めざるを得ないのではないのか。これは、著作権法そのほかの法律のすべてに関連するものとして、基本的な姿勢が、思想が、その著作、著作隣接権者の保護というところ、それを柱にして文化の発展ということを考えておりますので、やはりそういう形の方向にいかざるを得まいというように私は考えております。

が御出席なさいますして、いろいろと話を詰めている段階でございます。で、だんだんと、一般的に、そのような賦課金を課するに当たつても消費者の理解がなければなるまいということになりますと、どうしても、消費者の無体財産に対する理解の高まりということが必要になってまいります。そのために著作権思想の普及ということ是非常に大事じゃないのかということになります。

○吉川春子君　時間が来ましたので私の質問これで終わりますが、許諾権が与えられるということとは、レコード業界にとっては大変強い権限が与えられたというふうにも考えられますので、先ほど来お話が出ましたように、ぜひ文化の普及という面を十分に考えていただいで、各団体の利害が一致できる点で努力いただきたいというふうに私どもも共産党も考えております。

た。それから、さらにまた、最近少しまたそれに
対する障害がふえてまいりまして、録音録画機器
に対するところの、何かよくわかりませんけれど
も、税金が課せられるようになったそうでござい
まして、そうしますと、さらにその上に賦課金が
課せられるということになれば、なかなか今後ま
たそのような話し合いが決着するのには難しくな

以上で、きょうはともありがとうございました。

○小西博行君 きょうは大変参考になりました。ありがとうございました。

二点だけちょっとお聞きしたいと思うんですが、先ほどから貸しレコードの問題が随分たくさん出ております。まず阿部参考人に、諸外国に比

ったのかなという感じを持っております。現在のところ賦課金につきましてはそういう状態にあるので、できるだけ早い機会にそのような懇談会の成果ができることが期待されているわけでございます。

べまして特別に扱われている部分に文献複写という問題がございます。その文献複写につきましては、日本の場合、関係団体の取り組みの状況につきまして、どのようにやられているのか、その辺の実態をお聞きしたいと思います。

それで、日本ではどういふような制度が望ましいのかという御質問でございますけれども、やはり賦課金につきましては二通りの考え方がござい

○参考人(阿部浩二君) お答えいたします。
文献複写につきましては、つまり複製者、機器の問題に尽きるだろうと思います。

文献複写につきましては、もともと基本的には著作権者の許諾権と申しますか複製権に服するのが基本でございます。ですから、文献を複写するに当たりましては著作権者、著作者の承諾がなければなりません。しかし、常にそれがどんな場合でもというわけにはまいりませんので、各種の例外規定が置かれていることは御承知だろうと思えます。第一に、先ほど申しました私的利用のためであるならば差し支えないというのが一つございます。さらには、学校なんかで教育のために用いる場合にもという制限がございますし、さらには、裁判所なんかで訴訟なんかに使うような場合であるとか、さまざまの制限規定が置かれております。しかしその制限規定は、それはそれでよろしいんでございますけれども、そこに問題になってくるのは二つございます。

いわけです。そのところから、今回もその複写複製につきまして、どういふふうに考えるかというところが問題になりました。結局、現在のところ複写複製につきましては、今回の改正のところからは外してあるわけでございます。

複写複製機器を外したというのは、できるだけそれらにつきましても、録画機器のように、諸外国に見られるような課徴金のようなものがあれば非常に結構なのですが、それをするためには回収すると申しますか、徴収すると申しますか、そのような機関がなければどうにも実効は出てこないわけです。そうすると、名目だけで実がなければかえって弊害が生ずるということがございます。

そういう点から、現在著作権審議会ではございませんが、いわば外側のところで、集中的な権利処理機構と申しておりますけれども、そのような機

その制限規定の中でも、とりわけ私的使用のための複写複製でございますが、これはそれほど現在録音機器のように各戸には普及はしておりませんけれども、町に盛んに複写機器を設置しまして、いわゆるコピー屋さんでございます。コピー屋さんがありますので、そこで文献を盛んに複写いたします。のみならず、もともと図書館なんかでも、一部だけだと、こういうふうなことになっ

構を設けまして、できるだけ円滑にそのような費用を複写複製機器の方から、あるいは利用者の方から取ることができないだろうか、それによっていろいろな著作権者あるいは出版権者であるとかいう人たちの利益を守ろうじゃないか、こう考えて作業を進めているところでございます。

最近、この四月と思いますが、集中的権利処理機構の設置に関するそれらについての検討をする

ておりますが、それも多数の者が複写いたしますと大変なことになりますし、さらには、誤解があるのか、あるいはちょっと知ってても知らんふりしてやっているのか、いろいろな企業の中においても複製機器がございます。その複製機器で盛んに複写されますと、とりわけ科学、学問的なそういう技術、学術雑誌なんかを複写されたらどうに

会議がございますが、そこから報告書が出ております。それに基づいて、これから具体的にいろいろな権利者団体、そのほか利用団体との間に話が進められていく、これが現状だろうと思っております。

よろしゅうございますか。

○小西博行君　もう一点だけ、高官参考人と牛久

もならなくなつてしまふことになつてまいります。

それに対してどのように取り扱つたらよろしいのかというのが一つございます。そこで、それも個別的にいろいろと考えて、基本的には許された

保参寿人にお聞きしたいんですが、先ほどの議論いろいろ聞いておまして、レコードの問題というのは、一般の国民から考えた場合にはできるだけ安い音楽を聞きたい、こういう一つの大きなニーズがあると思うんですね。当然、レ

制限を外れたものは著作者の承諾を得なければならぬ、これが基本でございますけれども、だからといって、それが常に実行ができるとは限らな

コード会社の方は余り安く貸しレコードという感じでそれをダビングしてどんどんやられたらかなわないと、営業的にもうどうにもならないという

ことで、お互いの利害関係がうまく合わないうちよとお話を聞いておりましたら何かLPレコードが急速にダウンした。それはちょうど貸しレコードがどんどん出だしてからなんだと、こういう御意見がありますね。私は一つ疑問になっておるのは、疑問というよりも教えてもらいたいのは、大体どういう年代の層がそういうLPをどんどん買っていくとかあるいは借りるとか、そういうことになっているのか、これがまず第一点です。

そしてもう一点は、私もカラオケを少ししたしなんでありますが、やっぱりLPを一枚買う場合でも、どうしてもその中で自分の好きな曲というのがありと思えますね。そういう場合には自分で録音してそして自分用、これは販売しませんが、自分で録音して持ち歩くという現象というのは当然私は現代の若者の中には出てきていると思うのです。

こういう二点を考えても、やはりお客さんのニーズというのが非常に多様化している。それにこたえていくのが皆さんの大きな仕事ではないか、こういう感じを持っておられますので、その辺のことについての考え方がもしございましたら一点ずつお願いいたします、そして終わりたいと思うのですがね。

○参考人(高宮昇君) お答え申し上げます。

安くていい音楽をお届けするようにしたいというところは、私も考えているところでございます。そして、少しでも余計なうけたいから高くしたいというよりも、現実にはこれはいろいろお比べたいただいてもおわかりかと思いますが、レコード価格の上がり方と物価の上昇率というものは、一般の消費物価の上がり方などに比べますと、それから低いところに抑えられておりますし、それから、よく国際的に割合高いんじゃないかというように、いろいろな新聞、雑誌等で書かれることがございますが、いろいろ調べてみても必ずしもそういふことはございませんで、むしろヨーロッパ並

みのところにおさまっているし、品質的に見ますと、そういう外国の物よりは品質的には少しハイレベルのところレコード自体も、あるいはそういうジャケットというふうなものもあるんじゃないかというふうな考え方もあります。アメリカは非常に生産量がけた違いに大きいものですから、やはり量産の効果というところもあるかと思えますし、また日本との比較におきましては、為替レートの変動等々もございまして、なかなか正確な時点でつかまえていくと思えますが、これは極力安い物を安い値段で届けたいという考え方は基本的に持っております。

今後貸しレコードも市民権を得たというふうなお話も先ほど来でございますが、そういうことでもありますので、LPの一部だけを手に入れたいというふうなことににつきましては、何かいい方法でも、仮に我々も納得できるようなことであれば、そういうこともできるかも知れませんけれども、私も、裁判所でも、そういうお考えが、これは仮処分別の案件でございますが、そういうときでもお認めいただいた中に、非常に貸しレコードの価格は従来のレコードでつくり上げてきた価格体系の中でも極めて安いから、それが非常にふえていった。そういうものに対して、従来のレコード会社というものが、それに対する対抗措置をとっていくのはこれははずかしくないというふうなこともございまして、これとひとつ仕事、商売をの均衡というところを、これでひとつ仕事、商売をしていかれるということであれば、一般のレコード屋さんが負担しているような負担の何分の一のバランスのとれた負担をしていただきたい。そういうことがレンタル料の上にもはね返っていくような考え方を持っていたいただきたいというふうなことを非常に思っているわけでございます。広

くいい音楽を普及させる、好まれる音楽を普及する方法というふうなことについては、極力また考えて努力をしてまいりたいと思っております。

○参考人(牛久保洋次君) 先生の質問にお答えさせていただきます。

まず私、この貸しレコード問題でこれを著作権法上どう解決していったらいいかということなんですけれども、先ほどどなたか、先生方もおっしゃっていただいたように、いわゆる商業問題と法律問題が混同視されている、こころ辺がまず第一番目に私どもとしては納得できない部分でございます。特にこの問題の背景あるいは経緯は、小売商の売り上げが減少した、それは貸しレコードが原因なんだと、それに伴って製作者サイドに圧力かけて、私どもが刻々と社会的に定着するいは認知されることもおもしろくない、こういったことから出発しますと、先ほど先生のお話ありましたように、やはり著作権法というものは文化という話してほしいとお話ありまして、私も感銘したんですけれども、ある意味では、そこに、いつも、そういった小売商の特殊な利益、これを考えていくということは問題がちょっとずれていってしまうんじゃないかな、こういうふうに考える次第でございます。

よりよい音楽をより多くの人がより早く気軽に聞きたいという、こういうニーズがあるわけでございます。まして、僕は昭和二十年生まれなんですけれども、個人的なことになりますけれども、二十年代というのはたしかレコードメーカーは日本でも数社しかなかったと思うんですね。今はもう二十社、それは確かに大から小までございまして、それが一遍に出てくる。やはりレコードというのは聞かなくていい著作物、無体財産だと思

いますし、どなたか先生のお話ありましたように、聞いてよけりややっぱり買わんとす。僕はこの信念でございまして、そういった一つの購買スタイルというものが今でさう上がっていると思っております。ですから、年代はどんな世代が多

いかということでございますが、二十代を中心として、本当にもう下は小学生から上は大学生、社会人と広がっておりますし、これからも私もそういうニーズにおこたえしていきたいと思っております。

それから、先ほどお話をしましたように、何と申しますか、公正な使用料でもって許諾していただく、こういうことはぜひとも私も再度お願いしたいと思えます。とめてしまおうということ、先日の文教委員会の席上、井川理事長さんがこういう言葉をおっしゃってました。フランスの詩人がおっしゃったそうだと、いわゆる愛とは見詰め合うことでなく、本当に愛したに向かつて見詰め、そして歩むことだ、目先のいきかいでなく、本当に音楽文化の発展、創造、それに向かってどうあるべきか、こういう発言があったんですけれども、ぜひ私もそういうふうな導いていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○美濃部亮吉君 大体、もう議論は尽くしてしまつたような気がいたしますから、私は簡単に二、三質問をいたします。

阿部先生にお答え願いたいんですけれども、この著作権法の一部を改正する法律が施行されたといまして、高速ダビングでレコードを安く複写をして、そしてそれが一般に普及されるという今までのような傾向がどのくらいやまるといふか。非常に効果があるか、非常に効果があつてそういう事態はほとんどなくなるか、あるいはほとんど今までどおり何だかんだと言つて高速ダビングをつくって海賊版をつくるということがなお行われるだろうか、あるいはその中くらいか、その三つに大体分けてどんなものか。

○参考人(阿部浩二君) ちょっととはっきりとはわかりかねますが、私の想像、予想と申しますか、違法な高速ダビングを前提といたしますとやはり料金の規定が相当厳しいのでございまして、私としては、少なくともやむ傾向に進むのではなからうかと私は思っております。

○美濃部亮吉君 高宮さんいかがでしょうか。

○参考人(高宮昇君) 私もだんだんと法律の効果があられてやまる方向に行くのではないかと、うふうに思っております。

と申しますのも、これは既に従来も高速ダビン

グでレコードをどんだンダビングしていかれるようなお店を、これはやっぱり我々に対する法益の侵害だということで実は仮処分等の訴えをいたしております。法律がだんだんこういうふうになってきてくるといふようなことも一つの力になっていっていると思ひますが、裁判所の御判断でもそれを差しとめ仮処分の決定がございします。それに影響を受けて、従来、我々が訴訟で争っているというところでもないところでも、だんだんこれをやめるというふうなことを言つてこられているところもございしますし、そういうことから考えますと、だんだんと、絶無はどうだかよくわかりませんが、だんだんと、阿部先生もおっしゃられましたように法律の効果というものが出てきてずっと減っていく、相当に減つていくんじゃないかというふうな考へております。

○美濃部亮吉君 阿部さんにお伺いいたしますが、と申しますことは、今までのようにいい悪いは別にして、安い値段でいい音楽を複製して楽しむというところがだんだんできなくなるということでしょうか。

○参考人(阿部浩二君) 失礼ですが、目先といえますが、短時間、短期的に考えたならば、そのような利用形態が少なくなつてくるだろうとは思ひます。しかし、そのことによって受けるところの利益と申しますか、プラスの面は非常に大きいんじゃないかと思ひます。その目先、簡単に安くよい音楽を複製して聞くことができるというそのようなプラスの面とそのことによってともとも音源としての著作権者である作者、作曲家あるいは実演家の持つところの無体的な権利というものの認識のもとにおいてそのような行為をやめるといふこととこのプラスを考へてみますと、長い目で見ますと、そのあとの方に日本の文化を進めるためには私はウェートを置かなければならないのではないかと。目先の場合に、学生は確かに、あるいは若い人たちは——若い人たちはばかりとは限りませんが、安くてというふうなことにすぐ飛びついてまいりますが、そこにおいて

失われる精神的な荒廃の方が恐ろしい、こういうふうに私は考へております。

○美濃部亮吉君 私大体において著作権といえますが、守るといふ方に傾いてるんですけれども、しかしながら、これを本について考えますと、例えば私が本を書く、しかし、それが普通ならば何千円という価格でしか手に入らない、それが何らかの方法で、まだそういう技術は発達していませんけれども、本を非常に安く、今の高速ダビングみたいな機械が発見されてそうして非常に安くなる。同じ物が三千円の定価の物が三百円で買えるようになる。それは考えようによつちや日本全体の文化の進歩にもなる。それと同じことが今のこのような海賊版のレコードが売れる、普及するというところによつて日本全体の音楽に対する何といひますか、知識、それから音楽を理解する水準が高まつてきている、僕はよくわからないんですけど、けれども、そういうことは言えるんじゃないでしょうか。

○参考人(阿部浩二君) 先ほど申しましたように、近い目でもって見るならば、そうは言えるだろうと思ひます。

ただ、先ほど先生がお話なさいましたように、学術文献なんかでは海賊版が相当多数ございします。現に洋書でございしますが、日本の本を全部コピーするとなると相当高価になりますので、その行われておりませんけれども、ここで申し上げるのもちよつとおかしいと思ひますが、洋書の海賊版というものは非常に多くあるように私は仄聞しております。つまり、初めからおしまひまで別にコピーしなくても結構なのでございします。必要なところだけ簡単に、複製、複製機器が非常に精巧にできておりますので、それをやりますと外国の書物を買わなくなつてしまふというふうなこともなつてまいります。日本の本でもそうでありまして、雑誌についてもそうでございします。御承知のように現在の活字文化と申しますか、出版社の方の苦境というものは大変なものであるというふうに聞いております。ですから、目先においては、利用する者は安くと、自分一人くらいはと

いうように思ふかもしれないけれども、それが積もり重なつて、日本の文化をむしろかえつて荒廃させるのではなからうかというように私は思つております。

○美濃部亮吉君 私は何かこの問題は非常に大きな問題を含んでおりまして、今言つたように、文化的な水準と、それから、逆のいろいろなプラスとマイナスと、そしてそのプラスの面というものは、近代的な技術の発達に伴つて当然に行くべき必然性を持っている。産業革命、ちよつとした産業革命に似たようなプラスの面とマイナスの面を持つていっていると。それを何とかしてプラスの面を少なくして、そしてそれを集めてプラスの面に変えていくことが本当に必要なんじゃないだろうか。こういうことは、今はレコードでしようけれども、また、恐らくは本においても、それは外国の高価な本だけではなくして、一般の書物にも及ぶと。そのほかにもいろいろあれするんで、私なんかとても及びませぬけれども、何とかしてこれ十分慎重に考へてね。プラスとマイナスでなくつて、プラスに統一するということを考へなきやならないんだなというふうなことを考へておりました、いかがでございましょう、それについて、阿部さん。

○参考人(阿部浩二君) 私も、そう思つております。このどちらがプラス、どちらがマイナスというよりも、衆知を集めてプラスの方向に進まなければならぬ。例えば、先ほどの高宮さんや牛久保さんの方でも、一見利害が対立するように見えますけれども、そうではなくて、対立あるいは妥協点とかというのではなくて、両方で共存していく道をお二人の当事者で必ず見つけなければならぬと、そういう使命感のもとにおいて進まなければ問題は解決しないのではなからうかと思つております。先ほど先生がお話なさいましたように、いろいろと複製、複製、録音、録音機器の開発、発展と進歩というものは大変なものでございまして、これをとめるわけにはとてもいかないだろうと思ひます。それに従ひまして、それに応

じたところの法律制度ないしは取り扱ひというものが必要ではなからうかと思つております。

例えば、さつき先生がおっしゃつたようないろんな文献のことにつきまして、文献を利用するところの、例えば我々のような大学におる者たちの共同体の中におきまして、人様の文献をいろいろ利用いたします。そのコピーをいたしますけれども、それについてもやはり応分のそれだけのものを支払ひながら、つまり、うまい汁を吸う者は苦い汁も吸わなければならぬ、文化的な香りを、文化というものは決してただではないというふうな意識、そういう感覚というものをみんなお互いに持つ以外はないんじゃないか。最も迂遠なように見えますけれども、著作権思想なり無体財産に対するところの感覚というものを我々が研ぎ澄ますことが、最も問題を解決する場合の迂遠なように見えての近道じゃなからうかというように私は考へております。先生の御意見には全く同感でございします。

○美濃部亮吉君 そうであるべきであるにもかかわらず、僕はこの法律は賛成するつもりでおりますけれども、しかしながら、何といひますか、海賊版を余り監視し過ぎている。もう少し、何といひますか、その点、法律も考へたらばよかつたのではないだろうかというふうに思ひますけれども、しかし、著作権者を守つていくということ、あるいは当面はより大切なことではないかというふうにも思ひます。

○委員(長谷川信君) 他に御発言もなければ、参考人の方々に對する質疑はこれにて終了いたします。

この際、一言ごあいさつを申し上げます。参考人の方々には、長時間にわたり貴重な御意見を御聞かせいただきまして、まことにありがとうございます。委員会を代表いたしまして厚く御礼申し上げます。

本案に対する本日の審査はこの程度といたします。

午後六時二十分まで休憩をいたします。
午後四時四十五分休憩

午後六時二十二分開会

○委員長(長谷川信君) ただいまから文教委員会を再開いたします。

この際、委員の異動について御報告いたします。

ただいま井上裕君が委員を辞任され、その補欠として村上正邦君が選任をされました。

○委員長(長谷川信君) 次に、昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案を議題といたします。

本案の修正について久保君からの発言を求められておりますので、この際これを許します。久保君。

○久保君 私は日本社会党を代表して、本案に対し修正の動議を提出いたします。その内容はお手元に配付されております案文のとおりでございます。

これよりその趣旨について御説明申し上げます。修正案の趣旨は、既裁定年金の額の改定の時期につきまして、政府案では四月分からとなっている部分を三月分さらに繰り上げようとするものであります。

これは恩給法の改定時期と同様の取り扱いをしようとするものであり、今後の生活を保障する年金制度の趣旨から見て当然のこととあります。政府案のように恩給法の改定時期と差別的な取り扱いをすることはまことに不当と言わなければなりません。

さらに、今回の引き上げ率はわずかに二%という低率であります。しかも昨年は既裁定年金の額

の改定が見送られていたのであります。公共料金の引き上げ等物価の上昇によって年金額は実質的に目減りしているのが実態でありまして、多くの退職者の生活は日々厳しいものになってきております。したがって、公務員賃金の抑制とこれに連動するこのような低率の引き上げはまことに不当であり、承服しがたいのであります。

そこで、少なくとも年金の引き上げ時期を三月に繰り上げることによって少しでも高齢の方々の生活を擁護するために本修正案を提出した次第であります。

何とぞ皆様方の御賛同をお願い申し上げます。なお、本修正によって必要となる経費は約三百八万円の見込みでございます。

以上で、提案理由の説明を終わります。

○委員長(長谷川信君) ただいまの久保君提出の修正案は予算を伴うものでありますので、国会法第五十七条の三の規定により、内閣から本修正案に対する意見を聴取いたします。森文部大臣。

○國務大臣(森喜朗君) ただいまの修正案につきましては、政府として反対であります。

○委員長(長谷川信君) それでは、これより原案並びに修正案について討論に入ります。――別に御発言もないようでありますから、これより昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案について採決をいたします。

まず、久保君提出の修正案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(長谷川信君) 少数と認めます。よって、久保君提出の修正案は否決されました。

それでは、次に原案全部に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(長谷川信君) 多数と認めます。よって、本案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定をいたしました。

久保君から発言を求められておりますので、これを許します。久保君。

を許します。久保君。
○久保君 私は、ただいま可決されました法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び参議院の会の各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。
昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について検討し、速やかにその実現を図るべきである。

一、長期給付に要する費用に対する国の補助率を百分の二十以上に引き上げるよう努めること。

なお、昭和五十七年度から同五十九年度までの間減額されることとなった国庫補助額については、特例適用期間終了後適正な利子を付して、その減額分の補てんを行うこと。

二、日本私学振興財団及び都道府県からの助成については、私学振興の見地から、その充実について必要な措置を講ずるよう努めること。

右決議する。

以上でございます。

委員各位の御賛同をお願い申し上げます。

○委員長(長谷川信君) ただいま久保君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(長谷川信君) 全会一致と認めます。よって、久保君提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定をいたしました。

○國務大臣(森喜朗君) ただいま御決議がございました事項につきましては、御趣旨を尊重し十分検討いたしたいと存じます。

○委員長(長谷川信君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任を願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと答ふ者あり〕
○委員長(長谷川信君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会をいたします。
午後六時二十九分散会

五月八日本委員会に左の案件が付託された。(予備審査のための付託は四月二十七日)

一、著作権法の一部を改正する法律案

昭和五十九年五月二十四日印刷

昭和五十九年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

D